

令和五年版

参議院委員会先例録

参議院事務局



## 例 言

一、本書は、第一回国会から第二百八回国会までの参議院の委員会、常任委員会合同審査会、調査会、憲法審査会、情報監視審査会、両院協議会及び政治倫理審査会に関する先例を集録したものである。

一、先例には、事項ごとに号数を付し、説明を加え、事例を採録した。

採録した各事例について、他にこれと同様な事例がある場合には、事例ごとに、その旨を付記した。

一、各先例の末尾に、関連のある先例及び参議院委員会先例諸表の号数を「参照」として記載した。

一、関係法規の条名を欄外に標記し、参照の便を図った。条名中括弧したものは、参考となるものを、また、条名中鍵括弧したものは、調査会について委員会の規定を準用する規定を示したものである。法規の名称は次の略語を用いた。

憲……………日本国憲法

国……………国会法

規……………参議院規則

合規……………常任委員会合同審査会規程

憲規……………参議院憲法審査会規程

情規……………参議院情報監視審査会規程

協規……………両院協議会規程

倫規……………参議院政治倫理審査会規程

議証……………議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

決調……………決算調整資金に関する法律

休日……………国会に置かれる機関の休日に関する法律

活性……………国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律

外為法……………外国為替及び外国貿易法

特定船舶……………特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

特定秘密……………特定秘密の保護に関する法律

一、参議院委員会先例諸表を別冊とし、参照の便を図った。

# 参議院委員会先例録

## 目次

第一章	委員会の組織	頁小目次頁
第一節	常任委員会及び特別委員会	一
第二節	常任委員及び特別委員	五
第三節	委員長及び理事	二
第一款	委員長	二
第二款	理事	二五
第二章	会議	三九
第一節	開会、休憩及び散会	三九
		六

第二節	案件の審査及び調査	四九
第一款	法律案	四九
第二款	予算	六一
第三款	決算及び決算に準ずるもの	六七
第四款	条約	八一
第五款	予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等	八五
第六款	決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	八八
第七款	その他の国会の承認又は議決を求める案件、議員の逮捕について許諾を求めるの件、決議案、規則案等	八九

第八款	請願	九六	一三
第九款	懲罰事犯の件	一〇二	一四
第十款	調査事件	一一四	一五
第三節	発言	一一五	一六
第四節	動議	一二八	一六
第五節	質疑	一三四	一七
第六節	討論	一三七	一八
第七節	修正	一四四	一八
第八節	内閣の意見聴取	一四八	一九
第九節	表決	一五一	一九
第十節	決議	一六〇	二〇
第十一節	秘密会	一六五	二一

第十二節	傍聴	一六七	二二
第三章	分科会	一七一	二二
第四章	小委員会	一八五	二四
第五章	公聴会	一九九	二六
第六章	連合審査会	二〇五	二七
第七章	国務大臣等	二二七	二九
第八章	証人及び参考人	二四一	三〇
第一節	証人	二四一	三〇
第二節	参考人	二五六	三二
第九章	委員派遣、報告又は記録の提出要求等	二六五	三三
第十章	報告	二七三	三三
第一節	審査報告書	二七三	三三



第二章	調査報告書	二七六	三四
第三節	委員長報告	二八一	三五
第四節	少数意見報告	二八六	三五
第十一章	継続審査及び継続調査	二八九	三六
第十二章	委員会会議録	二九七	三六
第十三章	常任委員会合同審査会	三〇五	三七
第十四章	調査会	三一九	三八
第十五章	憲法審査会	三三三	四一
第十六章	情報監視審査会	三四五	四三
第十七章	両院協議会	三五九	四五
第十八章	常任委員長懇談会	三八五	四八
第十九章	政治倫理審査会	三八九	四八

---

第二十章

儀礼

.....

三九七  
.....  
五〇

# 参議院委員会先例録

## 小目次

第一章 委員会の組織	一
第一節 常任委員会及び特別委員会	一
一 常任委員会は、十七種とする	一
二 常任委員会の所管は、各省庁別とする	二
三 特別委員会は、議院の議決により設置する	二
四 特別委員会の名称及び目的は、設置の議決で定める	三
五 特別委員会の消滅時期	四

第二節 常任委員及び特別委員 ..... 五

六 常任委員の数は、十人ないし四十五人とする ..... 五

七 特別委員の数は、設置の議決で定める ..... 六

八 議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員となることはできない ..... 六

九 常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任する ..... 七

一〇 委員の各会派割当数の変更 ..... 八

一一 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は全て常任委員を辞任し、新たに全常任委員を選任するのを例とする ..... 一〇

一二 同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする ..... 一一

第三節 委員長及び理事……………二二

第一款 委員長……………二二

- 一三 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するとともに委員会を代表する……………二二
- 一四 常任委員長は、議院の会議において当該委員会の委員の中から選任する  
常任委員長は、各会派に配分するのを例とする……………二二
- 一五 通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに全常任委員長を選任する  
のを例とする……………二五
- 一六 特別委員長は、委員会においてその委員が互選する……………一六
- 一七 特別委員長の互選は、委員会設置の当日に行うのを例とする……………一六
- 一七 特別委員長の互選に当たっては、委員中の年長者が委員長の職務を行う……………一七
- 一八 特別委員長は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者につ  
いて、委員長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする……………一八
- 一九 特別委員長を無名投票により互選した例……………一八

- 二〇 常任委員長が特別委員長を兼ねた例……………二一〇
- 二一 特別委員長を選任したときは、選任の当日文書をもって議長に報告する……………二二二
- 二二 特別委員長の辞任は、委員会が許可する……………二二二
- 二三 特別委員長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………二二四
- 二四 委員長は、委員会の運営に関し協議するため理事会を開く……………二二五
- 第二款 理事**……………二二五
- 二五 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が委員長の職務を行う……………二二五
- 二六 委員長の信任に関する議事については、委員長の委託を受けた理事が委員長の職務を行う……………二二七
- 二七 常任委員会の理事は、議院運営委員会において定めた常任委員会の理事の選任基準により、議院運営委員会理事会において各会派に割り当て、各委員会において選任する……………二二八

二八	特別委員会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、委員会において選任するのを例とする……………	二九
二九	理事は、委員長の指名により選任するのを例とする……………	三〇
三〇	理事を選任したときは、選任の当日委員長から文書をもって議長に報告する……………	三一
三一	常任委員長及び特別委員長は、理事を兼ねない……………	三二
三二	常任委員会の理事は、他の常任委員会の理事を兼ねない……………	三三
三三	理事の辞任は、委員会が許可する……………	三四
三四	理事の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………	三五
三五	理事がその地位を失ったときは、最近の委員会においてその補欠選任を行うのを例とする……………	三六
三六	理事に事故があり又は理事選任前のため、委員が委員長の職務を行った例……………	三六

## 第二章 会議……………三九

### 第一節 開会、休憩及び散会……………三九

- 三七 委員会の開会の日時は、委員長がこれを定める……………三九
- 三八 委員会の開会の要求は、委員の三分の一以上の連署する文書によつてこれを行  
う……………三九
- 三九 委員会の開会の要求書に日時が記載されている場合においても、開会の日時は  
委員長がこれを定める……………四〇
- 四〇 委員会の定例日に関する例……………四一
- 四一 審査日程に関する例……………四一
- 四二 委員会は、日曜日その他の休日には開かないのを例とする……………四二
- 四三 委員会の開会時刻は、午前十時又は午後一時と定めるのを例とする……………四三
- 四四 委員会を議院の会議中に開くには、あらかじめ議長の許可を受けることを要す  
る……………四三



四五	委員会の開会の通知は、参議院公報をもって行う……………	四四
四六	委員会は、委員会議室において開く……………	四五
四七	委員会の定足数は、委員の実数を基礎として算定する……………	四五
四八	委員会開会后一時定足数を欠く場合に関する例……………	四六
四九	休憩及び散会は、委員長がこれを宣告する……………	四六
五〇	委員の席は、特定しないのを例とする……………	四六
五一	委員打合会に関する例……………	四七

## 第二節 案件の審査及び調査…………… 四九

### 第一款 法律案…………… 四九

五二	法律案審査の順序……………	四九
五三	審査案件が数個あるときは、議題とする順序は委員長が定める……………	五〇
五四	審査の便宜上必要があるときは、数個の議案を一括して議題とし審査を行う……………	五〇
五五	衆議院において修正された議案については、送付案を原案として審査する……………	五一

五六	議案が衆議院において修正された場合の説明に関する例	五一
五七	議案の趣旨説明を省略した例	五二
五八	委員会提出の法律案決定の順序	五五
五九	委員会提出の法律案については、字句の整理及び趣旨説明の内容を、委員長に一任するのを例とする	五六
六〇	中間報告が行われた法律案について委員会の審査に期限が付された例	五六
六一	法律案の審査中憲法第五十九条第四項の期間が経過しても、委員会は引き続き審査を行う	五七
六二	衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知があつた法律案は、その通知書の受領と同時に消滅したものと取り扱う	五九
六三	委員会の議題となつた議員発議案の撤回は、委員会の許可を要する	六〇
六四	法律案について審査報告書を撤回し再び審査を行った例	六〇
<b>第二款 予算</b>		
六五	総予算審査の順序	六一

六六	補正予算審査の順序……………	六三
六七	暫定予算審査の順序……………	六四
六八	予算の趣旨説明は、衆議院予算委員会に引き続き同日これを聴くのを例とする……………	六四
六九	予算委員会が他の委員会に対し、総予算について審査を委嘱するには、委員長 の発議により、委員会において決定する……………	六五
七〇	総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、所管の国务大臣等から予算の説 明を聴いた後、質疑を行うが、討論、採決は行わない……………	六五
七一	総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、その審査の後、委員長から審査 概要を予算委員会に報告する……………	六六
七二	予算の審査中憲法第六十条第二項の期間が経過した例……………	六六
<b>第三款 決算及び決算に準ずるもの……………</b>		
七三	決算審査の順序……………	六七
七四	決算については、決算検査報告に関し説明書が提出される……………	七二

- 七五 決算について総括的な質疑を行うに当たっては、内閣総理大臣が出席するのを例とする……………七三
- 七六 決算につき議決するには、委員長においてあらかじめ議決案を作成し、これを表決に付するのを例とする……………七三
- 七七 決算につき警告の議決をしたときには、これに対し関係国務大臣が所信を述べ、これを例とする……………七三
- 警告決議に対しその後内閣の採った措置については、財務大臣が報告するのを例とする……………七五
- 七八 国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書は、決算と併せて審査を行い、是認するか否かを議決するのを例とする……………七七
- 七九 国庫債務負担行為総調書を審査するには、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、是認するか否かを議決するのを例とする……………七七
- 八〇 日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書を審査するには、総務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、議決するのを例とする……………七八

八一 決算及び決算に準ずるものは、会期中に審査が結了するに至らなかつた場合に  
おいては、後の国会において引き続き審査するのを例とする……………八一〇

**第四款 条約**……………八一

八二 条約審査の順序……………八一

八三 条約の審査中憲法第六十一条の期間が経過した例……………八一

八四 衆議院送付の条約を継続審査とした例……………八四

**第五款 予備費使用総調書及び各省各庁所管使**

**用調書等**……………八五

八五 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等を審査するには、財務大臣等か  
ら説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決する  
のを例とする……………八五

## 第六款 決算調整資金からの歳入組入れに関する

調書……………八八

八六 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書を審査するには、財務大臣から説

明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを  
例とする……………八八

## 第七款 その他の国会の承認又は議決を求める

案件、議員の逮捕について許諾を求め  
るの件、決議案、規則案等……………八九

八七 国会の承認を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴

いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする……………八九

八八 国会の議決を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴

いて、質疑を行い、討論の後、可否を議決するのを例とする……………九一

八九	議員の逮捕について許諾を求めるの件を審査するには、国务大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、許諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする……………	九一
九〇	決議案、規則案等の審査に関する例……………	九三
九一	委員会において決議案の発議につき協議した例……………	九五

## 第八款 請願 …………… 九六

九二	請願審査の順序……………	九六
九三	請願は、請願文書表に記載された順序によつて審査するのを例とする……………	九七
九四	請願の審査を小委員会等に付した例……………	九七
九五	紹介議員が議員の地位を失つた場合にも、そのまま請願の審査を行うのを例とする……………	九九
九六	請願は、採択すべきもの又は不採択とすべきものと議決する……………	九九
九七	請願について願意の一部を除き採択する場合には、意見書案を付する……………	一〇〇

九八	審査中の議案に関連がある請願は、当該議案の審査が結了するまで表決に付き ない……………	一〇一
九九	既に委員会の決定があつた議案に関連する請願の処理に関する例……………	一〇一

### 第九款 懲罰事犯の件……………

一〇〇	懲罰事犯の件審査の順序……………	一〇二
一〇一	議長又は懲罰動議の提出者の説明に関する例……………	一〇三
一〇二	本人から弁明の申出があるときは、委員長はこれを許可する……………	一〇四
一〇三	本人に対する尋問は、本人から弁明を聴いた後、引き続き行うのを例とする……………	一〇五
一〇四	本人から弁明の申出がなく、また、尋問のため本人の出席も求めなかつた例……………	一〇五
一〇五	関係者の尋問に関する例……………	一〇六
一〇六	本人及び関係者の出席要求手続に関する例……………	一〇七
一〇七	証人として関係者の出頭を求めた例……………	一〇八
一〇八	委員外議員が関係者に尋問を行った例……………	一〇八
一〇九	懲罰動議の提出者が証拠物件を提出した例……………	一〇九



一一〇	実地検証を行った例……………	一〇九
一一一	懲罰事犯の件の討論に当たっては、事犯者ごとに、懲罰を科すべきものか否か及び懲罰を科すべきものとする場合にはその種類についても併せて述べるのを例とする……………	一一〇
一一二	懲罰事犯の件についての採決の順序に関する例……………	一一一
一一三	公開議場における戒告又は陳謝の懲罰を科すべきものと議決したときは、委員会においてその文案を起草する……………	一一二
一一四	懲罰事犯の件を審査するときは、議員及び報道関係者のほかは、傍聴を許さないのを例とする……………	一一三
一一五	懲罰事犯の件を継続審査した例……………	一一三
	<b>第十款 調査事件</b> ……………	一一四
一二六	常任委員会は、調査を行おうとする事件について、あらかじめ議決するのを例とする……………	一一四
一二七	調査事件調査の方法……………	一一五

### 第三節 発言……………一五

- 一一八 委員会において発言するには、その都度、委員長の許可を受けることを要する……………一五
  - 一一九 委員の発言は、通告なしに行うのを例とする……………一六
  - 一二〇 発言時間の制限は、全ての発言者の発言に先立って行うのを例とする……………一六
  - 一二一 発言時間をあらかじめ各会派に割り当てた例……………一八
  - 一二二 議長の委員会への出席発言に関する例……………二〇
  - 一二三 委員長が委員会を代表して他の委員会に出席し発言するには、委員会又は理事
  - 会の決定に基づいてこれを行うのを例とする……………二一
  - 一二四 委員外議員の発言に関する例……………二二
  - 一二五 委員の発言中に不穏当な言辞がある場合の措置に関する例……………二四
  - 一二六 発言した委員から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する……………二七
- 
- 第四節 動議……………二八**
  - 一二七 動議は、委員会において、口頭により提出するのを例とする……………二八

一一八	動議の成立に関する例……………	一一九
一二九	先決動議は、直ちに議題とする……………	一二九
一三〇	競合した先決動議を議題とする順序は、委員長がこれを決定する……………	一三〇
一三一	動議について趣旨説明を行った例……………	一三〇
一三二	動議に対し質疑、討論を行った例……………	一三一
一三三	委員会の議題となつた動議の撤回に関する例……………	一三四

## 第五節 質疑……………

一三四	質疑者の順序に関する例……………	一三四
一三五	予算委員会における質疑に関する例……………	一三五
一三六	関連する質疑は、質疑者に異議がない場合に、委員長が適宜これを許可する……………	一三五
一三七	質疑の終局に関する例……………	一三六
一三八	質疑終局の後、特に補充して質疑を行った例……………	一三六

## 第六節 討論……………一三七

- 一三九 討論者の順序に関する例……………一三七
- 一四〇 討論者は、同一の議題について、一会派一人とするのを例とする……………一四〇
- 一四一 討論は、同一の議題について、一人一回とするのを例とする……………一四一
- 一四二 討論は、案件の全部について行うのを例とする……………一四二
- 一四三 修正案は、原案と併せて討論を行うのを例とする……………一四二
- 一四四 討論者は、案件に対する賛否を明らかにする……………一四三
- 一四五 討論中に継続審査の動議を採決した例……………一四三
- 一四六 討論の終局に関する例……………一四四

## 第七節 修正……………一四四

- 一四七 修正案の提出に関する例……………一四四
- 一四八 発議者が、その発議した法律案に対して修正案を提出した例……………一四五
- 一四九 小委員会の報告に係る修正案を議題とした例……………一四六

一五〇	修正に伴う字句等の整理を委員長に一任した例	一四六
一五一	修正案を撤回した例	一四七

## 第八節 内閣の意見聴取

一五二	国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取の時期に関する例	一四八
一五三	内閣の意見は、所管の国務大臣からこれを聴くのを例とする	一五〇

## 第九節 表決

一五四	採決は、案件ごとに行うのを例とする	一五一
一五五	採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とする	一五一
一五六	委員長が異議の有無を諮ったところ、反対と呼ぶ者があつたため、挙手により採決した例	一五二
一五七	委員長は、表決に加わらない	一五三
一五八	採決において過半数を算定するには、委員長を除く出席委員全員を基礎数とする	一五三

- 一五九 採決の結果可否同数となり、委員長が決した例……………一五四
- 一六〇 修正案は、原案より先に採決する……………一五五
- 一六一 修正案が数個あるときは、その採決の順序は委員長が決定する……………一五五
- 一六二 数個の修正案に共通の部分がある場合の採決の方法に関する例……………一五六
- 一六三 修正案が可決されたときは、修正部分を除いた原案について採決する……………一五七
- 一六四 数個の議案に対するそれぞれの修正案を一括して採決した例……………一五八
- 一六五 発議者が、その発議に係る法律案に対する修正案に賛成した例……………一五九
- 一六六 会期が延長されたため、既に議院の会議において継続審査の議決があつた議案  
 について採決を行った例……………一五九

**第十節 決議……………**

- 一六七 委員会における決議は、委員長の発議又は委員の動議によりこれを行う……………一六〇
- 一六八 附帯決議の動議は、議案採決の直後に提出するのを例とする……………一六一
- 一六九 他の委員会に対し申入れの決議を行った例……………一六一

一七〇	委員会において決議を行ったときは、所管の国务大臣等が所信を述べるのを例とする……………	一六三
一七一	委員会の決議文を政府等に送付した例……………	一六四
<b>第十一節 秘密会</b> ……………		
一七二	秘密会においては、委員のほか、議員、国务大臣等及び政府当局者で議事に関係のある者並びに事務を執る職員以外の者の退場を命ずる……………	一六五
一七三	小委員会又は連合審査会を秘密会とした例……………	一六六
一七四	秘密会の記録に関する例……………	一六六
<b>第十二節 傍聴</b> ……………		
一七五	委員長は、委員会の傍聴を許可するのを例とする……………	一六七
一七六	委員会におけるラジオ、テレビジョンによる実況放送等については、委員長の許可を要する……………	一六九
一七七	秩序保持のため傍聴人に退場を命じた例……………	一六九

### 第三章 分科会……………一七一

- 一七八 予算委員会及び決算委員会は、審査の便宜のため、これを数個の分科会に分けることができる……………一七一
- 一七九 分科会を設置するには、委員長が発議により、委員会において決定する……………一七二
- 一八〇 分科担当委員の数は、各分科会ともほぼ同数とするのを例とする……………一七三
- 一八一 分科担当委員は、各会派の所属委員数の比率により各会派に割り当てる……………一七四
- 一八二 分科担当委員は、各会派から申出があつた者について、委員長が委員会において指名するのを例とする……………一七四
- 一八三 委員長は、分科担当委員となる……………一七五
- 一八四 分科担当委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする……………一七六
- 一八五 補欠として選任された委員は、前任者の分科会を担当する……………一七六
- 一八六 主査及び副主査は、分科会の審査開始日に選任するのを例とする……………一七七



一八七	主査及び副主査の互選に当たっては、分科担当委員中の年長者が主査の職務を行う	
	主査及び副主査は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者について、年長者の指名により選任するのを例とする	一七七
一八八	主査及び副主査を選任したときは、選任の当日文書をもって委員長に報告する	一七八
一八九	主査、副主査共に事故があったため、出席分科担当委員中の年長者が主査の職務を行った例	一七九
一九〇	分科会が議事を開き議決するには、分科担当委員の半数以上の出席を要する	一七九
一九一	分科会においては、各省各庁別に細目にわたる説明を聴き質疑を行う	一八〇
一九二	分科担当委員外委員の発言を許可した例	一八〇
一九三	分科会に国務大臣等の出席を求めるには、主査から直接これを行うのを例とする	一八一
一九四	分科会への参考人の出席要求については、委員会においてあらかじめ委員長に一任するのを例とする	一八一

- 一九五 分科会において、各省各庁に対し資料提出の要求があるときは、主査から直接これを求めるのを例とする……………一八二
- 一九六 分科会の審査が終わったときは、主査からその旨の報告書を委員長に提出し、質疑応答の概要を口頭をもって委員会に報告する……………一八二
- 一九七 分科会の審査期間中に委員会を開いた例……………一八三
- 一九八 分科会の消滅時期……………一八三
- 第四章 小委員会**……………一八五
- 一九九 小委員会は、委員会が審査又は調査のため、必要に応じ、委員長の発議又は委員の動議によりこれを設ける……………一八五
- 二〇〇 小委員の数は、小委員会設置の議決で定める……………一八六
- 二〇一 小委員は、各会派に割り当てるのを例とする……………一八六
- 二〇二 小委員は、各会派から推薦された者について、委員長が委員会において指名するのを例とする……………一八七
- 二〇三 小委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする……………一八八

二〇四	小委員会には小委員長を置く……………	一八八
二〇五	小委員長の選任に関する例……………	一八九
二〇六	小委員会において小委員長を選任したときは、選任の当日文書をもって委員長に報告する……………	一八九
二〇七	小委員長代理に関する例……………	一九〇
二〇八	小委員長の辞任の許可及び補欠選任に関する例……………	一九一
二〇九	小委員会が議事を開き議決するには、小委員の半数以上の出席を要する……………	一九二
二一〇	小委員会を秘密会とした例……………	一九二
二一一	小委員会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部分を提供する会議録に掲載しなかつた例……………	一九三
二一二	小委員会に国務大臣等の出席を求めるとは、小委員長から直接これを行うのを例とする……………	一九三
二一三	小委員会への政府参考人の出席要求をあらかじめ委員長に一任した例……………	一九四
二一四	小委員会への参考人の出席要求に関する例……………	一九四

- 二二五 小委員会において、各省各庁に対し資料提出の要求があるときは、小委員長から直接これを求めるのを例とする……………一九五
- 二二六 小委員会の審査又は調査が終わったときは、小委員長から委員会に経過及び結果を報告する……………一九五
- 二二七 一の委員会に設けられた二個の小委員会が連合して会議を開いた例……………一九六
- 二二八 小委員会の名称を変更した例……………一九七
- 二二九 小委員会の消滅時期……………一九七

## 第五章 公聴会……………一九九

- 二二〇 委員会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する……………一九九
- 二二一 公聴会の開会の日時は、委員長が委員会に諮って決定するのを例とする……………一九九
- 二二二 公聴会の公示は、官報に掲載するほか、委員長の選定するところにより、ラジオ、テレビジョン放送等の方法による……………二〇〇
- 二二三 公聴会は、おおむね十日前に公示するのを例とする……………二〇一

二二四	公述人の選定は、委員長に一任するのを例とする……………	二〇一
二二五	公述人の発言時間は、委員長においてあらかじめ均等に定めるのを例とする……………	二〇二
二二六	欠席した公述人の申出により代理人に意見を述べさせた例……………	二〇二
二二七	欠席した公述人が文書をもって意見を提示した例……………	二〇三
二二八	公述人の意見を連合審査会において聴取した例……………	二〇四

## 第六章 連合審査会……………二〇五

二二九	連合審査会は、案件を付託されている委員会が、その案件に関連のある他の委員 会から開会の申入れを受け、これを受諾して開くのを例とする……………	二〇五
二三〇	連合審査会開会の申入れを拒否した例……………	二〇七
二三一	連合審査会の開会の日時は、案件を付託されている委員会の委員長が、他の委 員会の委員長と協議して決定する……………	二〇八
二三二	連合審査会は、開会の日時を参議院公報に掲載して開くのを例とする……………	二〇九
二三三	連合審査会は、各委員会の委員実数の合計の半数以上が出席し、かつ、各委員 会の委員の少なくとも一人以上が出席するのを待つて開くのを例とする……………	二一一

二三四	連合審査会の会議は、案件を付託されている委員会の委員長がこれを整理する……………	二二一
二三五	連合審査会における趣旨説明に関する例……………	二二四
二三六	連合審査会における質疑者の順序及び時間等については、関係委員会の委員長 又は連合理事会において協議するのを例とする……………	二二五
二三七	連合審査会における質疑は、案件を付託されていない委員会の委員から優先的 に行うのを例とする……………	二二六
二三八	連合審査会における質疑時間をあらかじめ各会派又は各委員会に割り当てた例……………	二二七
二三九	連合審査会において委員外議員の発言を許可した例……………	二二八
二四〇	連合審査会には案件の議決権はない……………	二二九
二四一	連合審査会を秘密会とした例……………	二二九
二四二	連合審査会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部 分を提供する会議録に掲載しなかった例……………	二二〇
二四三	連合審査会に政府参考人の出席を求めるには、案件を付託されている委員会に おいて、その出席要求を決定するのを例とする……………	二二一
二四四	連合審査会に証人の出頭を求めた例……………	二二二

二四五	連合審査会に参考人の出席を求めるには、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とする……………	二二三
二四六	連合審査会は、会議の整理者の発議又は委員の動議により、連合審査会の議決をもつて終了するのを例とする……………	二二四
<b>第七章 国務大臣等</b> ……………		
二四七	国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、委員長から直接これを行うのを例とする……………	二二七
二四八	会計検査院長及び検査官の出席要求は、委員長から直接これを行うのを例とする……………	二二九
二四九	最高裁判所長官の指定した代理者の発言は、委員長においてこれを許可するのを例とする……………	二三〇
二五〇	政府参考人の出席要求は、委員会において議決し、委員長からこれを行う……………	二三〇
二五一	国会職員の出席発言は、委員長からこれを求めるのを例とする……………	二三一

- 二五二 国務大臣等の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例……………二五三
- 二五三 委員会において発言した国務大臣等から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する……………二三八

## 第八章 証人及び参考人……………二四一

### 第一節 証人……………二四一

- 二五四 証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する……………二四一
- 二五五 議院外の指定する場所に証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する……………二四二
- 二五六 証人の現在場所において証言を求めるには、証人証言要求書を議長に提出する……………二四二
- 二五七 証人の出頭を求め又は証人の現在場所において証言を求めるには、出頭又は証言すべき日の五日前までに通知する……………二四三



二五八	証人は、委員長の許可を得て補佐人を選任することができる……………	二四四
二五九	外国人が証人として出頭し証言した例……………	二四四
二六〇	連合審査会に証人が出頭した例……………	二四五
二六一	議院外の指定する場所に証人の出頭を求めた例……………	二四六
二六二	証人の現在場所において証言を求めた例……………	二四六
二六三	委員長は、証人に対し、宣誓又は証言を拒むことができる場合を告げ、かつ、正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだとき及び虚偽の陳述をしたときの罰則を警告する……………	二四七
二六四	証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音は、委員長が証人の意見を聴いた上で委員会に諮り許可する……………	二四八
二六五	証人の宣誓は、起立して行う……………	二四八
二六六	数人の証人から証言を求める方法に関する例……………	二四九
二六七	証人に対する尋問時間をあらかじめ委員長及び各会派に割り当てた例……………	二四九
二六八	議院外において証言を求めたときは、議院外証言速記録を委員会会議録に掲載するのを例とする……………	二五〇

二六九	証人が出頭しなかった場合の措置に関する例	二五一
二七〇	証人として書類の提出を求めるには、書類提出要求書を議長に提出する	二五三
二七一	証人として書類の提出を求めた例	二五三
二七二	証人を告発した例	二五四

## 第二節 参考人

二七三	参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する	二五六
二七四	外国人が参考人として出席し意見を述べた例	二五七
二七五	参考人の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった例	二五九
二七六	欠席した参考人が意見を記述した文書を提出した例	二六一
二七七	分科会、小委員会又は連合審査会において参考人の意見を聴取した例	二六二

第九章	委員派遣、報告又は記録の提出要求等	二六五
二七八	委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する	二六五
二七九	数個の委員会の派遣委員が合同して調査を行った例	二六八
二八〇	審査中の議案について関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った例	二六八
二八一	派遣委員は、調査の結果について報告する	二六九
二八二	報告又は記録の提出要求に関する例	二七〇
二八三	会計検査院に対して特定事項の検査の要請をするには、会計検査及びその結果の報告要請書を議長に提出する	二七一
第十章	報告	二七三
第一節	審査報告書	二七三
二八四	案件の審査を終わったときは、審査結了の当日委員長から審査報告書を議長に提出する	二七三

二八五	請願及び懲罰事犯の件の審査報告書には、要領書を添えない……………	二七四
二八六	閉会中に継続審査案件の審査を終わらなかったときは、次の国会の召集日の前日委員長から審査報告書を議長に提出する……………	二七五
二八七	法律案の審査報告書を撤回した例……………	二七五
<b>第二節 調査報告書……………</b>		
二八八	調査を終わったときは、調査終了の当日委員長から調査報告書を議長に提出する……………	二七六
二八九	会期中に調査を終わらなかったときは、会期の終了日に委員長から調査報告書を議長に提出する……………	二七六
二九〇	閉会中に継続調査事件について調査を終わらなかったときは、次の国会の召集日の前日委員長から調査報告書を議長に提出する……………	二七八
二九一	委員会において調査中の事件について、中間報告として調査報告書を議長に提出した例……………	二七九

第三節 委員長報告……………二八一

二九二 委員長は、審査を終わった案件が議院の会議の議題となったときは、案件の内

容について説明した後、委員会における審査の経過及び結果を報告する……………二八一

二九三 審査中の案件について議院の会議において中間報告を求められたときは、委員

長は、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過について報

告する……………二八二

二九四 委員会において調査中の事件について、議院の会議において口頭で中間報告を

行った例……………二八三

第四節 少数意見報告……………二八六

二九五 少数意見を議院に報告しようとするときは、少数意見者は、所定の賛成者と連

名で少数意見報告書を委員長を経て議長に提出する……………二八六

第十一章 継続審査及び継続調査……………二八九

二九六 委員会が閉会中も審査又は調査を継続しようとするときは、継続審査要求書又

は継続調査要求書を議長に提出する……………二八九

二九七 継続審査案件を閉会中に採決した例……………二八九

二九八 継続審査案件は、次の国会において引き続き審査する……………二九三

二九九 通常選挙が行われる閉会中には、議案の継続審査は行わないのを例とする……………二九三

三〇〇 衆議院の解散による閉会中には、議案の継続審査は行わない……………二九四

第十二章 委員会会議録……………二九七

三〇一 委員会会議録に掲載する事項に関する例……………二九七

三〇二 外国人の外国語による発言は、通訳した日本語によつて会議録に記載する……………二九八

三〇三 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例……………二九九

三〇四 速記の一時中止に関する例……………三〇〇

三〇五 委員の発言中の不穏当な言辞は、提供する会議録に掲載しない……………三〇一

三〇六	国務大臣、参考人等の発言中の不穏当な言辞を提供する会議録に掲載しなかつた例……………	三〇一
三〇七	委員、国務大臣等から発言の訂正を求められ、委員長がこれを認めたときは、発言を訂正して会議録に掲載する……………	三〇二
三〇八	秘密会の記録のうち特に秘密を要するものと議決した部分は、提供する会議録に掲載しない……………	三〇三
<b>第十三章 常任委員会合同審査会</b> ……………		
三〇九	合同審査会の開会手続に関する例……………	三〇五
三一〇	合同審査会の委員は、両議院の常任委員会の委員全員とするのを例とする……………	三〇七
三一 一	合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに当たる……………	三〇八
三一 二	合同審査会の定足数……………	三〇九
三一 三	合同審査会の審査に当たっては、まず、各議院の委員会における審査の経過の説明を聴いた後、質疑を行うのを例とする……………	三〇九
三一 四	合同審査会において委員外議員の発言を許可した例……………	三一〇

- 三二五 合同審査会において証人の証言を聴取した例……………三二〇
- 三二六 合同審査会に国務大臣等の出席を求めるには、会長から直接これを行うのを例とする……………三二一
- 三二七 合同審査会における案件の採決は、起立の方法により又は異議の有無を諮って行うのを例とする……………三二一
- 三二八 合同審査会には速記を付し、その議事を合同審査会会議録に記載する……………三二二
- 三二九 国家基本政策委員会合同審査会に関する例……………三二二

#### 第十四章 調査会……………三二九

- 三三〇 調査会は、議院の議決により設置し、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、その設置の議決で定める……………三二九
- 三三一 調査会の存続期間……………三三〇
- 三三二 調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任する……………三三〇



三三三	調査会長は、調査会の議事を整理し、秩序を保持するとともに調査会を代表する……………	三三二
三三四	調査会長は、調査会においてその委員が互選する……………	三三二
三三五	調査会長の互選は、調査会設置の当日に行うのを例とする……………	三三一
三三六	調査会長の辞任は、調査会が許可する……………	三三一
三三七	調査会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………	三三二
三三八	調査会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に對する割当てに基づき、調査会において選任するのを例とする……………	三三三
三三九	調査事項の調査の方法……………	三三四
三三〇	調査会は、調査事項の調査等のため、必要に応じ、調査会長の發議又は委員の動議により小委員会を設ける……………	三三五
三三一	調査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する……………	三三五
三三二	調査会は、委員会又は他の調査会と協議して連合審査会を開くことができる……………	三三六
三三三	国務大臣等の出席要求は、調査会長から直接これを行うのを例とする……………	三三六

三三三	政府参考人の出席要求は、調査会において議決し、調査会長からこれを行う……………	三二七
三三三	参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する……………	三二七
三三五	委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する……………	三二八
三三六	報告又は記録の提出要求に関する例……………	三二九
三三七	調査会は、法律案を提出することができる……………	三二九
三三八	調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告するときは、勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出する……………	三三〇
三三九	調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を議長に提出する……………	三三〇
三四〇	調査会長は、調査の経過及び結果を議院に報告するときは、文書をもって議長に申し出る……………	三三一
三四一	調査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会の例による……………	三三二

第十五章 憲法審査会……………三三三

三四二 憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について

広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又

は国民投票に関する法律案等を審査する……………三三三

三三三 憲法審査会は、四十五人の委員で組織する……………三三四

三三四 会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び憲法審査会を代表す

る……………三三四

三三五 会長は、憲法審査会においてその委員が互選する……………三三五

三三六 会長の辞任は、憲法審査会が許可する……………三三六

三三七 会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………三三六

三三八 幹事は、議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各会派に対する割

当てに基づき、憲法審査会において選任するのを例とする……………三三七

三四九 憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会するこ

とができる……………三三八

- 三五〇 憲法審査会は、必要に応じ、会長の発議又は委員の動議により小委員会を設ける……………三三九
- 三五一 憲法審査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する……………三三九
- 三五二 憲法審査会は、委員会又は調査会と協議して連合審査会を開くことができる……………三四〇
- 三五三 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する……………三四〇
- 三五四 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する……………三四一
- 三五五 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる……………三四一
- 三五六 憲法審査会の会議は、公開とする……………三四二
- 三五七 憲法審査会は、憲法改正原案に関し、衆議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる……………三四二
- 三五八 議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める……………三四三

第十六章 情報監視審査会……………三四五

三五九 情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監

視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について

調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に

係る行政機関の長の判断の適否等を審査する……………三四五

三六〇 情報監視審査会は、八人の委員で組織する……………三四六

三六一 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会にお

いて特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又

は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をする……………三四七

三六二 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会

を代表する……………三四八

三六三 会長は、情報監視審査会においてその委員が互選する……………三四八

三六四 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員

が会長の職務を行う……………三四九

三六五	会長は、情報監視審査会の運営に関し協議するため運営協議会を開く……………	三四九
三六六	情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる……………	三五〇
三六七	情報監視審査会は、情報監視審査室において開く……………	三五〇
三六八	情報監視審査会における調査の方法……………	三五一
三六九	議長及び副議長の情報監視審査会への出席発言に関する例……………	三五二
三七〇	国務大臣等の出席要求は、会長から直接これを行うのを例とする……………	三五三
三七一	政府参考人の出席要求は、情報監視審査会において議決し、会長からこれを行う……………	三五三
三七二	参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する……………	三五四
三七三	委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する……………	三五四
三七四	特定秘密の提出又は提示の要求は、情報監視審査会において議決し、議長を経て行う……………	三五五
三七五	情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出する……………	三五五

三七六	情報監視審査会は、傍聴を許さない……………	三五六
三七七	情報監視審査会の会議録……………	三五七
三七八	情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要する部分は情報監視審査会において決議する……………	三五七
三七九	情報監視審査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会等の運営を参考とするとともに、特定秘密を適切に保護するために必要な事項等に関する内規等により定める……………	三五八

## 第十七章 両院協議会…………… 三五九

三八〇	協議委員は、議院の会議において選任する 協議委員は、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、割り当てるのを例とする……………	三五九
三八一	数個の案件について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選任に関する例……………	三六〇

- 三八二 協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする……………三六三
- 三八三 協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する……………三六四
- 三八四 協議委員議長及び副議長は、選挙管理者の指名により選任するのを例とする……………三六四
- 三八五 両院協議会の開会日時の決定方法に関する例……………三六五
- 三八六 両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする……………三六七
- 三八七 両院協議会においては、まず、各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とする……………三六七
- 三八八 本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなした場合の両院協議会における本院側の説明に関する例……………三六九
- 三八九 両院協議会において小委員を選任した例……………三七〇
- 三九〇 両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例……………三七〇



三九一	内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、これを協議案として表決に付する……………	三七一
三九二	両院協議会規程第八条に規定する当然影響をうける事項の範囲に関する例……………	三七四
三九三	協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする……………	三七六
三九四	協議案を得る見込みがない場合に両院協議会を終了した例……………	三七七
三九五	成案の案文整理は、両院協議会の議長に一任するのを例とする……………	三七八
三九六	両院協議会が終了したときは、協議委員議長から報告書を議長に提出する……………	三七八
三九七	両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において協議委員議長が報告する……………	三七九
三九八	両院協議会において申合せを行い、これを議院の会議において報告した例……………	三七九
三九九	両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する……………	三八三
四〇〇	協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供する……………	三八三
四〇一	両院協議会における発言の一部を提供する協議会議録に掲載しなかった例……………	三八四

第十八章 常任委員長懇談会……………三八五

四〇二 議長は、会期、会期の延長、休会、その他につき委員長の意見を聴くため、常任委員長懇談会を開く……………三八五

四〇三 議長は、常任委員長懇談会に特別委員長、調査会長及び憲法審査会会長の出席を求めるのを例とする……………三八六

四〇四 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が常任委員長懇談会に出席するのを例とする……………三八六

四〇五 通常選挙後初めて召集される国会の会期の決定に当たっては、常任委員長懇談会が開かないのを例とする……………三八七

四〇六 常任委員長懇談会に国務大臣等の出席を求めた例……………三八七

第十九章 政治倫理審査会……………三八九

四〇七 政治倫理審査会は、政治倫理の確立のため、議員が行為規範等に著しく違反し、政治的道義的に責任があると認められるかどうかについて審査する……………三八九

四〇八	政治倫理審査会は、十五人の委員で組織する……………	三九〇
四〇九	会長は、政治倫理審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び政治倫理審査会を代表する……………	三九一
四一〇	会長は、政治倫理審査会においてその委員が互選する……………	三九一
四一一	幹事は、議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各会派に対する割当てに基づき、審査会において選任するのを例とする……………	三九一
四一二	行為規範等違反審査の申立てをするには、委員の三分の一以上が連署する申立書を会長に提出することを要する……………	三九二
四一三	政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして行為規範等違反審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名し、これを会長に提出することを要する……………	三九三
四一四	政治倫理審査会が審査の申立てに係る事案を審査するか否かを決定するには、出席委員の過半数による議決を要する……………	三九三
四一五	政治倫理審査会は、政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして議員から審査の申出があったときは、当該申出に係る事案を審査しなければならない……………	三九四

- 四一六 政治倫理審査会は、政治的道義的に責任があると認めた議員に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長の辞任の勧告を行う……………三九五
- 四一七 政治倫理審査会が事案について審査を終わつたときは、会長から、事案の概要及び審査の結果を記載した報告書を議長に提出する……………三九六

## 第二十章 儀礼……………三九七

- 四一八 外国の貴賓が傍聴の際、歓迎の意を表した例……………三九七
- 四一九 感謝決議を行った例……………三九七
- 四二〇 委員の逝去につき委員会において弔意を表した例……………三九九
- 四二一 災害の犠牲者に対し委員会において哀悼の意を表した例……………四〇〇
- 四二二 外国の大統領の逝去につき委員会において弔意を表した例……………四〇〇

## 第一章 委員会の組織

### 第一節 常任委員会及び特別委員会

#### 一 常任委員会は、十七種とする

常任委員会の種類は、国会法に内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営及び懲罰委員会の十七種と定められている。

(注) 常任委員会の種類は、第一回国会から第五回国会までは二十一種、第六回国会から第二十一回国会までは十二種、第二十二回国会から第二百十回国会までは十六種、第二百十一回国会から第四百四十六回国会までは十七種、第四百四十七回国会から第五百十回国会までは十八種であったが、第五百十一回国会から十七種に改められた。

参照 諸表一

## 二 常任委員会の所管は、各省庁別とする

各常任委員会の所管は、参議院規則においてそれぞれ各省庁別に定められており、これらの所管は全体として国政全般にわたるように配分されている。

(注) 各常任委員会の所管は、当初事項別であったが、第三回国会における参議院規則の一部改正(昭和二十三年十月十一日議決)により各省庁別に、第二十二回国会における参議院規則の一部改正(昭和三十年三月十八日議決)により事項別に改められ、その後、第五百十回国会における参議院規則の一部改正(平成十二年十一月二十九日議決)により、第五百五十一回国会召集日(平成十三年一月三十一日)から再び現在の各省庁別に改められた。

## 三 特別委員会は、議院の議決により設置する

特別委員会は、議院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査又は調査するため、議院の議決により設置する。

(注) 1 特別委員会の設置は、国会法に当初「常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため」とのみ

定められていたが、第一回国会以来議院において特に必要があると認めた案件の審査のためにも特別委員会を設置した先例に鑑み、第二十一回国会における国会法の一部改正（昭和三十年法律第三号）によりこれが明文化された。

- 2 資格争訟特別委員会は、議員から他の議員の資格について訴状が提出されたとき設置されたものとする  
と参議院規則第九十三条の二に定められている。

参照 三二〇号、諸表三

#### 四 特別委員会の名称及び目的は、設置の議決で定める

特別委員会の名称及び目的は、その設置の際の議院の議決で定める。  
なお、特別委員会の名称及び目的を議院の議決で変更した例がある。

参照 七号、三二〇号、諸表三

## 五 特別委員会の消滅時期

特別委員会は、付託された案件が議院の会議において議決されたときに消滅するが、会期中に審査又は調査が終わらなかつた場合は、会期の終了と同時に消滅する。ただし、閉会中もなお継続して審査又は調査を行った場合には、次の国会の開会と同時に消滅する。

○特別委員会の消滅時期に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

特別委員会は、会期の終了と同時に消滅するものとする。

第二回国会閉会後の議院運営委員会（昭和二十三年十月九日）

閉会中継続して審査を行った特別委員会は、第三回国会の開会と同時に消滅する。

参照 三二一号



## 第二節 常任委員及び特別委員

### 六 常任委員の数は、十人ないし四十五人とする

各常任委員会の委員の数は、参議院規則において、法務、外交防衛、文政科学、農林水産、経済産業及び環境の六委員会は二十一人、内閣委員会は二十二人、総務、財政金融、厚生労働、国土交通及び議院運営の五委員会は二十五人、国家基本政策委員会は二十人、決算委員会は三十人、行政監視委員会は三十五人、予算委員会は四十五人、懲罰委員会は十人と定められている。

(注) 内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文政科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各委員を第一種委員といい、国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営、懲罰の各委員を第二種委員という。第一種委員の総数は二四八人(議員の定数)となるよう定められている。

#### 参照 諸表一

## 七 特別委員の数は、設置の議決で定める

特別委員会の委員の数は、設置の目的等を考慮し、特別委員会設置の際の議院の議決で定める。  
なお、特別委員会の名称及び目的の変更に伴い、委員の数を増加した例がある。

参照 四号、三二〇号、諸表三

## 八 議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員となることはできない

議員は、少なくとも一個の常任委員となる。この場合、議員は第一種委員（内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文政科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各委員）のうちいずれかの委員に選任される。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官の任にある議員は、その選任された常任委員を辞任することができる。

議員は、同時に二個を超える常任委員となることはできない。議員が二個の常任委員となる場合は、

そのうちの一個は第二種委員（国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営、懲罰の各委員）に限られる。ただし、議長、内閣総理大臣等が第一種の常任委員を辞任したときは、その者が属する会派の議員がその委員を兼ねることができる。この場合において、議員は同時に二個を超える常任委員となることはできないので、その委員を兼ねようとする議員が既に第二種委員を兼ねているときは、あらかじめこれを辞任しなければならない。

（注）第二十一回国会における国会法の一部改正（昭和三十年法律第三号）により、第四十二条第二項ただし書及び第三項の規定が設けられた。

## 九 常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により各

会派に割り当て、議院の会議において選任する

常任委員は、議院運営委員会理事会において、第一種及び第二種の各委員につき、それぞれ各会派所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

なお、会派に属しない議員には第一種委員のみを割り当てる。また、議院運営委員については、所属議員十人未満の会派には割り当てない。

特別委員は、議院運営委員会理事会において、特別委員会設置当日の各会派所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

(注) 第十五回国会閉会後の参議院緊急集会における議院運営委員会(昭和二十八年三月二十日)において、議院運営委員は今後所属議員十人以上の会派に割り当てる旨の決定があつた。

参照 一〇号、三三二号

## 国第四六条

### 一〇 委員の各会派割当数の変更

常任委員及び特別委員の割当選任後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議院運営委員会理事会においてその割当数の変更を決定する。

なお、各会派に対する委員の割当数と従前の割当数との調整は、委員の辞任及び補欠選任の手続により行うのを例とする。

○常任委員等の割当変更の基準に関する議院運営委員会理事会決定

第八十六回国会閉会後の議院運営委員会理事会(昭和五十三年十二月二十一日)

常任委員等の各会派への割当配分は、通常選挙後初めて召集される国会の冒頭において行うが、その

後の会派又は議員の異動により、これを変更する場合は次の基準により行うものとする。

一 割当変更を行う時期

- (1) 常会の冒頭においては、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は調整を行う。
- (2) その他の国会の冒頭においても、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は原則として調整を行う。ただし、合意により部分的な調整にとどめ、又は次の常会まで持ち越すこともできる。

- (3) 会期の途中においては、原則として割当調整は行わない。ただし、会派の結成、解散等により会派所属議員数に変動があり必要な場合には、割当再計算を行い調整を行う。

二 割当変更の際の調整方法

白紙に戻しての全面的な割当替えは、やむを得ない場合のほかは行わず、割当数値に変動のある範囲内で行う。

参照 九号

一一 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は全て常任委員を辞任し、新たに全常任委員を選任するのを例とする

常任委員は、議員の任期中その任にある定めであるが、通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は全て常任委員を辞任し、新たに全常任委員を選任するのを例とする。ただし、第三十二回国会、第六十七回国会、第七十五回国会及び第八十四回国会においては、改選期に当たらなかつた議員は常任委員を辞任せず、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行った。

なお、補欠選挙等により当選した議員の常任委員の選任は、議長がその議員を議院の会議において紹介した際行うのを例とする。ただし、第二十六回国会以後、閉会中に当選した議員の常任委員の選任は、閉会中に行うのを例とする。

参照 九号、一五号

## 一一一 同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする

同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする。この場合において、第一種、第二種及び国会法第四十二条第三項の規定により兼務する第一種の常任委員並びに特別委員の変更については、それぞれ別個に取り扱う。

委員の変更については、委員長から委員会に報告するのを例とする。

### ○委員の辞任及び補欠の取扱いに関する議院運営委員会決定

第二十四回国会議院運営委員会（昭和三十一年二月二十日）

常任委員又は特別委員の辞任及び補欠の件は、当分の間、本委員会に諮ることなく、次の基準によってこれを処理すべきものとし、なお、委員変更の通知を受けた当該委員長は、委員会にその旨報告すること。

一 同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする。

二 委員の変更時点は、事務局において会派からの届出を受理した時とする。

なお、第二十四回国会議院運営委員会理事会（昭和三十一年二月二十一日）において、右決定の取扱いについて常任委員の第一種委員及び第二種委員は、それぞれ別個に取り扱うことに決定した。

### 第三節 委員長及び理事

#### 第一款 委員長

- 一三 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するとともに  
委員会を代表する

委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するとともに委員会を代表する。

参照 三三三二号

- 一四 常任委員長は、議院の会議において当該委員会の委員の中か  
ら選任する

常任委員長は、各会派に配分するのを例とする

常任委員長は、議院の会議において当該委員会の委員の中から選任する。



常任委員長は、議院運営委員会理事会において、議員定数を常任委員長数で除して得た数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して配分し、議院の会議においては、当該会派の推薦に基づきこれを選任するのを例とする。

(注) 第三十二回国会昭和三十四年七月一日の議院の会議において、内閣、社会労働、商工及び運輸の各委員長を選任するに当たり、常任委員長の配分につき会派間の調整が調わなため、その選挙はいずれも投票により行った。

第四十回国会昭和三十七年一月二十四日の議院の会議において、同日の議院運営委員会理事会における本院の運営に関する次の申合せによる配分に基づき、常任委員長を選任した。

#### 申 合 せ

各会派は、参議院の正常な運営を期するため共同の責任の下に良識ある行動をとり良き慣行を確立することを申合せ。

一 右の申合せに基づき常任委員長及び特別委員長を別紙(一)のとおり配分する。

二 常任委員長の選任は、この申合せに基づき議長の名指によることとするが、国会法、参議院規則、重要な慣例又はこの申合せにもとる行為によつて議院の運営が著しく不正常になった場合は、国会法第二十五条の規定によることを妨げない。

三 各会派は、委員長の中立性に制約を加えてはならない。

委員長に別紙(二)に掲げるような行為があつた場合は、国会法第三十条の二に該当するものと認める。

別紙 (一)

委員長の各会派に対する配分は、次のとおりとする。

(イ) 常任委員長

自由民主党 一一

日本社会党 三

民主社会党 一

無所属クラブ 一

(ロ) 特別委員長

日本社会党 一

参議院同志会 一

これらの配分は、次の通常選挙後再検討することとする。

別紙 (二)

一 正当な理由がないにかかわらず委員会を開会しないこと。

二 みだりに休憩又は散会を宣告すること。

三 故なく委員の発言を許可せず又は委員の動議を議題としないこと。

四 故なく速記を中止すること。

## 一五 通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに全常任 委員長を選任するのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任する例であり、これに伴い常任委員長は欠員となるので、新たに全常任委員が選任された後、引き続き全常任委員長を選任するのを例とするが、次のような例もある。

第三十二回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行った後、任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。

第六十七回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行い、次いで改選期に当たらなかった常任委員長

のうち議院運営委員長について辞任を許可した後、同委員長、議長当選により欠員となった懲罰委員長及び任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。

第百七十五回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行い、次いで改選期に当たらなかった常任委員長のうち法務委員長及び行政監視委員長について辞任を許可した後、両委員長、議長当選により欠員となった議院運営委員長及び任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。第百八十四回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行った後、任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。

参照 一一号

一六 特別委員長は、委員会においてその委員が互選する

特別委員長の互選は、委員会設置の当日に行うのを例とする

特別委員長は、委員会においてその委員が互選する。

特別委員長の互選は、委員会設置の当日に行うのを例とするが、委員会設置の当日委員の選任が行われなかったため、後日委員の選任の日に、これを行った例もある。

参照 一七号、三三四号、諸表三

## 一七 特別委員長の互選に当たっては、委員中の年長者が委員長の職務を行う

特別委員選任後初めて開会する委員会は、委員中の年長者がこれを招集し、委員長の互選につき委員長の職務を行う。

年長者に事故があるときは、出席委員中の年長者が委員長の職務を行う。

参照 一六号

一八 特別委員長は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者について、委員長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする

特別委員長は、議院運営委員会理事会において定めた会派に対する割当てに基づき、当該会派からあらかじめ推薦された者について、委員長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする。委員長の職務を行う年長者を委員長に選任する場合には、委員の推薦の動議によるのを例とする。

参照 一九号

### 一九 特別委員長を無名投票により互選した例

特別委員長を会派に割り当てない場合において、特別委員長を無名投票により互選した次のような例がある。

第二回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会（昭和二十二年十二月十一日）において、委員長を選任するに当たり、委員草葉隆圓君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、中平

常太郎君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者中平常太郎君は投票を行った。

第七回国会選挙法改正に関する特別委員会（昭和二十四年十二月十五日）において、委員長を選任するに当たり、委員城義臣君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、小串清一君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者小串清一君は投票を行った。

第十二回国会平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（昭和二十六年十月十八日）において、委員長を選任するに当たり、委員岡本愛祐君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、大隈信幸君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者伊達源一郎君は投票を行わなかった。

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会（昭和三十五年三月十六日）において、委員長を選任するに当たり、委員井上清一君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、草葉隆圓君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者野村吉三郎君は投票を行った。

第四百四十五回国会国旗及び国歌に関する特別委員会（平成十一年七月二十八日）において、委員長

を選任するに当たり、委員鴻池祥肇君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、岩崎純三君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者岩崎純三君は投票を行った。

第七十七回国会東日本大震災復興特別委員会（平成二十三年六月十三日）において、委員長を選任するに当たり、委員長の職務を行った年長者川口順子君の発議により無名投票によって互選を行ったところ、柳田稔君が当選した。

なお、川口順子君は投票を行った。

参照 一八号

## 二〇 常任委員長が特別委員長を兼ねた例

常任委員長は特別委員長を兼ねないのを例とするが、常任委員長が特別委員長に選任された例もある。その主な例を挙げれば次のとおりである。

第十二回国会平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（昭和二十六年十月十八日）において、外務委員長大隈信幸君は、同特別委員長に互選された。



なお、同君は、十一月十四日外務委員長を辞任した。

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会（昭和三十五年三月十六日）において、外務委員長  
草葉隆圓君は、同特別委員長に互選された。

なお、同君は、同月二十一日外務委員長を辞任した。

第五十回国会日韓条約等特別委員会（昭和四十年十一月二十日）において、外務委員長寺尾豊君は、  
同特別委員長に選任された。

なお、同君は、十二月十三日同特別委員会消滅まで、外務委員長と兼務した。

第二百二十一回国会国会等の移転に関する特別委員会（平成三年八月五日）において、議院運営委員  
長伊江朝雄君は、同特別委員長に選任された。

なお、同君は、十一月四日同特別委員会消滅まで、議院運営委員長と兼務した。

参照 三一号

(規第八〇条)

## 二一 特別委員長を選任したときは、選任の当日文書をもって議長に報告する

特別委員長を選任したときは、委員長の職務を行った年長者から、また、特別委員長の補欠選任を行ったときは、委員長代理理事から、選任の当日その結果を文書をもって議長に報告する。

参照 一八号、一九号、二三号

## 二二 特別委員長の辞任は、委員会が許可する

特別委員長が辞任しようとするときは、文書で理事にその旨を申し出、理事は委員会に諮ってこれを許可する。

なお、特別委員長の所属会派が当該特別委員長の割当てを失ったとき又は特別委員長が国務大臣等兼務することが適当でない職に就任したときには、特別委員長はその辞任を申し出るものとする。その例を挙げれば次のとおりである。

第四十八回国会において、災害対策特別委員長白木義一郎君は、所属会派（公明党）が災害対策特

規第八〇条  
(国第三二条)  
「規第八〇条  
の八」

別委員長の割当てを失ったため、災害対策特別委員会理事藤野繁雄君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

以後同例がある。

第九十三回国会閉会後において、エネルギー対策特別委員長安孫子藤吉君は、国務大臣に就任したため、エネルギー対策特別委員会理事亀井久興君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出たが、次の国会の召集日が間近であったため、これを諮る委員会は開かれなかった。

なお、同委員長は、次の国会の開会と同時に特別委員会が消滅したため、その地位を失った。以後同例がある。

第二百二十二回国会において、国会等の移転に関する特別委員長伊江朝雄君は、国務大臣に就任したため、国会等の移転に関する特別委員会理事井上孝君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第百八十二回国会において、政府開発援助等に関する特別委員長伊達忠一君は、内閣府副大臣に就任したため、政府開発援助等に関する特別委員会理事中村博彦君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第百八十四回国会閉会後において、災害対策特別委員長横山信一君は、農林水産大臣政務官に就任

したため、災害対策特別委員会理事西田実仁君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

その他同例がある。

参照 一三三号、二五号、三二五号

### 二三 特別委員長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

委員会において、特別委員長の辞任を許可したときは、当日の委員会において引き続きその補欠選任を行うのを例とする。

なお、特別委員長の補欠選任を行う場合には、委員の推薦の動議によった例が多い。

参照 一八号、一二号、三二六号

## 二四 委員長は、委員会の運営に関し協議するため理事会を開く

委員長は、委員会の運営に関し理事と協議するため必要があるときは、理事会（委員長及び理事の打合せ会）を開く。

理事会の開会は、あらかじめ参議院公報をもって通知するのを例とするが、必要に応じ随時口頭により通知した例もある。

なお、議院運営委員会においては、その所管事項中、各会派間の交渉に関するもの等については、理事会限りにおいて処理するのを例とする。

## 第二款 理事

## 二五 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が 委員長の職務を行う

委員長がその職務を行うにつき事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の委託

を受けた理事が委員長の職務を行う。

委員長の委託を受けた理事に事故があるときは、あらかじめその理事から委託を受けた理事が委員長の職務を行う。

委員長の委託を受けた理事がないときは、理事の協議によって委員長の職務を行う理事を定めるのを例とするが、次のような例もある。

(一) 委員会において委員長の職務を行う理事を定めた例

第十一回国会公職選挙法改正に関する特別委員会（昭和二十六年八月十七日）において、委員長に選任された堀末治君が渡米中のため、委員会の決定に基づき、理事池田宇右衛門君が委員長の職務を行った。

(二) 委員の協議により委員長の職務を行う理事を定めた例

第十九回国会内閣委員会において、委員長小酒井義男君が委員長島銀藏君外四名提出の委員会開会要求に応じなかつたため、内閣委員の協議（昭和二十九年六月八日）により、委員長に事故があるものと認め、理事長島銀藏君が委員長の職務を行うべきものと決定した。よって、同君は翌九日委員会を招集した。

第十九回国会地方行政委員会において、委員長内村清次君が委員石村幸作君外五名提出の委員会開

会要求に応じなかったため、地方行政委員の協議（昭和二十九年六月八日）により、委員長に事故があるものと認め、理事堀末治君が委員長の職務を行うべきものと決定した。よって、同君は翌九日委員会を招集した。

参照 二六号、三六号、二九二号、四〇四号

## 二六 委員長の信任に関する議事については、委員長の委託を受け た理事が委員長の職務を行う

委員長の不信任動議に関する議事については、委員長の委託を受けた理事が委員長の職務を行うのを例とする。

参照 二五号、諸表一一

二七 常任委員会の理事は、議院運営委員会において定めた常任委員会の理事の選任基準により、議院運営委員会理事会において各会派に割り当て、各委員会において選任する

常任委員会の理事は、議院運営委員会において定めた常任委員会の理事の選任基準により、議院運営委員会理事会において各会派に割り当て、これに基づき各委員会において選任する。

○常任委員会の理事の選任基準に関する議院運営委員会決定

第二十五回国會議院運営委員会（昭和三十一年十一月十四日）

- 一 理事の数は、各委員会の委員数五人につき一人の割合によって決定する。
- 二 各派に対する割当は、理事総数を各派の所属議員数の比率によって按分して決定する。

（注）第一回国會議院運営委員打合せ（昭和二十二年六月二十五日）、第三回国會議院運営委員会（昭和二十三年十月十三日）、第八回国会同委員会（昭和二十五年七月十三日）及び第十二回国会同委員会（昭和三十年三月二十四日）においても、右の基準に関し同趣旨の決定があった。

第四十九回国會議院運営委員会（昭和四十年七月三十日）

常任委員会の理事は所属議員十人以上の会派に対して割り当てる。



二八 特別委員会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、委員会において選任するのを例とする

特別委員会の理事は、あらかじめ議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、委員会において選任するのを例とする。

議院運営委員会理事会の決定に当たっては、理事の数は、常任委員会の例に準じ、原則として委員数五人につき一人の割合で定め、各会派に対する割当ては、所属議員十人以上の会派に対して、その所属議員数を考慮して定めるのを例とする。

なお、理事を置かなかつた次のような例がある。

第十回国会弔詞案起草に関する特別委員会（昭和二十六年五月十九日）においては、理事を選任しなかつた。

なお、同特別委員会は同日をもって消滅した。

以後同例がある。

第十五回国会立太子の礼及び成年式につきたてまつる賀詞案起草特別委員会（昭和二十七年十一月

八日）においては、理事を選任しなかった。

なお、同特別委員会は同日をもつて消滅した。

以後同例がある。

参照 二七号、二九号、三二七号

## 二九 理事は、委員長の指名により選任するのを例とする

理事は、投票によらないで、委員長の発議又は委員の動議により、あらかじめ各会派から推薦された者について、委員長の指名により選任するのを例とする。

なお、委員長が委員会散会后指名した次のような例がある。

第六回国会内閣委員会（昭和二十四年十月二十八日）において、理事補欠選任に当たり、委員会は、

これを委員長河井彌八君の指名に一任したが、委員長は委員会において指名を行わず、委員会散

会后佐々木鹿藏君を理事に指名した。

その他同例がある。

参照 二七号、二八号

三〇 理事を選任したときは、選任の当日委員長から文書をもって議長に報告する

理事を選任したときは、選任の当日その結果を委員長から文書をもって議長に報告する。

参照 一九号、三四号、三五号

三一 常任委員長及び特別委員長は、理事を兼ねない

常任委員長及び特別委員長は、常任委員会の理事を兼ねない。また、常任委員長及び特別委員長は、特別委員会の理事を兼ねないのを例とする。

○常任委員会の理事の選任基準に関する議院運営委員会決定

第二十五回国会議院運営委員会（昭和三十一年十一月十四日）

常任委員長は常任委員会の理事を兼ねない。

第四十三回国会議院運営委員会理事会（昭和三十八年七月五日）

特別委員長は常任委員会の理事を兼ねない。

参照 二〇号

### 三二 常任委員会の理事は、他の常任委員会の理事を兼ねない

常任委員会の理事は、他の常任委員会の理事を兼ねない。

○常任委員会の理事の選任基準に関する議院運営委員会決定

第二十五回国会議院運営委員会（昭和三十一年十一月十四日）

常任委員会の理事は他の常任委員会の理事を兼ねない。

### 三三 理事の辞任は、委員会が許可する

理事が辞任しようとするときは、文書で委員長にその旨を申し出、委員長は委員会に諮ってこれを許

可する。

理事が委員を辞任したとき及び理事が当該委員長に選任されたときは、当然にその地位を失う。

なお、理事が所属会派を変更したとき、理事の所属会派が当該理事の割当てを失ったとき又は理事が常任委員長、國務大臣等兼務することが適当でない職に就任したときには、理事はその辞任を申し出るものとする。その例を挙げれば次のとおりである。

第五回国会において、文部委員会理事高良とみ君は、民主党から緑風会に所属会派を変更したため、

文部委員長田中耕太郎君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第五回国会において、議院運営委員会理事原虎一君は、所属会派（日本社会党）が議院運営委員会

の理事の割当てを失ったため、議院運営委員長梅原眞隆君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

その他同例がある。

第三十九回国会において、決算委員会理事仲原善一君は、農林水産委員長に選任されたため、決算

委員長岸田幸雄君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第四十六回国会閉会後において、建設委員会理事増原恵吉君は、國務大臣に任命されたため、建設委員長安田敏雄君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第七十二回国会において、文部科学委員会理事鈴木寛君は、文部科学副大臣に任命されたため、文部科学委員長中川雅治君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、第七十三回国会において、委員会はこれを許可した。

第七十二回国会において、総務委員会理事長谷川憲正君は、総務大臣政務官に任命されたため、総務委員会理事高嶋良充君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、第七十三回国会において、委員会はこれを許可した。

第七十六回国会閉会後において、内閣委員会理事芝博一君は、内閣総理大臣補佐官に任命されたため、内閣委員長松井孝治君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、第七十七回国会において、委員会はこれを許可した。

その他同例がある。

参照 三四号、三五号

### 三四 理事の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

委員会において、理事の辞任を許可したときは、当日の委員会において引き続きその補欠選任を行うのを例とするが、後日の委員会において選任した次のような例もある。

第十九回国会において、法務委員会理事小野義夫君は昭和二十九年三月五日委員会の許可を得て理事を辞任したが、法務委員会は、当日その補欠選任を行わず、次回の委員会（同月九日）において理事に上原正吉君を選任した。

その他同例がある。

参照 二九号、三三三号

### 三五 理事がその地位を失ったときは、最近の委員会においてその補欠選任を行うのを例とする

理事がその地位を失ったときは、最近の委員会においてその補欠選任を行うのを例とするが、次のよ

うな例もある。

第二十四回国会において、法務委員会理事小林亦治君は昭和三十一年五月四日法務委員を辞任したため、法務委員会の理事に欠員を生じたが、同委員会は、最近の委員会（同月十五日）においては、その補欠選任を行わず、同月十七日の委員会において理事に亀田得治君を選任した。その他同例がある。

参照 一九号、二三号

### 三六 理事に事故があり又は理事選任前のため、委員が委員長職務を行つた例

(一) 委員長の委託を受けた理事から委託された委員が委員長の職務を行つた例

第二回国会労働委員会（昭和二十三年四月二十七日）において、あらかじめ委員長原虎一君の委託を受けた理事堀末治君は、事故のため他の理事に委託しようとしたが、いずれも事故があったため、委員中の年長者姫井伊介君に委託し、同君は委員長の職務を行つた。

第七回国会厚生委員会（昭和二十五年四月十八日）において、委員長の職務を行つていた理事藤森眞



治君は、討論を行うに当たり、他の理事がいずれも欠席したため、委員中の年長者中平常太郎君に委託し、同君は委員長の職務を行った。

第十三回国会法務委員会（昭和二十七年二月二十三日）において、あらかじめ委員長小野義夫君の委託を受けた理事伊藤修君は、質疑を行うに当たり、他の理事がいずれも欠席したため、委員岡部常君に委託し、同君は委員長の職務を行った。

- (二) 理事選任前のため、あらかじめ委員長から委託された委員が委員長の職務を行つた例

第一回国会労働委員会（昭和二十二年七月四日）において、理事選任前のため、委員長原虎一君からあらかじめ委託を受けた委員中の年長者姫井伊介君は、理事選任につき委員長の職務を行った。以後同例がある。

- (三) 特別委員長互選の当日選任された委員長に事故があつたため、委員会に諮り、年長者が引き続き理事選任につき委員長の職務を行った例

第十一回国会公職選挙法改正に関する特別委員会（昭和二十六年八月十七日）において、年長者松原一彦君は、委員長に選任された堀末治君が渡米中のため、委員会に諮り異議がなかつたので、理事選任及び委員長の職務を行う理事の選定につき委員長の職務を行った。

第十六回国会水害地緊急対策特別委員会（昭和二十八年六月三十日）において、年長者小野義夫君は、委員長に選任された矢嶋三義君が欠席していたため、委員会に諮り異議がなかったため、理事選任につき委員長の職務を行った。

以後同例がある。

なお、理事に事故がなかったが、審査の便宜のため、小委員長が委員長の職務を行った次のような例がある。

第十二回国会通商産業委員会（昭和二十六年十一月二十一日）において、中小企業年末金融対策に關して参考人の意見を聴取するに当たり、委員長竹中七郎君は、事故があったため、あらかじめ理事の了解を得て中小企業に関する小委員長松本昇君に委託し、同君は委員長の職務を行った。

参照 二五号

## 第二章 会議

### 第一節 開会、休憩及び散会

#### 三七 委員会の開会の日時は、委員長がこれを定める

「規第三八条の八」  
委員会の開会の日時は、委員長がこれを定める。この場合において、委員長は理事と協議するの为例とする。

参照 二四号、三八号、二二二号、一三二一号

#### 三八 委員会の開会の要求は、委員の三分の一以上の連署する文書

「規第三八条の八」  
によってこれを行う

参議院規則第三十八条第二項の規定による委員会の開会の要求は、委員実数の三分の一以上の委員の

連署する文書によってこれを行う。要求の文書には、会議に付する案件を記載するのを例とするが、併せて開会の日時を記載した例も多い。

委員会の再開を要求するときも同様とする。

参照 三七号、三九号、諸表五

### 三九 委員会の開会の要求書に日時が記載されている場合において

も、開会の日時は委員長がこれを定める

委員の三分の一以上から委員会の開会の要求があったときは、委員長は委員会を開かなければならない定めであるが、委員会開会の要求書に日時が記載されている場合においても、開会の日時は委員長がこれを定める。

なお、委員会開会要求書に記載された日時が経過しても要求は効力を失わない。

参照 三七号、三八号、諸表五

## 四〇 委員会の定例日に関する例

第一種委員会は、会期の始めに理事会において委員会の定例日を定めるのを例とするが、会期ごとに定めることなく定例日を従来どおりとした例も多い。

なお、特別委員会においても委員会の定例日を定めた例が少なくない。

また、会期終了期日の切迫その他審査又は調査の急を要する場合には、定例日以外の日に委員会を開いた例が少なくない。

(注) 第一種委員会とは、内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各委員会をいう。

## 四一 審査日程に関する例

予算委員会においては、理事会において審査日程を作成し委員会に報告するのを例とするが、これを委員会に諮って定めた例もある。また、決算委員会においては、理事会において審査日程を定めるのを例とするが、これを委員会に諮って定めた例もある。

なお、その他の委員会において審査日程を定めた次のような例がある。

第十二回国会平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（昭和二十六年十月二十二日）において、

平和条約の締結について承認を求めるの件外一件の審査に当たり、委員長大隈信幸君は、あらかじめ理事会において作成した審査日程を委員会に諮ったところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

（注）ここにいう審査日程とは、特定の議案についての審査日程をいう。

## 休日第一条

### 四二 委員会は、日曜日その他の休日には開かないのを例とする

委員会は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には開かないのを例とするが、会期終了期日の切迫その他審査又は調査の急を要する場合には、これらの日においても委員会を開いた例がある。

参照 三七号

規第三七条  
規第三八条  
「規第八〇条  
の八」

### 四三 委員会の開会時刻は、午前十時又は午後一時と定めるのを例

とする

委員会の開会時刻は、午前十時又は午後一時と定めるのを例とするが、議院の会議のあるときは議事散会後と、また、都合によってはその他の時刻に定めた例も少なくない。

参照 三七号、四四号

規第三七条  
規第八〇条  
の八」

### 四四 委員会を議院の会議中に開くには、あらかじめ議長の許可を

受けることを要する

委員会は、議院の会議中は原則として開くことができないが、案件の審査又は調査の急を要するとき、公聴会を開くとき、参考人の出席を求めているとき等審査又は調査の必要により、議院の会議中にこれを開くには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する。

分科会、小委員会及び連合審査会を開く場合についても同様とする。

なお、議院の会議において、重要議案が上程されるとき又は定足数を欠くおそれがあるとき等の場合

に、委員会の開会を許可されず、又は開会の許可を取り消された例がある。

#### 四五 委員会の開会の通知は、参議院公報をもつて行う

委員会の開会の日時、会議室及び会議に付する案件は、あらかじめ参議院公報に掲載して通知するのを例とするが、早急に開会する必要があつたため、口頭により通知した次のような例もある。

第四回国会懲罰委員会において、昭和二十三年十二月二十三日（同日衆議院解散）議員中西功君懲罰事犯の件が付託されたので、委員長太田敏兄君は、口頭により、直ちに委員会を開会する旨を全委員に通知し、委員会を開いた。

その他同例がある。

第十三回国会地方行政委員会（昭和二十七年七月三十日）において、警察法の一部を改正する法律案の審査に当たり、同日は会期の終了日であつて深更まで会議が続けられ午後十一時十三分休憩に入ったが、会期が一日間延長されたので、委員長西郷吉之助君は、口頭により、審査の都合上翌日午前零時五分から委員会を開会する旨を全委員に通知し、委員会を開いた。

なお、後刻これを参議院公報に掲載した。



参照 三七号、一三三二号

#### 四六 委員会は、委員会議室において開く

委員会は、院内の委員会議室において開くのを例とする。ただし、議院運営委員会は、議長応接室において開くのを例とする。

#### 四七 委員会の定足数は、委員の実数を基礎として算定する

委員会の定足数は、その委員の半数とする定めであるが、その算定に当たっては、委員（委員長を含む。）の実数を基礎とする。

参照 四八号、一三三三号

「国第四九条  
の四」  
の四」

#### 四八 委員会開会后一時定足数を欠く場合に関する例

委員会開会后退席者があつて一時定足数を欠く場合においても、質疑についてはなお委員会を継続した例が少なくない。

参照 四七号

#### 四九 休憩及び散会は、委員長がこれを宣告する

休憩及び散会は、委員長において適宜宣告するのであるが、委員長の發議又は委員の動議により、委員会に諮つて宣告した例も少なくない。

#### 五〇 委員の席は、特定しないのを例とする

委員の席は、特定しないのを例とする。ただし、予算委員会においては、委員の席を会派別に特定するのを例とする。

なお、特別委員会の委員の席を特定した次のような例がある。

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会議事会（昭和三十五年四月二十日）において、委員の席を会派別とし、まず、理事の席を定め、次いで理事以外の委員の席を五十音順に定めた。

第五十回国会日韓条約等特別委員会議事懇談会（昭和四十年十一月二十日）において、委員の席を会派別に定めた。

以後同例がある。

## 五一 委員打合会に関する例

案件の審査若しくは調査に関する諸問題又は委員会の運営等について必要があるときに、委員長は、理事との協議に基づき、委員打合会を開くことがある。

委員打合会の開会の通知は、あらかじめ参議院公報をもって行うのを例とするが、必要に応じ随時口頭によりこれを行った例もある。

委員打合会については、会議録を作成しないが、委員長及び理事又は委員の協議により、これに速記を付し、その記録を印刷して議員に配付した例も少なくない。

委員打合会を開いた主な例を挙げれば次のとおりである。

第二十六回国会閉会後の昭和三十二年八月十二日文教委員会は、閉会中の継続審査及び継続調査の案件がなかったが、水害による教育関係の被害対策等について委員打合会を開き、関係政府当局から説明を聴き、質疑を行った。

第四十七回国会閉会後の昭和三十九年十二月十九日決算委員会は、昭和三十七年度決算外三件の審査日程、委員派遣その他の委員会の運営に関する諸問題について委員打合会を開き、協議を行った。

第六十七回国会昭和四十六年十二月十四日大蔵委員会は、国際通貨問題、中小企業の金融問題等について委員打合会を開き、委員相互に意見の開陳を行うとともに関係政府当局から参考意見を聴いた。

## 第二節 案件の審査及び調査

### 第一款 法律案

#### 五二 法律案審査の順序

法律案を審査するには、まず、発議者、衆議院の委員長（その代理者を含む。）又は発議者、所管の国務大臣等から当該法律案の趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

（注）衆議院において修正が行われた場合におけるその修正に係る部分の説明については「五六 議案が衆議院において修正された場合の説明に関する例」参照

参照 五七号

**五三** 審査案件が数個あるときは、議題とする順序は委員長が定める

委員会において審査すべき案件が数個あるときは、議題とする順序は委員長が定める。この場合において、委員長は理事会に諮ってその順序を定めた例が多い。

参照 五四号

**五四** 審査の便宜上必要があるときは、数個の議案を一括して議題とし審査を行う

委員会において審査すべき数個の議案が対案関係にある場合、内容が関連する場合その他の場合で、審査の便宜上必要があるときは、これを一括して議題とし審査を行う。

参照 五三号

## 五五 衆議院において修正された議案については、送付案を原案として審査する

内閣提出議案が、衆議院において修正され本院に送付されたときは、本院は、衆議院の送付案を原案として審査する。

参照 五六号

## 五六 議案が衆議院において修正された場合の説明に関する例

議案が衆議院において修正された場合には、その修正に係る部分について、衆議院の当該委員会の委員長（その代理者を含む。）又は修正案の提出者から説明を聴くのを例とするが、発議者又は国務大臣等から説明を聴いた例もある。また、内容が明瞭なためこれを聴かなかつた次のような例もある。

第十九回国会人事委員会（昭和二十九年五月二十日）において、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案の審査に当たり、委員長松浦清一君は、理事会の決定に基づき、修正部分の内容が明瞭であるので衆議院から説明を聴かない旨述べたところ、別に異議もなかつたの

で説明を聴かなかつた。

その他同例がある。

参照 五五号

規第三九条

## 五七 議案の趣旨説明を省略した例

委員会に議案が付託されたときは、まず、議案の趣旨について説明を聴く定めであるが、議院の会議において趣旨説明を聴取した等のため、委員長が委員会又は理事会に諮ってこれを省略した次のような例がある。

(一) 議院の会議において趣旨説明を聴取したため省略した例

第二十三回国会地方行政委員会（昭和三十年十二月十二日）において、昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案の審査に当たり、同案の趣旨説明は、議院の会議（同月九日）において聴取したため、これを省略した。

その他同例がある。



(二) 連合審査会において趣旨説明を聴取したため省略した例

第二十二回国会地方行政委員会（昭和三十年七月三十日）において、地方道路譲与税法案の審査に当たり、同案の趣旨説明は、地方行政、大蔵、運輸、建設委員会連合審査会（同月二十八日）において聴取したため、これを省略した。  
その他同例がある。

(三) 前国会の特別委員会において趣旨説明を聴取し、閉会中も継続して審査したため省略した例

第六十八回国会沖繩及び北方問題に関する特別委員会（昭和四十六年十二月二十九日）において、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件の審査に当たり、同案外四件は、前国会の沖繩及び北方問題に関する特別委員会において趣旨説明を聴取し（同月十五日）、継続審査に付され（同月二十七日会期終了日）、閉会中（同月二十八日）においても審査を続け、かつ、同特別委員会は、前国会の特別委員会と設置目的及び構成委員が同一であったため、その趣旨説明を省略した。  
以後同例がある。

(四) 前国会において審査未了となった議案と同一内容のため省略した例

第十回国会地方行政委員会（昭和二十六年二月一日）において、行政書士法案（衆議院提出）の審査に当たり、同案は前国会において趣旨説明を聴取し、審査未了となった行政書士法案（衆議院提出）と同一内容であったため、その趣旨説明を省略した。

その他同例がある。

(五) 委員会提出の法律案が衆議院において継続審査に付され、後会において当該委員

会に付託されたため省略した例

第四百四十三回国会国民福祉委員会（平成十年九月十七日）において、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案の審査に当たり、同案は前国会において同委員会が提出し、衆議院において継続審査に付された後、当国会において同委員会に付託されたものであったため、その趣旨説明を省略した。

その他同例がある。

(六) 両院合同打合会において案を作成したため省略した例

第二回国会文化委員会（昭和二十三年七月四日）において、国民の祝日に関する法律案（衆議院提出）の審査に当たり、同案は両院文化委員合同打合会において作成したものであったため、その

国第五〇条  
規第五〇条  
「国第五四  
規の四」  
「規第八〇  
の八」

趣旨説明を省略した。

(注) 質疑及び討論の省略については次のような了解事項がある。

第四十六回国会昭和三十九年六月十九日、議長重宗雄三君は、法務委員会における暴力行為等処罰に関する法律の一部を改正する法律案の審査に関連し、自由民主党及び日本社会党に対し「委員会における質疑及び討論の省略については全会一致の場合を除いては行わないこと」を要請し、両党はこれを了承した。次いで同日の議院運営委員会理事会上においてこの旨を確認した。

## 五八 委員会提出の法律案決定の順序

委員会が法律案を提出しようとするときは、まず、その草案について提案者から趣旨説明を聴き、これに対して質疑を行い、必要に応じて國務大臣等の意見を聴取する等検討の上、委員長が発議により、これを法律案として委員会から提出することを議決するのを例とする。

参照 五九号、一五二号、三三七号、諸表六

## 五九 委員会提出の法律案については、字句の整理及び趣旨説明の内容を、委員長に一任するのを例とする

委員会提出の法律案については、これを決定するに当たり、字句の整理の必要があるときはその整理、及び議院の会議における趣旨説明の内容を、委員長に一任するのを例とする。

参照 五八号

## 六〇 中間報告が行われた法律案について委員会の審査に期限が付された例

第六十一回国会昭和四十四年七月二十五日の議院の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について、社会労働委員長吉田忠三郎君から中間報告が行われた後、藤田正明君外一名提出の「社会労働委員長から中間報告があった健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案は、来る二十八日午後十一時までに社会労働委員会で審査を了することの動議」が可決され、同案の審査に期限が付された。社会労働委

員会は、同月二十六日、二十七日及び二十八日委員会を開いて同案の審査を行ったが、同月二十八日の委員会において、委員小野明君から「審査期限の延長を求めるとの動議」が提出され、その取扱いについて協議中審査期限を経過し、同案の審査を終了するに至らなかった。

なお、同月三十日の議院の会議において、同案が議題となったとき、社会労働委員長吉田忠三郎君は、中間報告後における委員会の審査の経過について報告した。

(注) 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案については、昭和四十四年六月十八日の議院の会議において趣旨説明を聴取し、七月十四日衆議院から送付されたが、社会労働委員会においては、その審査に期限が付された後、同月二十六日趣旨説明を聴き、審査を行った。

参照 二一九三号

## 六一 法律案の審査中憲法第五十九条第四項の期間が経過しても、 委員会は引き続き審査を行う

委員会において審査中の法律案について、本院に受領後国会休会中の期間を除き六十日を経過しても、衆議院において本院がその法律案を否決したものとみなす旨の議決をしない限り、委員会は引き続き

審査を行う。

なお、衆議院がその議決をした例を挙げれば次のとおりである。

第十三回国会人事委員会において審査中の国家公務員法の一部を改正する法律案（昭和二十七年五月二十九日受領）及び保安庁職員給与法案（五月三十一日受領）について、七月三十日衆議院から本院に対し、両案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第十三回国会厚生委員会（昭和二十七年七月三十日）において、国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（五月三十一日受領）の討論中、衆議院から本院に対し、同案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第六十九回国会総務委員会において審査中の地方税法等の一部を改正する法律案外二件（平成二十年二月二十九日受領）について、四月三十日衆議院から本院に対し、三案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第六十九回国会財政金融委員会において審査中の平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案外一件（平成二十年二月二十九日受領）について、四月三十日衆議院から本院に対し、両案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第八十三回国会政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において審査中の衆議院小選挙

区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（平成二十五年四月二十三日受領）について、六月二十四日衆議院から本院に対し、同案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

参照 諸表八

六二 衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知があった法律案は、その通知書の受領と同時に消滅したものと取り扱う

予備審査の法律案につき、衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知があったときは、通知書の受領と同時に当該法律案は消滅したものと取り扱う。

### 六三 委員会の議題となった議員発議案の撤回は、委員会の許可を

#### 要する

発議者が議案を撤回するには、委員会の議題となる前の議案については、その申出によりこれを行うことができるが、委員会の議題となった議案については、委員会の許可を要する。

(注) 内閣が議案を撤回するには、委員会の議題となる前の議案については、その申出によりこれを行うことができるが、委員会の議題となった議案については、議院の承諾を要する。

#### 参照 諸表七

### 六四 法律案について審査報告書を撤回し再び審査を行った例

第四十八回国会農林水産委員会(昭和四十年四月十三日)において、食料品総合小売市場管理法案の審査に当たり、委員長仲原善一君は「去る四月八日の本委員会において決定いたしました本案の審査報告書の取り下げにつきましては、同日議長の許可を得ましたので、これより本案について再質問に入りたいと存じます。」と述べ、再び質疑を行い、討論の後、これを修正議決した。



参照 二八七号

## 第二款 予算

### 六五 総予算審査の順序

総予算を審査するには、まず、財務大臣から趣旨説明を、次いで副大臣から補足説明を聴いた後、総括質疑及び一般質疑を行い、この間公聴会を開き、さらに他の委員会に対し当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱し、又は数個の分科会に分けてその審査に付し、これらの審査が終わった後、再び総括質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

(注) 1 総予算の補足説明は政府委員から聴いていたが、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）施行後の平成十二年度総予算の審査においては政務次官から、平成十三年度総予算の審査以降は副大臣から聴くこととなった。

なお、昭和五十四年度総予算の審査以降はこれを省略し、会議録の末尾に掲載している。

2 予算委員会の総括質疑は、国政全般にわたり総括的な問題について、内閣総理大臣の出席の下に内閣の

統一の見解をただすものであり、一般質疑は、主として各省担当事項について、所管大臣の見解をただすものである。(昭和三十四年十一月二十四日予算委員会理事會了解事項)

なお、総予算の審査においては、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第百十六号)施行後の平成十二年度総予算の審査以降、総括質疑を「基本的質疑」、再び行われる総括質疑を「締めくくり質疑」と称している。

昭和五十一年度、平成元年度、平成五年度、平成六年度、平成八年度及び平成十年度の総予算の審査に当たっては、審査期間の関係上、一般質疑を行わなかった。

- また、総予算の審査において、必要に応じ、「集中審議」と称してテーマを特定した質疑が行われている。
- 3 総予算の委嘱審査は、第九十六回国会における参議院規則の一部改正(昭和五十七年三月三日議決)により、その規定が設けられ、昭和五十七年度総予算の審査以降行われることとなったが、昭和六十二年度及び平成元年度の総予算の審査に当たっては、審査期間の関係上、委嘱審査を行わなかった。

- 4 分科会は、昭和五十六年度総予算の審査以前においては設けられていた(昭和二十七年、昭和二十八年及び昭和五十一年度の総予算の審査においては設けられなかった。)が、昭和五十七年度総予算の審査以降は設けられていない。

参照 六八号、六九号、一三五号、一七八号、二二〇号、二四七号

## 六六 補正予算審査の順序

補正予算を審査するには、まず、財務大臣から趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、総括質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とするが、総括質疑及び一般質疑に分けて質疑を行った例もある。

なお、公聴会を開き、又は分科会に分けた次のような例がある。

第一回国会予算委員会において、昭和二十二年度一般会計予算補正（第七号）の審査に当たり、公聴会（昭和二十二年十一月二十一日及び二十二日）を開いた。

以後同例がある。

第一回国会予算委員会（昭和二十二年八月十八日）において、昭和二十二年度一般会計予算補正（第七号）外二件の審査に当たり、分科会に分けた。

なお、その後補正予算の審査に当たり分科会に分けた例はない。

（注）補正予算の補足説明は、昭和五十四年度補正予算の審査以降はこれを省略し、会議録の末尾に掲載していたが、平成十一年度補正予算の審査以降、補足説明は行われていない。

参照 六五号、一三五号

## 六七 暫定予算審査の順序

暫定予算を審査するには、まず、財務大臣から趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、総括質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。  
なお、公聴会を開いた例及び分科会に分けた例はない。

(注) 暫定予算の補足説明は、昭和四十三年度暫定予算の審査以降行われていない。

参照 六五号、一三五号

## 六八 予算の趣旨説明は、衆議院予算委員会に引き続き同日これを聴くのを例とする

予算の趣旨説明は、衆議院予算委員会に引き続き同日これを聴くのを例とするが、後日聴いた例もある。

六九 予算委員会が他の委員会に対し、総予算について審査を委嘱

するには、委員長が発議により、委員会において決定する

予算委員会が他の委員会に対し、総予算について審査を委嘱するには、委員長の発議により、委員会において決定するが、その際、審査を委嘱する委員会、各委員会の所管省庁及び委嘱審査期間を決定するのを例とする。

参照 六五号

七〇 総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、所管の国務大臣等から予算の説明を聴いた後、質疑を行うが、討論、採決は行わない

総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、まず、所管の国務大臣等から予算の説明を聴いた後、質疑を行うが、討論、採決は行わない。

参照 六五号、六九号

七 一 総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、その審査の後、

委員長から審査概要を予算委員会に報告する

総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、その審査の後、委員長から委嘱審査報告書を予算委員長に提出し審査概要を報告する。

委嘱審査報告書の作成は委員会の議決により委員長に一任するのを例とする。

参照 六九号

七 二 予算の審査中憲法第六十条第二項の期間が経過した例

第十九回国会予算委員会において、昭和二十九年度一般会計予算外二件（昭和二十九年三月四日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十条第二項に規定する三十日の期間が経過した。

第百十四回国会予算委員会において、平成元年度一般会計予算外二件（平成元年四月二十八日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十条第二項に規定する三十日の期間が経過した。

参照 諸表九

### 第三款 決算及び決算に準ずるもの

#### 七三 決算審査の順序

決算を審査するには、まず、財務大臣から決算について、会計検査院長から決算の検査報告について、それぞれ全体にわたる説明を聴いた後、全般的な質疑を行い、次いで各省各庁及び政府関係機関別にその所管の国務大臣及び政府関係機関の長等から説明を聴き、会計検査院当局からも説明を聴いて、細部の質疑を行った後、更に総括的な質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

なお、決算の審査方針等について決定した次のような例がある。

○決算の審査方針等に関する決算委員会決定

第一回国会決算委員会（昭和二十二年八月六日）

第一 決算審査の根本方針

一 審査の厳正

国庫金等の会計経理は戦時の余弊もあり近時放漫に流れる嫌いがあることにかんがみ、決算の審査は、飽迄厳正にこれを行うこと。

第二章 会議

第二節

案件の審査  
及び調査

第二款

予算（七一）、  
決算及び決算（七二）  
に準ずるもの（七三）

六七

## 二 両議院の決定の単一化

従来帝国議会の決算審査においては、同一事項について貴衆両議院の決定が相違していたが、国会が国権の最高機関となった今日参衆両議院の間にこのようなことがあれば、内閣各省も適從に苦しむこととなるから、出来る限り両議院の決定が一致するようにすること。これがためには国会法を改正して、国会における決算の審議方法を、法律案又は予算案と等しからしめることが一案であるが、差当り国会法第四十四条の合同審査会制度を活用してこの目的を達成するようにすること。

## 三 会計検査院との関係

憲法及び会計検査院法により会計検査院が有する独立の権限については、これを尊重するが、進んで国会は同院を耳目とし、これと一体となつて、会計検査の完全を期する。この一体化を確保するために、決算委員又は専門調査員は会計検査院の検査の過程においても、検査後においても、同院と不断に密接な連絡を図る。唯相互の性質上会計検査院の検査が法律的效果を持ち、事務的傾向を有するに對して、国会の検査は政治的效果をも持つこととなり、これに伴い国会としては、例えば当該出納官吏のみでなく、その支出官等命令者の責任又は非違を犯して退官若しくは退職したものの責任をも追及し得、或は個々人のみでなく特定の行政官庁等の一



部又は全部の経理状況の是非をも審査し得るものとする。

## 第二 決算審査の手續順序

### 一 委員会における審査の順序

内閣から決算書類及び会計検査院の検査報告書の提出があつたときは、委員会を開いて、大臣から決算について、会計検査院長から決算検査報告について、全体にわたる説明を聴いた後、委員は大体の質疑を行い意見を述べ、次に各分科会における審査期限を定めて分科に付託する。各分科会から審査報告書の提出があつたときは、再び委員会を開き、各主査から審査の経過及び結果を報告せしめ、質疑及び討論を行った後、異議がある収支の款項に限りこれを議題として表決に付し、異議がない款項は総括してこれを表決に付すること。

### 二 分科会における審査の順序

各分科会においては、分科所管の決算及び検査報告について、國務大臣若しくは政府委員及び会計検査官若しくは同院事務局幹部の説明を求めた後、委員から質疑をなし意見を述べ、次いで仮決議をする。仮決議は正副主査打合せにおいて、更にこれを審議し、合同審査会の議を経た後、再び分科会を開いて本決議をすること。

### 三 合同審査会の審査

合同審査会は、通常分科の仮決議の後本決議の前に、本委員の全部又は一部が衆議院決算委員の全部又は一部と共にこれを開いて、両議院の決定の一致をはかること。本委員会は右の方針に関し衆議院決算委員会の同調を希望すること。

#### 四 決議方針

委員会における決算の決議方針は左の通りとすること。

- (一) 会計検査院の批難事項の中、その決定に異議がないものは、その旨を議決する。
- (二) 批難事項及びその他の部分の中、会計検査院の議決に異議があるものについては、具体的事項について然るべき議決をする。

- (三) その他の款項については、異議がないと議決する。

#### 五 決議案

決算中重要な違法又は不当の収支があると認めるときは、委員会から決議案を具えて報告し得る途を開くことが適当であるが、差当り委員長が、議員の資格で決議案を登議し、他の決算委員が賛成者となつて提出し、議院の議決を求めるとすること。

- 六 財政法附則第三条の規定は、国会法及び会計検査院法によつて、本委員会が決算を審査することを妨げない趣旨であると解釈すること。

第四十回国会決算委員会（昭和三十七年五月五日）

一 決算の審査にあたっては、会計検査院の検査報告中心の審査方法を改め、国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行うものとする。

二 この基本方針の下に左の通り審査を行う。

- (一) 予算で定められた歳入歳出が現実の収入支出としてどのようになったかを審査する。
- (二) 予算執行の経済効果、行政効果等国費の効率使用について審査する。
- (三) 決算検査報告に掲記の有無にかわりなく、各省庁、政府関係機関等にわたり審査することとし、必要に応じこのうちから重点的に取り上げて審査する。
- (四) 財政投融资は効果的に運用されているかを決算とあわせ審査する。
- (五) 決算に関連する事項で現年度中の予算執行に問題あるものについては随時これを取り上げる。
- (六) 重要な問題については現在の当局者だけでなく、執行当時の責任者その他の関係者も招致して事態を究明する。
- (七) 決算の審査は次年度の決算が国会に提出されるまでには終局する。

三 審査の結果左の処置を具体化する。

- (一) 政府が負責の実を挙げるよう追及し、必要により所管大臣に警告を発する。
- (二) 改善を要すると認められるもの、その他不当な事項等については所管大臣に対し、改善のための具体策等について説明を求め、また警告を発する。
- (三) 将来の計画樹立及び執行に反映するよう内閣全般に徹底させる方策を講ずる。
- (四) 審査の結果を国会の予算審議及び立法に反映させる具体的方策を講ずる。

参照 七六号、八一号

## 七四 決算については、決算検査報告に関し説明書が提出される

決算の提出に際しては、会計検査院の検査報告で指摘された不当事項及び意見を表示され又は処置を要求された事項に対する各省各庁の弁明を内容とする「決算検査報告に関し国会に対する説明書」が、決算審査の参考として決算委員会に提出される例である。

参照 七三号

七五 決算について総括的な質疑を行うに当たっては、内閣総理大臣が出席するのを例とする

決算について締めくくりの総括的な質疑を行うに当たっては、内閣総理大臣が出席するのを例とする。なお、全般的な質疑の際にも内閣総理大臣が出席した次のような例がある。

平成十三年度決算の審査においては、全般的な質疑及び締めくくりの総括的な質疑を行うに当たって内閣総理大臣以下全大臣が出席した。以後同例がある。

参照 七三号

七六 決算につき議決するには、委員長においてあらかじめ議決案を作成し、これを表決に付するのを例とする

決算につき議決するには、決算の審査方針に基づき、委員長においてあらかじめ議決案を作成し、これを表決に付するのを例とする。

議決案の内容については次のとおりである。

一 昭和二十年度決算から昭和三十三年年度決算までの決算についての議決は、第一回国会決算委員会（昭和二十二年八月六日）において決定された審査方針に基づき、次のような内容とするのを例とした。

- (一) 会計検査院の批難事項中、同院と意見を同じくするものについてはその旨
- (二) 会計検査院の批難事項及びその他の部分中、同院と意見を異にするものについてはその旨
- (三) その他異議がないものについてはその旨
- (四) 警告又は要望すべき事項

二 昭和三十四年度決算から昭和三十九年度決算までの決算についての議決は、第四十回国会決算委員会（昭和三十七年五月五日）において決定された審査方針に基づき、次のような内容とするのを例とした。

- (一) 審査の経過及び会計検査院の指摘事項等に鑑み、必要と認めた事項についての内閣に対する警告

- (二) 右の警告を与えることとしたほか異議がない。

三 昭和四十年年度決算についての議決は、第五十七回国会決算委員会（昭和四十二年十二月二十一

目)における決定に基づき、次のような内容とした。以後決算の議決については、この例によっている。

(一) 本件決算は、これを是認する。

(二) 内閣に対する警告

参照 七三号、七七号

七七 決算につき警告の議決をしたときには、これに対し関係国務

大臣が所信を述べるのを例とする

警告決議に対しその後内閣の採った措置については、財務大

臣が報告するのを例とする

決算につき内閣に対し警告の議決をしたときには、これに対し関係国務大臣がそれぞれ所信を述べるのを例とする。

警告決議に対しその後内閣の採った措置については、財務大臣等が報告するのを例とする。

(注) 1 昭和二十年度決算及び昭和二十二年度決算から昭和二十七年決算までは、決算についての議決をした

とき、内閣に対し警告決議を行ったが、所信の表明はなかった。

昭和二十八年決算から昭和三十二年決算までは、質疑終局前に必要と認めた各省各庁に対し警告決議を行い、関係国務大臣等が所信を述べ、決算についての議決をしたとき、内閣に対し警告決議を行ったが、所信の表明はなかった。

昭和三十三年決算から昭和三十七年決算までは、決算についての議決をしたとき、内閣に対し警告決議を行い、これに対し大蔵大臣が所信を述べた。

昭和二十一年度決算及び昭和三十八年度決算以降、決算についての議決をしたとき、内閣に対し警告決議を行い（昭和六十一年度決算から平成二年度決算まで及び平成十八年度決算については警告決議は行われなかった）、これに対し関係国務大臣等が所信を述べている。

2 昭和三十九年度決算以降、警告決議に対し内閣の採った措置については、財務大臣等から報告が行われている。

参照 七三号、七六号



七八 国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況  
総計算書は、決算と併せて審査を行い、是認するか否かを議  
決するのを例とする

国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書は、決算と併せて審査を行い、  
決算についての議決に引き続き是認するか否かを議決するのを例とする。

（注）昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書及び昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書までは、異  
議の有無を議決するのを例としていた。

参照 七三号、八一号

七九 国庫債務負担行為総調書を審査するには、財務大臣等から説  
明を聴いて、質疑を行い、討論の後、是認するか否かを議決  
するのを例とする

国庫債務負担行為総調書を審査するには、まず、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の

後、是認するか否かを議決するのを例とする。

（注）昭和六十一年度国庫債務負担行為総調書までは異議の有無を議決するのを例としていた。

参照 八一号

八〇 日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書を審査するには、総務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、議決するのを例とする

日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書を審査するには、総務大臣等から説明を聴いた後、参考人（日本放送協会会長）から説明を聴き、必要があるときは会計検査院当局からも説明を聴き、質疑を行い、討論の後、議決するのを例とする。

その議決については次のとおりである。

第六十回国会通信委員会（昭和四十三年十二月十九日）において、昭和四十年年度の日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、これを是認するか否かを議決することとし、警告する事項がある場合には、次に警告する事項についても議決することを決定した後、この決定に基づき同件を議決した。以後、この例によっている。

なお、警告の議決を行った例はない。

（注） 1 放送法第七十四条の規定に基づき内閣から国会に提出される日本放送協会の貸借対照表等は、第六十八回国会において同法の一部改正（平成十九年法律第三十六号）が行われる前は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書とされていた。

2 昭和二十五年から昭和三十九年度までの日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、異議の有無を議決するのを例としていた。

参照 八一号

八一 決算及び決算に準ずるものは、会期中に審査が終了するに至らなかつた場合においては、後の国会において引き続き審査するのを例とする

決算及び決算に準ずるものは、その審査が会期中に終了するに至らず、かつ、閉会中審査を継続しなかつた場合にも、後の国会において再び付託され、前の会期における審査に引き続きこれを審査するのを例とする。

なお、通常選挙後初めて召集される国会においては、前の会期における審査の経過を認める旨の決定を行った例が多い。

(注) 決算に準ずるものとは次のものをいう。

国有財産増減及び現在額総計算書

国有財産無償貸付状況総計算書

国庫債務負担行為総調書

日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

参照 二九八号、三〇〇号

## 第四款 条約

規第三九条

### 八二 条約審査の順序

条約を審査するには、まず、外務大臣等から趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする。

### 八三 条約の審査中憲法第六十一条の期間が経過した例

第三十回国会外務委員会において、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件外二件（昭和三十三年十一月一日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

憲第六一条  
国第八三条  
第三  
第二三三條

第二章 會議

第二節

案件の審査  
及び調査

第三款

決算及び決算  
に準ずるもの  
第四款 条約 (八二、八三)

八一

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるとの件外一件（昭和三十五年五月二十日受領）を審査中、右二件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第五十一回国会外務委員会において、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるとの件（昭和四十一年四月二十六日受領）を審査中、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第七十二回国会外務委員会において、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件外一件（昭和四十九年三月十九日受領）を審査中、右二件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第八十回国会外務委員会において、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だなの北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だなの南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるとの件（昭和五十二年五月十日受領）を審査中、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第百六十九回国会外交防衛委員会において、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本の譲許表）の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるとの件外二件（平成二十年五月十三日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

なお、委員会の審査終了後において、議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条の期間が経過した例がある。その例を挙げれば次のとおりである。

第四十八回国会において、千九百六十三年十二月十七日に国際連合総会決議第千九百九十一号（XXXI）によって採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるとの件（昭和四十年四月三十日受領）は、五月二十五日に外務委員会の審査を終わつたが、議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第七十一回国会において、千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第千八百四十七号（XXXVII）によって採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるとの件外一件（昭和四十八年五月十日受領）は、六月七日に、また、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件（昭和四十八年七月十日受領）は、七月十七日に、それぞれ外務委員会の審査を終わつたが、い

ずれも議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第八十六回国会において、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるとの件外二件（平成二十六年四月二十二日受領）は、五月二十日に外交防衛委員会の審査を終わったが、議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

（注）第六十九回国会において、国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるとの件外三件（平成二十年五月二十日受領）及び東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるとの件外一件（平成二十年五月二十二日受領）は、いずれも委員会に付託される前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

#### 参照 諸表九

## 八四 衆議院送付の条約を継続審査とした例

第五十一回国会外務委員会（昭和四十一年六月二十七日）において、委員長木内四郎君は、アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるとの件（五月三十一日受領）につき、継続審査要



求書を議長に提出することを諮ったところ、委員会はこれを可決した。次いで同日の議院の会議において、本件は閉会中も審査を継続することに決定した。

(注) 本条約は、第五十二回国会において昭和四十一年七月十八日本院から衆議院に送付、同月二十二日衆議院において承認された。

参照 二九八号

## 第五款 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等

八五 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等を審査するには、  
は、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、  
承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする

予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、特別会計の予算総則の規定に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書等を審査するには、まず、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とするが、一部を除いて承諾を与えるべきもの

第二章 会議

第二節

案件の審査  
及び調査

第四款

条約 (八四)

第五款

予備費使用総調書及び各  
省各庁所管使用調書等

(八五)

八五

と議決した次のような例がある。

第五回国会決算委員会（昭和二十四年五月十六日）において、昭和二十二年度予備費使用総調書の審査に当たり、委員中平常太郎君から広島工業専門学校の部分を不承諾とすることの意見が述べられ、これに対し他の委員から賛成の意見が述べられた後、委員長奥主一郎君は「昭和二十二年度予備費使用総調書中、広島工業専門学校予備費使用を除いた部分について承諾を与えるものと議決する」ことを諮ったところ、委員会はこれを可決した。

（注） 1 委員長の発言の中の、広島工業専門学校予備費使用とは、文部省所管、北海道大学理学部実験工場  
火災復旧等に必要な経費のうち、工業専門学校の項の支出である。

2 本件は、昭和二十四年五月十二日衆議院において、内閣所管、経済安定本部機構拡充に必要な経費のうち経済安定本部の項、地方経済安定局設置に必要な経費のうち経済安定本部の項、総理庁火災復旧に必要な経費のうち総理庁の項、文部省所管、北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要経費のうち工業専門学校の項、運輸省所管、水路図誌回収に必要な経費のうち水路部の項を除いて承諾すると議決され、承諾しない部分を抹消して本院に送付された。

なお、予備費使用総調書について、分割して採決を行った次のような例がある。

第三十八回国会決算委員会（昭和三十六年五月十七日）において、昭和三十四年度一般会計予備費

使用総調書（その２）、昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）の討論に当たり、委員相澤重明君から昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その２）中、安保条約に署名のための全権団派遣等に必要な経費及び昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）中、三池炭鉱争議及び安保反対闘争に対する警備関係の経費について反対であり、その他の経費については賛成する旨の意見が述べられた後、採決に入り、委員長佐藤芳男君は「これらについては御異論もあるようでございますので、分割して採決いたします。」と宣告し、まず、昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その２）中、外務省所管、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約署名のための全権団派遣等に必要な経費及び昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）中、総理府所管、三池炭鉱争議及び安保改定反対闘争等に伴う警備活動に必要な経費について採決し、多数をもって承諾を与えるべきものと決定し、次に、これらの経費を除くその他の経費全部について採決し、全会一致をもって承諾を与えるべきものと決定した。よって、同委員長は「これにて昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その２）、昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）は、多数をもって承諾を与うべきものと議決されました。」と宣告した。

（注）「予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書」については、昭和四十一年度までは「予備費使用総調

書」として提出されていたが、昭和四十二年度から各省各庁所管使用調書を加えた件名で提出されることとなった。

## 第六款 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

八六 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書を審査するには、財務大臣から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする

決算調整資金からの歳入組入れに関する調書を審査するには、まず、財務大臣から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする。

## 第七款

その他の国会の承認又は議決を求める案件、議員の逮捕について許諾を求めるの件、決議案、規則案等

## 八七

国会の承認を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする。

次の案件を審査するには、まず、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、国の地方行政機関の設置に関し承認を求めるの件  
国家公務員法第十三条第五項及び地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第二章 会議

第二節

案件の審査及び調査

第六款

決算調整資金からの歳入組入れに関する調査  
その他の国会の承認又は議決を求める案件議員の逮捕について許諾を求めるの件 決議案、規則案等

第七款

(八七)

八九

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、対応措置を講じたことについて承認を求め  
るの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を審査するには、まず、総務大臣から趣旨  
説明を、参考人（日本放送協会会長）から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否か  
を議決するのを例とする。

なお、衆議院送付案（一部不承認）のとおり承認すべきものと議決した次のような例がある。

第五回国会商工委員会（昭和二十四年五月二十一日）において、地方自治法第百五十六条第四項の  
規定に基づき、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件について「衆議院送付案通り承  
認すべきもの」と議決した。

（注）本件は、昭和二十四年五月二十日衆議院において、広島、岡山、久留米を除き、今治、足利、松本、加  
茂、浜松について承認すると議決され、承認しない部分を抹消して本院に送付された。

八八 国会の議決を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、可否を議決するのを例とする

次の案件を審査するには、まず、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、可否を議決するのを例とする。

日本国憲法第八条の規定による議決案

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

八九 議員の逮捕について許諾を求めるの件を審査するには、国务

大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、許諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする

議員の逮捕について許諾を求めるの件を審査するには、まず、国务大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、許諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする。

なお、本件について審査した例を挙げれば次のとおりである。

第三回国会議院運営委員会において、議長から同委員会に諮問された議員の逮捕について許諾を求めた件につき、昭和二十三年十一月八日政府委員（検務長官）木内曾益君から説明を聴き、質疑を行い、翌九日も國務大臣（法務総裁）殖田俊吉君及び同政府委員に質疑を行った。同月十一日も質疑が続けたが、委員中村正雄君から提出された質疑終局の動議が可決され、さらに同君から提出された討論を省略して直ちに採決することの動議が可決されたので、委員長村上義一君は、本件について採決を行ったところ、委員会は許諾を与えることに異議がないと決定した。

第十九回国会議院運営委員会において、同委員会に付託された議員の逮捕について許諾を求めたの件につき、昭和二十九年四月十二日法務大臣犬養健君及び政府委員（法務省刑事局長）井本臺吉君から説明を聴き、翌十三日質疑を行い、十四日も質疑を行った後、質疑を終局し、討論がなかったため、委員長寺尾豊君は、本件について採決を行ったところ、委員会は許諾を与えるべきものと議決した。

第四百十回国会議院運営委員会において、同委員会に付託された議員の逮捕について許諾を求めたの件につき、平成九年一月二十九日國務大臣（国家公安委員会委員長）白川勝彦君及び政府委員（警察庁長官）國松孝次君から説明を聴き、質疑を行い、討論の後、委員長下稻葉耕吉君は、本



件について採決を行ったところ、委員会は許諾を与えるべきものと議決した。

なお、右三件についての説明及び質疑は秘密会において行つた。

(注) 第十九回国会議院運営委員会(昭和二十九年四月十二日)において、議員の逮捕について許諾を求めるのが提出されたときは、議長はこれを議院運営委員会に付託する旨の決定があつた。

参照 一七二号、諸表一五

## 九〇 決議案、規則案等の審査に関する例

決議案及び規則案は、委員会の審査を省略し、議院の会議において審議する例が多いが、委員会に付託され、これを審査した例がある。

### (一) 決議案を審査し議決した例

第八回国会運輸委員会(昭和二十五年七月二十九日)において、日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案について、発議者菊川孝夫君から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、これを否決した。

第六十八回国会法務委員会(昭和四十七年五月十一日及び十二日)において、沖縄恩赦から選挙違

反者を除外することを求める決議案について、発議者鈴木強君から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、これを否決した。

(注) 委員会に付託された決議案は、審査未了となった例が多い。

## (二) 規則案を審査し議決した例

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年六月二十七日）において、参議院規則案について質疑を行い、討論の後、これを修正議決した。

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年八月十二日）において、参議院緊急集会規則案について、発議者下條康麿君から説明を聴いた後、これを可決した。

(注) 参議院緊急集会規則は、第二十二回国会昭和三十年三月十八日廃止された。

第百八十六回国会議院運営委員会（平成二十六年六月十九日及び二十日）において、国会法等の一部を改正する法律案、参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院情報監視審査会規程案の審査に当たり、同規則案及び同規程案については発議者長谷川岳君から説明を聴き、三案について質疑を行ったところ、委員宮本周司君から提出された質疑を終局し、討論を省略して直ちに採決することの動議が可決されたので、委員長岩城光英君は、三案について採決を行い、これを可決した。

賀詞案、弔詞案起草について次のような例がある。

第十五回国会立太子の礼及び成年式につきたてまつる賀詞案起草特別委員会（昭和二十七年十一月八日）において、皇太子殿下の立太子の礼及び成年式に当たり、天皇陛下並びに皇太子殿下に奉る賀詞の案文について協議を行い、賀詞案を決定した。

以後同例がある。

第十回国会弔詞案起草に関する特別委員会（昭和二十六年五月十九日）において、皇太后陛下の崩御につき弔意を表するための弔詞の案文について協議を行い、弔詞案を決定した。以後同例がある。

（国第五六条）

## 九一 委員会において決議案の発議につき協議した例

第一回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会（昭和二十二年八月五日）において、在外同胞引揚に関する感謝とその引揚促進に関する決議案に関して協議を行い、その文案を作成するため、小委員会を設けた。同月九日の委員会において、小委員会から報告された文案について協議した後、全委員を発議者としてこれを提出することに決定した。

その他同例がある。

第二十二回国会地方行政委員会（昭和三十年七月二十二日）において、合併市町村の育成強化に関する決議案の内容等について協議した後、全委員を発議者としてこれを提出することに決定した。その他同例がある。

なお、理事会において決議案の発議につき協議した次のような例がある。

第七十一回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会理事会（昭和四十八年九月二十日）において、北方領土の返還に関する決議案の案文等について協議した後、同委員会の全委員を発議者又は賛成者としてこれを提出することに決定した。

その他同例がある。

## 第八款 請願

### 九二 請願審査の順序

規第一六八条

請願を審査するには、まず、紹介議員又は事務局から趣旨の説明を聴き、必要に応じて関係政府当局

から意見を聴いて、質疑を行い、その処理について意見を述べた後、表決に付するのを例とするが、理事會においてあらかじめ請願の取扱いを協議した後、委員會においてはその協議の結果について報告を聴き、表決に付した例も多い。

### 九三 請願は、請願文書表に記載された順序によって審査するのを例とする

請願は、請願文書表に記載された順序によって審査するのを例とするが、同趣旨の請願又は関連がある請願については、記載の順序にかかわらず、これを一括して審査するのを例とする。

参照 五四号、九二号

### 九四 請願の審査を小委員会等に付した例

#### (一) 小委員会に付した例

第一回国會運輸及び交通委員會（昭和二十二年八月二十八日）において、委員長板谷順助君は、請願

を審査するため小委員会を設けることを発議したところ、委員会はこれを可決した。  
その他同例がある。

第十三回国会法務委員会（昭和二十七年二月十一日）において、委員長小野義夫君は、会社更生法案関係の請願の審査を、会社更生法案外一件の法律案審査のため設けた会社更生法案等に関する小委員会に付することを発議したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

第十五回国会厚生委員会（昭和二十七年十二月十一日）において、委員長藤森眞治君は、母子福祉に関する請願及び遺族援護に関する請願の審査を、社会保障制度に関する調査のため設けた母子福祉に関する小委員会及び遺族援護に関する小委員会にそれぞれ付することを発議したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

(二) 特定の委員に審査させた例

第五回国会農林委員会（昭和二十四年五月十九日）において、請願の審査に関し、林業及び開拓関係については委員石川進吉君及び徳川宗敬君に、一般農業関係については委員藤野繁雄君及び北村一男君にそれぞれ審査させることに決定した。

その他同例がある。

参照 一九九号

(国第七九条)

## 九五 紹介議員が議員の地位を失った場合にも、そのまま請願の審査を行うのを例とする

請願は、これを紹介した議員が辞職、退職、逝去等により議員の地位を失った場合においても、そのまま審査するのを例とする。

## 九六 請願は、採択すべきもの又は不採択とすべきものと議決する

委員会において、請願は、採択すべきもの又は不採択とすべきものと議決し、採択すべきものと議決した請願については、なお内閣に送付するを要するか否かを議決する。また、請願を保留と決定し、以後審査を行わないことがある。

なお、委員会は請願について議院の会議に付するを要しないと決定することができる定めがある。

国第八〇条  
規第一七〇条  
第一七二条

参照 九二号、九七号

規第一七一条

## 九七 請願について願意の一部を除き採択する場合には、意見書案を付する

委員会において採択すべきものと決定した請願については、議長に提出する報告書に意見書案を付することができる定めであるが、願意の一部を除き採択する場合には、その旨を記載した意見書案を付する。

なお、右の場合のほか、請願の願意実現に際しての希望を述べるなど、委員会において必要と認め意見書案を付した例がある。

参照 九六号



九八 審査中の議案に関連がある請願は、当該議案の審査が終了するまで表決に付さない

委員会において審査中の議案に関連がある請願は、当該議案の審査が終了するまで表決に付さない。

○議案に関連する請願の採決の時期に関する議院運営委員会決定

第十二回国会議院運営委員会（昭和二十六年十一月十六日）

委員会においては、議案の内容に関連した請願の採否の決定は、その議案が議決されるまで行わないこととする。

参照 九九号

九九 既に委員会の決定があつた議案に関連する請願の処理に関する例

既に委員会の決定があつた議案に関連する請願は、保留とした例が多いが、次のような例もある。

第十三回国会人事委員会（昭和二十七年六月十八日）において、宮崎県都城市の地域給に関する請

（規第一七〇条）

願（第八六九号）の審査に当たり、同請願は、その願意が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（五月六日委員会修正議決）の趣旨に合致するため、採択することに決定した。

その他同例が少なくない。

第四十六回国会建設委員会（昭和三十九年六月二十六日）において、河川法案反対に関する請願（第一八五六号）の審査に当たり、同請願は、その願意が河川法案（同月二十二日委員会修正議決）に反対であるため、不採択と決定した。

その他同例がある。

参照 九八号

## 第九款 懲罰事犯の件

### 一〇〇 懲罰事犯の件審査の順序

懲罰事犯の件を審査するには、まず、議長又は懲罰動議の提出者から説明を聴き、質疑を行った後、

本人又は代理の議員から弁明を聴き、また、必要に応じて本人及び関係者の尋問を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

参照 諸表一〇

(国第二〇条)

## 一〇一 議長又は懲罰動議の提出者の説明に関する例

院議に基づき付託された懲罰事犯の件については、懲罰動議の提出者から動議提出の理由について説明を聴くのを例とするが、既に議院の会議において懲罰動議の趣旨説明が行われたことにより、これを聴かなかつた次のような例もある。

第四回国会懲罰委員会（昭和二十三年十二月二十三日）において、議員中西功君懲罰事犯の件の審査に当たり、懲罰動議の提出者から説明を聴くことなく、直ちに本人の弁明を聴取した。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月三十一日）において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査に当たり、懲罰動議の提出者から説明を聴くことなく、懲罰動議の提出者に対し質疑を行った。

第八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲

罰事犯の件の審査に当たり、委員長北澤俊美君は委員会に諮って懲罰動議の提出者の説明を省略した。

議長が国会法第二百一十一条第一項の規定により付託した懲罰事犯の件について、議長から説明を聴いた例を挙げれば次のとおりである。

第七回国会懲罰委員会（昭和二十五年四月四日）において、議員小川友三君懲罰事犯の件の審査に当たり、議長佐藤尚武君から説明を聴いた。

参照 一〇〇号、一二二号

規第二四〇条

一〇二 本人から弁明の申出があるときは、委員長はこれを許可する

懲罰事犯の件の審査に当たり、本人から弁明のため発言したいとの申出があるときは、委員長は適時これを許可する。

参照 一〇〇号

一〇三 本人に対する尋問は、本人から弁明を聴いた後、引き続き  
て行うのを例とする

懲罰事犯の件の審査に当たり、本人の申出に基づき弁明を聴いたときは、引き続き本人を尋問するのを例とする。

また、尋問のため本人の出席を求めたときは、尋問に先立って本人から弁明を聴くのを例とする。

参照 一〇〇号、一〇二号、一〇四号

一〇四 本人から弁明の申出がなく、また、尋問のため本人の出席  
も求めなかった例

第五回国会及び第六回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月三十日―十月三十一日）において、議員金子洋文君、中西功君、板野勝次君、カニエ邦彦君懲罰事犯の件の審査に当たり、カニエ邦彦君からは弁明の申出がなく、また、尋問のため同君の出席も求めなかった。

第百八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲罰

事犯の件の審査に当たり、アントニオ猪木君から弁明の申出がなく、また、尋問のため同君の出席も求めなかった。

## 規第二三九条

## 一〇五 関係者の尋問に関する例

懲罰事犯の件の審査に当たっては、関係者の出席を求めて尋問した例が多いが、関係者に対する尋問を行わなかった次のような例がある。

第四回国会懲罰委員会（昭和二十三年十二月二十三日）において、議員中西功君懲罰事犯の件の審査に当たり、関係者に対する尋問を行わなかった。

第百八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件の審査に当たり、関係者に対する尋問を行わなかった。

参照 一〇〇号

## 一〇六 本人及び関係者の出席要求手続に関する例

本人及び関係者を尋問するため、その出席を求めるには、議長を経てこれを行う定めであるが、関係者として本院の議員及び職員の出席を求めるには、成規の手続を省略して、委員長から直接これを行うのを例とする。また、本人の出席を求めるには、成規の手続を省略して、委員長から直接これを行った例が多いが、議長を経て、その出席を求めた次のような例もある。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月二十一日）において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の審査に当たり、本人を尋問するため、議員星野芳樹君の出席を求めることを決定し、議長を経て、その出席を求めた。

第七回国会懲罰委員会（昭和二十五年四月四日）において、議員小川友三君懲罰事犯の件の審査に当たり、本人を尋問するため、議員小川友三君の出席を求めることを決定し、議長を経て、その出席を求めた。

参照 二五一号

## 一〇七 証人として関係者の出頭を求めた例

第五回国会閉会後の懲罰委員会において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査に当たり、昭和二十四年六月二十一日関係者議員矢野西雄君外議員二名を、また、十月二十四日関係者議員北村一男君をそれぞれ同委員会の証人として出頭を求め、その証言を聴取した。

参照 一二五四号

## 一〇八 委員外議員が関係者に尋問を行った例

第五回国会及び同国会閉会後の懲罰委員会において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査に当たり、委員外議員中野重治君は、委員会の許可を得て、昭和二十四年五月三十一日関係者衛視長下倉辰男君外二名に対し、また、六月一日関係者議員團伊能君に対しそれぞれ尋問を行った。

参照 一二四号



## 一〇九 懲罰動議の提出者が証拠物件を提出した例

第十三回国会懲罰委員会（昭和二十七年七月二十四日）において、議員岩間正男君外十六名懲罰事犯の件の審査に当たり、懲罰動議の提出者溝淵春次君は、動議提出の理由について説明の際証拠物件として記録写真を提出した。

## 一一〇 実地検証を行った例

第五回国会閉会後の昭和二十四年六月一日懲罰委員会は、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査のため、事犯が発生した議長席周辺の実地検証を行った。

一一一 懲罰事犯の件の討論に当たっては、事犯者ごとに、懲罰を科すべきものか否か及び懲罰を科すべきものとする場合にはその種類についても併せて述べるのを例とする

懲罰事犯の件の討論に当たっては、事犯者ごとに、懲罰を科すべきものか否か及び懲罰を科すべきものとする場合にはその種類についても併せて述べるのを例とする。

なお、討論に入った後、委員長が理事会協議の結果を報告した次のような例もある。

第百八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件の審査に当たり、討論に入った後、委員長北澤俊美君から、理事会協議の結果、議員アントニオ猪木君に対し三十日間の登院停止の懲罰を科すべきものとの意見で一致した旨報告があり、別に意見もなく、表決に付した。

参照 一〇〇号、一一二号

## 一一一 懲罰事犯の件についての採決の順序に関する例

一の事犯者につき、討論中に述べられた科すべき懲罰が二以上ある場合には、その懲罰の重いものから採決に付するのを例とする。

なお、一の事犯者につき、討論中に、懲罰を科すべきものでないとの意見と、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものであるとの意見が述べられた場合に、懲罰を科すべきものでないとするものから採決に付した次のような例がある。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月二十三日）において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の審査に当たり、討論中に、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものであるとの意見と、懲罰を科すべきものでないとの意見が述べられたので、採決に当たり、委員長太田敏兄君は、まず、懲罰を科すべきものでないとするものから採決に付した。

また、数人の事犯者に係る懲罰事犯の件について採決する場合に、討論中に述べられた科すべき懲罰の重い者から採決に付した次のような例がある。

第六回国会懲罰委員会（昭和二十四年十月三十一日）において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の採決に当たり、委員長太田敏兄君は、委員会に諮り、討論中に述べられた科すべき懲罰の重

い者から、すなわち中西功君（除名、登院停止三十日）、カニエ邦彦君（登院停止三十日）、金子洋文君（登院停止二十五日）、板野勝次君（登院停止二十日）の順に表決に付した。

参照 一〇〇号、一一一号、諸表一〇

## 規第二四一条

一一三 公開議場における戒告又は陳謝の懲罰を科すべきものと議決したときは、委員会においてその文案を起草する

懲罰委員会において、公開議場における戒告又は陳謝の懲罰を科すべきものと議決したときは、同委員会が戒告文案又は陳謝文案を起草する定めである。その例を挙げれば次のとおりである。

第四回国会懲罰委員会（昭和二十三年十二月二十二日）において、議員中西功君に対し、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものと議決した後、委員長太田敏兄君は、戒告文案の起草を委員長に一任されたい旨を發議したところ、委員会はこれを可決した。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月二十三日）において、議員星野芳樹君に対し、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものと議決した後、委員長太田敏兄君は、戒告文案の草案を朗読しこれについて諮ったところ、委員会はこれを可決した。

一一四 懲罰事犯の件を審査するときは、議員及び報道関係者のほかは、傍聴を許さないのを例とする

懲罰委員会において懲罰事犯の件を審査するときは、議員及び報道の任務に当たる者のほかは、傍聴を許さないのを例とする。

参照 一七五号

一一五 懲罰事犯の件を継続審査した例

第五回国会昭和二十四年五月三十日に懲罰委員会に付託された議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件は、同国会閉会中同委員会において継続審査し、第六回国会においては何らの手続を経ずに引き続き審査を行い、十月三十一日その審査を終わった。

(注) 本例は、改正前の国会法第四十七条及び第六十八条の規定により行われたものであるが、第二十八回国会における国会法の一部改正(昭和三十三年法律第六十五号)により、同法第四十七条及び第六十八条に懲罰事犯の件は閉会中もおこなうこれを審査することができ、かつ、閉会中審査した懲罰事犯の件は後会に継続する旨

明文の規定が置かれた。

参照 二九八号

## 第十款 調査事件

一一六 常任委員会は、調査を行おうとする事件について、あらかじめ議決するのを例とする

常任委員会は、付託案件のほか、その所管に属する事件について、調査をすることができる定めである。

常任委員会がその所管に属する事件について調査を行うに当たっては、あらかじめ、調査を行おうとする事件について議決するのを例とする。

国第一〇〇四條  
第一〇〇四條  
第二〇〇四條  
第三〇〇四條  
議証第一〇五條  
規第一八〇條  
第一八六條  
「国第五四條」  
「国第八〇條」

国第四八條  
規第四二條  
「国第五四條」  
「国第八〇條」

## 一一七 調査事件調査の方法

委員会が調査事件につき調査を行うには、調査事項を定め、関係政府当局から説明を聴取し、必要に応じて証人又は参考人から証言又は意見を聴き、質疑を行い、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求め、あるいは、委員を派遣する等の方法により調査するのを例とする。

参照 三二八号

## 第三節 発言

### 一一八 委員会において発言するには、その都度、委員長の許可を受けることを要する

委員会において発言するには、その都度、委員長の許可を受けることを要する。委員長の許可を受けない発言は、正規の発言とはならない。

(注) 障がい有する委員について、代理者又は電子機器の音声による発言を認めた例がある。

第二章 会議

第二節 案件の審査及び調査  
第三節 発言 (一一八)

第十款 調査事件 (一一六、一一七)

一一五

## 一一九 委員の発言は、通告なしに行うのを例とする

委員が発言しようとするときは、委員会において口頭により要求するのを例とするが、委員長が議事整理上必要があると認めるときは、あらかじめ発言の通告を求めた例もある。

参照 一一八号、一三四号、一三九号

## 一二〇 発言時間の制限は、全ての発言者の発言に先立って行うのを例とする

質疑、討論その他の発言につき、時間を制限するには、それぞれ全ての発言者の発言に先立って行うのを例とするが、次のような例もある。

第十六回国会電気通信委員会（昭和二十八年七月二十四日）において、公衆電気通信法案外二件の質疑に当たり、委員久保等君が質疑を行った後、委員長左藤義詮君は「なお久保委員が若干の質疑を残しておられるようでございますので、本日の午後は三時から再開をいたしまして、三法案の取扱について御懇談をいたしたいと存じます。明日一時間程度で残余の質疑をして頂きます



明日の午前中に討論、採決をするような日程にいたしたいと思えます。御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。

第五回国会農林委員会（昭和二十四年五月二十三日）において、食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員板野勝次君の討論の後、残り三人の各討論時間につき、委員長楠見義男君は「誠に不本意でありますけれども、時間も迫りましたので、討論の時間は五分以内に制限いたしたいと思えますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。

なお、質疑又は討論以外の発言について、時間制限を行った例を挙げれば次のとおりである。

(一) 委員長不信任の動議の趣旨説明について時間制限を行った例

第十六回国会予算委員会（昭和二十八年七月三十日）において、委員岡田宗司君提出の委員長青木一男君不信任の動議の趣旨説明を前日に引き続いて岡田宗司君が行うに当たり、委員小林英三君は、趣旨説明の時間を十分以内とするこの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。

(二) 他の委員会の委員長の発言について時間制限を行った例

第十回国会内閣委員会（昭和二十六年六月二日）において、北海道開発法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員溝淵春次君は、予算委員長波多野鼎君及び人事委員長木下源吾君の発言時

間をそれぞれ十五分以内とすることの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。

参照 一一一號、一二三號、一三一號、諸表一一

## 一一二 発言時間をあらかじめ各会派に割り当てた例

### (一) 委員会において割り当てた例

第十六回国会労働委員会（昭和二十八年七月二十八日）において、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の審査に当たり、委員長栗山良夫君は、委員会に諮り、質疑時間（答弁時間を含まない。）を次のとおり各会派に割り当てた。

日本社会党（第四控室）	六時間
日本社会党（第二控室）	六時間
改進黨	二時間
無所属クラブ	二時間
各派に属しない委員	二時間

その他同例がある。

(二) 理事会において割り当てた例

第四十一回国会大蔵委員合理事会（昭和三十七年八月二十三日）において、同日の委員会における租税及び金融等に関する調査についての大蔵大臣田中角榮君に対する質疑時間を、次のとおり各会派に割り当てた。

日本社会党	六〇分
公明会	二〇分
民主社会党	一〇分
第二院クラブ	一〇分
日本共産党	一〇分

その他同例が多い。

- (注) 1 予算委員会における質疑時間の割当てについては「二三五 予算委員会における質疑に関する例」参照
- 2 証人に対する尋問時間の割当てについては「二六七 証人に対する尋問時間をあらかじめ委員長及び各会派に割り当てた例」参照

参照 一一二〇号

## 一一二 議長の委員会への出席発言に関する例

議長は、議院運営委員会に出席するのを例とし、必要に応じて発言する。

議長が懲罰委員会に出席し、発言した次のような例もある。

第五回国会閉会後の懲罰委員会（昭和二十四年六月二日）において、議長松平恒雄君は、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件について説明を行った。

第七回国会懲罰委員会（昭和二十五年四月四日）において、議長佐藤尚武君は、議員小川友三君懲罰事犯の件について説明を行った。

第十三回国会懲罰委員会（昭和二十七年七月二十八日）において、議長佐藤尚武君は、議員岩間正男君外十六名懲罰事犯の件について説明を行った。

また、議長が連合審査会に出席し、発言した次のような例もある。

第三十四回国会議院運営、地方行政、法務委員会連合審査会（昭和三十五年二月二十三日）において、議長松野鶴平君は、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案に関し、同案の取扱いに関する件について説明を行った。

一一三三 委員長が委員会を代表して他の委員会に出席し発言するに  
は、委員会又は理事会の決定に基づいてこれを行うのを例  
とする

委員長が委員会を代表して他の委員会に出席し発言するには、委員会又は理事会の決定に基づいてこれを行うのを例とするが、委員会又は理事会において決定することなく意見を述べ、委員会において事後報告を行った次のような例もある。

第十三回国会大蔵委員会（昭和二十七年五月八日）において、塩専売法の一部を改正する法律案の審査に当たり、水産委員長木下辰雄君は、特定魚類の塩蔵用塩の特別価格設定について意見を述べ、同月十四日の水産委員会において事後報告を行った。

○委員長の他の委員会における発言に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十一月二十五日）

参議院規則第四十三条による委員長の発言は、討論を含まないこと、及び委員長の資格でその所管事項についてのみこれを行うことと解釈する。

参照 一三号、一六九号

## 一二四 委員外議員の発言に関する例

委員会は、委員でない議員から意見を聴き、又は発言を許可することができる定めである。

委員外議員の発言については、次のような例がある。

### (一) 委員外議員の意見を求めた例

第二十二回国会閉会後の農林水産委員会（昭和三十年十一月十一日）において、台風第二十二号及び第二十三号による被害状況の調査に当たり、委員長江田三郎君は、委員会の決定に基づき委員外議員有馬英二君の発言を求めたところ、同君は台風による被害状況について説明を行った。その他同例がある。

### (二) 委員外議員の発言を許可した例

第一回国会司法委員会（昭和二十二年九月十六日）において、行刑状況に関する調査に当たり、委員外議員小野哲君が発言の許可を求めたので、委員会はこれを許可し、同君は希望意見を述べた。その他同例がある。

第二回国会労働委員会（昭和二十三年六月二十四日）において、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員外議員田中利勝君が発言の許可を求めたので、委員会はこれ

を許可し、同君は質疑を行った。

その他同例がある。

第十三回国会経済安定委員会（昭和二十七年六月十日）において、外資に関する法律の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員外議員小林政夫君が発言の許可を求めたので、委員会はこれを許可し、同君は修正希望意見を述べた。

その他同例がある。

なお、委員外議員の発言を時間を限って許可した次のような例がある。

第二回国会予算委員会（昭和二十二年十二月十一日）において、昭和二十二年度一般会計予算補正（第十二号）外一件の審査に当たり、委員外議員中野重治君が発言の許可を求めたのに対し、委員長櫻内辰郎君は、委員会に諮り、質疑時間を答弁を含め十五分に限ってこれを許可した。

第十九回国会文部委員会（昭和二十九年四月十三日）において、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の審査に当たり、委員外議員安部キミ子君が発言の許可を求めたのに対し、委員長川村松助君は、委員会に諮り、発言は各会派に割り当てた質疑時間内で行うこととしてこれを許可した。

また、法律案の審査中委員外議員の出席、発言を認めた例がある。

第九十五回国会及び第九十六回国会公職選挙法改正に関する特別委員会理事會において、「公職選挙法の一部を改正する法律案の審査中、本委員会に委員の割当のない第二院クラブ及び一の会の所属議員各一名の委員会出席を認めるものとする。この場合、あらかじめ委員長にその氏名を届け出るものとする。」との申合せを行い、委員長から委員会に報告した。同案の審査中、委員外議員青島幸男君及び中山千夏君は同委員会に出席し、第九十六回国会において両君は委員会の許可を得て質疑を行った。

## 一二五 委員の発言中に不穏当な言辞がある場合の措置に関する例

委員の発言中に、国会法又は参議院規則に違い、その他委員会の秩序をみだし又は議院の品位を傷つける言辞があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。委員長が取消しを命じた発言は、これを提供する会議録に掲載しない定めである。

委員の発言中に不穏当な言辞があると思われるときは、委員長は、速記録を調査の上処置する旨を告げるのを例とする。



調査の結果不穏な言辞があったときは、委員長は、これを提供する会議録に掲載しない。

- (一) 委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏な箇所を提供する会議

録に掲載しなかつた例

第二十六回国会文教委員会（昭和三十二年四月十八日）において、教育、文化及び學術に関する調査のうち愛媛県における勤務評定に伴う小中学校長の懲戒処分に関する件の調査に当たり、委員松澤靖介君の発言の後、委員長岡三郎君が「先ほどの松澤君の発言中に、やや不適当な点があると委員長は判断いたしました。これは速記録を見なければ明確にはわかりませんが、そういうふうに感じましたので、松澤君に了解を求めますが、そのような点があつた場合には、委員長においてこれを適当に処理するということでもよろしゅうございませうか。」と述べたところ、委員松澤靖介君が「けっこうです。私の不穏の言葉があつたとすれば、それは、私の言い方が悪いかと思いますので、よろしくお取り計らい願います。」と述べたので、委員長は調査の結果、不穏な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

以後同例がある。

(二) 他の委員の指摘により、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穩

当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

第二十六回国会社会労働委員会（昭和三十二年三月二十六日）において、健康保険法等の一部を改正する法律案外三件の審査に当たり、委員坂本昭君の発言の後、委員榊原亨君が「ただいまの坂本委員の御発言中、不穩当な箇所がございましたならば、委員長においてお調べを願つて適當な御処置を願いたいと思います。」と述べたところ、委員長千葉信君は「承知いたしました。もしそういう事実がございましたら、委員長において適當に処理いたします。」と述べ、調査の結果、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

以後同例がある。

(三) 発言した委員の申出により、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、

不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

第四十三回国会農林水産委員会（昭和三十八年二月二十一日）において、狩猟法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員大森創造君が「午前中の私の発言で、……不適當なところがあったら、……委員長におまかせいたしますから、適當にひとつ訂正なりしていただきます。」と述べたところ、委員長櫻井志郎君は「委員長において速記録を調べて善処いたします。」と述べ、調

査の結果、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

その他同例がある。

(注) 発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、委員長が不穩当な言辞があつたと認めその取消しを命じない限り、そのままこれを提供する会議録に掲載する。

参照 一五二二号、二七五号、三〇五号

## 一二六 発言した委員から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する

発言した委員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後五時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。会議録の訂正に対して委員が異議を申し立てたときは、委員長は、討論を用いしないで委員会に諮りこれを決する定めである。

発言した委員から発言の訂正を求められたときは、必要に応じ理事会に諮って、委員長がこれを決する。

(注) 1 発言の訂正は、会議録の電磁的記録が作成される前であれば訂正の上作成し、作成された後であれば次号以降の会議録の末尾に訂正部分を掲載する。

2 発言者が委員会において自己の発言につき自らこれを訂正する旨を述べても、委員長がこれを訂正として処置しない限り、そのままこれを会議録に掲載する。

参照 一五三号、三〇七号

## 第四節 動議

一二七 動議は、委員会において、口頭により提出するのを例とする。  
る

動議は、委員会において、口頭により提出するのを例とする。ただし、委員長不信任の動議は、文書により一人以上の賛成者とともに連署して提出するのを例とする。

参照 諸表一一

## 一二八 動議の成立に関する例

動議は、一人以上の賛成者又は賛成の声を待って議題とするのを例とするが、別に異議がない場合には、賛成の声もなしに議題とした例も少なくない。また、修正の動議は、賛成者なしに議題とするのを例とする。

参照 一四七号

## 一二九 先決動議は、直ちに議題とする

休憩の動議、散会の動議、秘密会とするの動議、質疑終局の動議、討論終局の動議等議事進行上先決を要する動議は、先決問題とし、直ちに議題とする。

なお、委員長不信任の動議は、先決動議として取り扱うのを例とする。

参照 一三〇号

一三〇 競合した先決動議を議題とする順序は、委員長がこれを決定する

競合した先決動議を議題とする順序は、各動議の性質により、委員長がこれを決定する。

参照 一二九号

(規第三九条)

一三一 動議について趣旨説明を行った例

修正の動議及び委員長不信任の動議については、趣旨説明を行うのを例とするが、その他の動議について趣旨説明を行った次のような例もある。

第十三回国会建設委員会（昭和二十七年五月二十七日）において、道路整備特別措置法案の討論に当たり、委員赤木正雄君は、附帯決議の動議を提出し、趣旨説明を行った。

その他同例が多い。

第二十四回国会文教委員会（昭和三十一年五月十五日）において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件の審査に当たり、委員荒木正三郎君は、同月十二日の文教委員会公聴会に出

席した公述人林知義君を同委員会に証人として出頭を求めることの動議を提出し、趣旨説明を行った。

以後同例がある。

第二十六回国会社会労働委員会（昭和三十二年五月十六日）において、社会保障制度に関する調査のうち保健所職員の待遇の改善に関する件の調査に当たり、委員高野一夫君は、保健所強化に関する決議の動議を提出し、趣旨説明を行った。

その他同例がある。

参照 一二〇号、一四七号、諸表一一

（規第四二条）

## 一三二 動議に対し質疑、討論を行った例

### （一） 質疑を行った例

第二十一回国会地方行政委員会（昭和三十年一月二十四日）において、地方行政の改革に関する調査に当たり、委員小林武治君から提出された競輪、モーターボート等の施行認可に関する決議の動議について、委員須藤五郎君は、同君に対し質疑を行った。

第二十三回国会内閣委員会（昭和三十年十二月十五日）において、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員島村軍次君から提出された修正の動議について、委員菊川孝夫君、田畑金光君及び吉田法晴君は、同君に対し質疑を行った。

その他同例がある。

第四十回国会社会労働委員会（昭和三十七年三月二十七日）において、医療金融公庫法の一部を改正する法律案が可決された後、委員鹿島俊雄君から提出された附帯決議の動議について、委員勝俣稔君は、同君に対し質疑を行った。

以後同例がある。

## （二） 討論を行った例

第十六回国会予算委員会（昭和二十八年七月三十日）において、同月二十九日の同委員会において委員岡田宗司君から提出された予算委員長青木一男君不信任の動議に対し、委員小林英三君及び高橋進太郎君は討論を行った。

その他同例がある。

第二十回国会電気通信委員会（昭和二十九年十二月三日）において、電波行政に関する調査のうちマイクロウェーブ通信網に関する件の調査に当たり、委員上林忠次君から提出された我国電波政策に



関する決議の動議に対し、委員山田節男君及び久保等君は討論を行った。  
その他同例がある。

第二十六回国会予算委員会（昭和三十二年三月二十八日）において、昭和三十二年度一般会計予算外二件の審査に当たり、同月十四日の同委員会で委員栗山良夫君から提出された前農林大臣河野一郎君を同委員会に証人として出頭を求めるとの動議に対し、委員左藤義詮君、小林孝平君、曾祢益君及び八木幸吉君は討論を行った。

その他同例がある。

第四十三回国会社会労働委員会（昭和三十八年三月二十八日）において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案が可決された後、委員藤田藤太郎君から提出された附帯決議の動議に対し、委員鹿島俊雄君は討論を行った。

その他同例がある。

参照 諸表二二

（規第九〇条）  
の二

### 一三三三 委員会の議題となった動議の撤回に関する例

委員会の議題となった動議を撤回するには、委員会において動議提出者がその旨を述べ、別に異議がない場合には、委員長は、委員会に諮ることなく撤回されたものとして取り扱うのを例とする。

参照 一五一号

## 第五節 質疑

### 一三四 質疑者の順序に関する例

質疑は、発言を求めた順序により、委員長がこれを許可する定めであるが、理事会において、あらかじめ申出のあった質疑希望に基づき、各会派の所属委員数等を考慮して定めた順位により、委員から順次発言を求め、委員長がこれを許可した例が多い。

参照 一一九号、一三五号、一三六号

規第四二条  
「規第八〇条  
の八」

## 一三五 予算委員会における質疑に関する例

予算委員会において質疑を行うに当たっては、理事会において、各会派に対し所属委員数等を考慮して質疑時間（答弁時間を含まない。）を割り当てるとともに、その質疑順位を定め、これを委員会に報告するのを例とするが、これを委員会に諮って決定した例もある。

各会派は、質疑者の氏名、質疑の順位、質疑時間及び出席を求める国務大臣等を記載した文書により、委員長に通告し、委員長は、これを質疑通告表に記載し、その順序により発言を許可するのを例とする。

参照 六五号―六七号、一三四号、一三六号

## 一三六 関連する質疑は、質疑者に異議がない場合に、委員長が適宜これを許可する

委員が質疑を継続中、他の委員が関連して質疑を求めたときは、質疑者に異議がない場合に、委員長が適宜これを許可する。

国第四八条  
「国第五四  
の四」

## 参照 一三四号

規第四八条  
 (規第二二条)  
 「規第八〇条  
 の八」

## 一三七 質疑の終局に関する例

質疑が終わったときは、委員長は質疑の終局を宣告する。この場合において、委員長は、委員会に諮り、質疑の終局を決定した例が少なくない。

なお、委員の動議により、質疑の終局を決定した例がある。

## 一三八 質疑終局の後、特に補充して質疑を行った例

(規第二三条)

質疑が終局した後は質疑を行うことはできないが、委員の申出により、委員長が、委員会に諮り、特に補充して質疑を行うことを許可した次のような例がある。

第二回国会財政及び金融委員会（昭和二十三年四月六日）において、証券取引法を改正する法律案の審査に当たり、前々回の委員会において質疑を終局していたが、委員木村禧八郎君から特に質疑を許可されたい旨の申出があり、委員長黒田英雄君は、委員会に諮ったところ異議がなかった

ので、これを許可した。

その他同例がある。

また、委員会の決定により、委員長が補充して質疑を行った次のような例がある。

第十三回国会予算委員会（昭和二十七年三月二十六日）において、昭和二十七年一度一般会計予算外二件の審査に当たり、前回の委員会において質疑を終局していたが、委員内村清次君から、自衛力の漸増計画の問題につき委員長において質疑を行うことの動議が提出され、委員長和田博雄君は、委員会に諮ったところ異議がなかったので、国务大臣大橋武夫君に対し質疑を行った。

参照 一三七号、諸表一三

## 第六節 討論

### 一三九 討論者の順序に関する例

討論は、修正案がない場合には、原案に反対、賛成の順序で交互に大会派から行うのを例とする。修正案がある場合の討論の順序は、次のとおりである。

（規第二六条）

第二章 会議

第五節 質疑  
第六節 討論

（一三七、一三八）  
（一三九）

一三七

(一) 質疑終局後、修正案の趣旨説明を行ったときの討論

質疑終局後討論に入る前に、修正案の趣旨説明を行ったときの討論は、原案に反対、賛成の順序で交互に大会派から行うのを例とするが、次のような例もある。

第二十二回国会社会労働委員会（昭和三十年七月十二日）において、齒科衛生士法の一部を改正する法律案の質疑終局後、委員長小林英三君は、委員榊原亨君（自由）提出の修正案を議題とし、趣旨説明を聴いた後質疑に入った。次いで、同月十四日の委員会において同案の討論に入り、委員常岡一郎君（緑風）（修正案反対、原案賛成）、加藤武徳君（自由）（修正案賛成、原案反対）、有馬英二君（民主）（修正案反対、原案賛成）、竹中勝男君（社四）（修正案賛成、原案反対）、相馬助治君（社二）（修正案賛成、原案反対）、長谷部ひろ君（無ク）（修正案賛成、原案反対）の順で討論を行った。

第二十四回国会社会労働委員会（昭和三十一年四月十三日）において、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の質疑終局後、委員長重盛壽治君は、委員平林剛君（社会）提出の修正案を議題とし、趣旨説明を聴いた後討論に入り、委員高野一夫君（自民）（修正案反対、原案賛成）、田村文吉君（緑風）（修正案反対、原案賛成）、久保等君（社会）（修正案賛成、原案反対）の順で討論を行った。

(二) 討論に入った後、修正の動議が提出されるときにの討論

討論に入った後、修正の動議を提出しようとする委員の討論は、他の討論者に先立って行うのを例とする。

この場合の他の討論者の討論は、原案に賛成の委員から行うのを例とする。

なお、修正の動議を提出しようとする委員の討論を、他の討論者に先立って行わなかった次のような例もある。

第四十八回国会農林水産委員会（昭和四十年五月十一日）において、食料品総合小売市場管理法案の討論に当たり、委員渡辺勘吉君（反対）の討論の後、委員森八三二君は、修正の動議を提出し、討論を行った。

第五十一回国会文教委員会（昭和四十一年六月二十四日）において、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員鈴木力君（反対）、玉置和郎君（賛成）の討論の後、委員辻武寿君は、修正の動議を提出し、討論を行った。

参照 一一九号、一四三号、一四七号

## 一四〇 討論者は、同一の議題について、一会派一人とするのを例とする

討論者は、同一の議題について、一会派一人とするのを例とするが、二人に及んだ次のような例もある。

第十九回国会閉会後の厚生委員会（昭和二十九年十一月二十九日）において、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員高良とみ君（緑風）は修正の動議を提出して原案に対し反対討論を行い、また、委員河野謙三君（緑風）は修正案に対し賛成討論を行った。

第三十一回国会運輸委員会（昭和三十四年三月十九日）において、国内旅客船公団法案の討論に当たり、委員松浦清一君（社会）は賛成討論を行い、また、委員相澤重明君（社会）は附帯決議案を提出して賛成討論を行った。

第五十一回国会運輸委員会（昭和四十一年六月二十五日）において、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案の審査に当たり、質疑終局後、委員長江藤智君は、委員吉田忠三郎君外一名提出の修正案を議題とし、吉田忠三郎君は修正案について趣旨説明を行った。次いで討論に入り、



委員相澤重明君（社会）は修正案に対し賛成討論を行い、また、委員岡三郎君（社会）は原案に対し反対討論を行った。

参照 一四一号

一四一 討論は、同一の議題について、一人一回とするのを例とする  
る

討論は、同一の議題について、一人一回とするのを例とするが、二回に及んだ次のような例もある。

第三回国会内閣委員会（昭和二十三年十一月三十日）において、郵政省設置法案外一件の討論に当たり、委員堀真琴君が反対討論を行ったところ、委員城義臣君が賛成討論を行い、堀真琴君の意見に反論したので、堀真琴君は再び討論を行った。

その他同例がある。

参照 一四〇号

## 一四二 討論は、案件の全部について行うのを例とする

討論は、案件の全部について行うのを例とするが、まず、案件の一部について討論を行い、次いでその残り全部について討論を行った次のような例もある。

第二回国会決算委員会（昭和二十三年六月三十日）において、国家行政組織法案の討論に当たり、委員山下義信君は「討論の順序といたしまして第十七条、第十八条、この二ヶ条に關しまする討論を先にして頂きまして、然る後に二ヶ条を除きました後の全部についての討論の順序でお進み願いたいと存じます。」との動議を提出したところ、委員会はこれを可決し、右の順序により討論を行った。

## 一四三 修正案は、原案と併せて討論を行うのを例とする

議案に対し修正案が提出されたときは、原案と併せて討論を行うのを例とする。

参照 一三九号、一四七号

(規第九三條)

#### 一四四 討論者は、案件に対する賛否を明らかにする

討論者は、まず、案件に対する賛否を明らかにして、討論を行うのを例とする。

(規第五三條)

#### 一四五 討論中に継続審査の動議を採決した例

第十三回国会内閣委員会（昭和二十七年七月二十四日）において、保安庁法案外二件の討論中、委員三好始君から三案を継続審査することの動議が提出され、委員長河井彌八君は、同君提出の動議を議題として採決したところ、委員会はこれを否決した。

第十三回国会地方行政委員会（昭和二十七年七月三十一日）において、集団示威運動等の秩序保持に関する法律案の討論中、委員高橋進太郎君から同案を継続審査することの動議が提出され、委員長西郷吉之助君は、同君提出の動議を議題として採決したところ、委員会はこれを可決した。

なお、同案を継続審査に付するの件は、議院の会議において議決するに至らなかった。

参照 二九六号

規第四八条  
(規第三三條)  
「規第八〇條  
の八」

## 一四六 討論の終局に関する例

討論が終わったときは、委員長は討論の終局を宣告する。この場合において、委員長は、委員会に諮り、討論の終局を決定した例が少なくない。

なお、委員の動議により、討論の終局を決定した例がある。

## 第七節 修正

規第四六条

## 一四七 修正案の提出に関する例

議案を修正しようとする委員は、あらかじめ修正案を委員長に提出しなければならない定めである。

修正案をあらかじめ委員長に提出した委員は、質疑終局後討論に入る前に、修正の動議を提出し、修正案の趣旨説明を行うのを例とするが、質疑終局前に、又は討論に入った後、修正の動議を提出し、修正案の趣旨説明を行った例もある。

なお、修正案が法律案に対するもので予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものである場

合には、修正の結果必要となる経費を明らかにした文書を添えなければならない定めであるが、この場合の文書には、修正の結果必要となる経費の見込額又は歳入減となる見込額を記載する。

参照 一二八号、一三二号、一三九号

## 一四八 発議者が、その発議した法律案に対して修正案を提出した例

第二十二回国会内閣委員会（昭和三十年七月二十六日）において、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（千葉信君外五十二名発議）の討論に当たり、委員千葉信君は、同案に対する修正案を提出したところ、委員会はこれを可決した。以後同例がある。

参照 一六五号

## 一四九 小委員会の報告に係る修正案を議題とした例

第十三回国会厚生委員会（昭和二十七年四月二十四日）において、戦傷病者戦没者遺族等援護法案の審査に当たり、委員長梅津錦一君は、原案とともに引揚問題及び遺族援護に関する小委員会の報告に係る修正案を議題とし、討論の後、採決を行った。

その他同例がある。

参照 一九九号、二二六号

## 一五〇 修正に伴う字句等の整理を委員長に一任した例

第十九回国会農林委員会（昭和二十九年五月二十六日）において、酪農振興法案を修正議決した後、委員長長片柳眞吉君は、修正に伴う字句等の整理を委員長に一任されたい旨述べたところ、別に異議もなく、これを委員長に一任した。

## 一五一 修正案を撤回した例

第三回国会人事委員会（昭和二十三年十一月三十日）において、国家公務員法の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員宇都宮登君から修正案が提出され、原案及び修正案に対する賛否の討論の後、委員小林英三君の要望により修正案の取扱いについて懇談を行った。委員会再開後、懇談の結果に基づき、委員宇都宮登君は、修正案を撤回する旨述べたところ、別に異議もなく、修正案は撤回された。

その他同例がある。

参照 一三三三号

## 第八節 内閣の意見聴取

### 一五二 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取の時期 に関する例

国第五七条  
規第三〇条  
「国第五四  
規第八〇条  
の八」

委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議に係る予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない定めであるが、意見聴取の時期については次のとおりである。

#### (一) 予算に対する修正案

予算総額の増額修正案については、討論に入る前に内閣の意見を聴取するのを例とする。

#### (二) 委員会提出法律案

委員会が予算を伴う法律案を提出しようとする場合は、その旨の議決を行うに先立って内閣の意見を聴取するのを例とする。



(三) 議員発議案

議員の発議に係る予算を伴う法律案については、討論に入るまでに内閣の意見を聴取するのを例とする。その例を挙げれば次のとおりである。

第二十二回国会文教委員会（昭和三十年七月二十一日）において、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案の審査に当たり、同案の質疑を終局した後、文部政務次官寺本廣作君から内閣の意見を聴いた。

その他同例がある。

第二十二回国会内閣委員会（昭和三十年七月二十三日）において、公共企業体職員等共済組合法案の審査に当たり、同案の趣旨説明を聴いた後、大蔵政務次官藤枝泉介君から内閣の意見を聴いた。その他同例がある。

第四十六回国会内閣委員会（昭和三十九年四月十四日）において、旧金鵝勲章年金受給者に関する特別措置法案の審査に当たり、同案の質疑中、総理府総務長官野田武夫君から内閣の意見を聴いた。

その他同例がある。

(四) 法律案に対する修正案

予算の増額を伴う修正案又は予算を伴うこととなる修正案については、質疑終局後これを議題とした場合には、討論に入る前に内閣の意見を聴取するのを例とする。

討論中にこれらの修正案が提出された場合には、討論が終局するまでに内閣の意見を聴取するのを例とする。

参照 五八号、一四七号

国第五七条  
の三  
「国第五四  
条  
の四」

一五三 内閣の意見は、所管の国务大臣からこれを聴くのを例とする

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見は、所管の国务大臣からこれを聴くのを例とする。

(注) 政務次官から内閣の意見を聴いた例もある。

参照 一五二号

## 第九節 表決

### 一五四 採決は、案件ごとに行うのを例とする

数個の案件を一括して議題とし審査を行った案件についても、採決は案件ごとに行うのを例とするが、内容が関連し、又は簡単に委員の表決に支障を来さないものについては、一括して採決した例も少ない。

参照 五三号、五四号、一六二号、一六四号

### 一五五 採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とする

採決を行うには、委員長は、まず、表決に付する問題を宣告する。

委員会における採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とするが、異議の有無を諮ってこれを行った例も多い。

挙手又は起立により採決するときは、委員長は、問題を可とする者を挙手又は起立させ、挙手又は起

規第四九条  
規第三七条  
規第三八条  
規第三九条  
「規第八〇条の八」

立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

なお、記名投票によつた次のような例もある。

第一回国会鉱工業委員会（昭和二十二年十二月八日）において、臨時石炭鉱業管理法案の採決に当たり、委員長稻垣平太郎君は、採決の方法については記名投票によることとし、委員の氏名を記入した投票用紙に、賛成の諸君は「賛成」、反対の諸君は「反対」と記入願いたい旨述べ、投票の結果、賛成者が少数であつたので、否決の旨を宣告した。

（注）障がいをする委員について、起立に代えて挙手の方法による、又は介助者の代理による賛否の表明を認めたと例がある。

## 一五六 委員長が異議の有無を諮つたところ、反対と呼ぶ者があつたため、挙手により採決した例

第四十一回国会大蔵委員会（昭和三十七年九月二日）において、国民金融公庫法の一部を改正する法律案の継続審査要求の決定に当たり、委員長佐野廣君は「継続審査要求書を議長に提出致したいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮つたところ「反対」と呼ぶ者があつたので、委員長は

賛成者の挙手を求め、多数でこれを決定した。  
その他同例がある。

参照 一五五号

(国第五〇条)

## 一五七 委員長は、表決に加わらない

委員会においては、委員長は表決に加わらない。

参照 一五八号、一五九号

国第五〇条  
(規第三五五条)  
「国第五〇条  
の四」

## 一五八 採決において過半数を算定するには、委員長を除く出席委員全員を基礎数とする

委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する定めであるが、その過半数を算定するには、委員長を除き出席している委員全員を基礎数とする。

参照 四七号、一五七号

## 一五九 採決の結果可否同数となり、委員長が決した例

### (一) 可と決した例

第十三回国会法務委員会（昭和二十七年四月二十八日）において、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法案を採決したところ、可否同数となったので、委員長小野義夫君は「可否同数と認めます。よって国会法第五十条により、本委員長は原案通り可決すべきものと決定いたします。」と宣告した。

その他同例がある。

### (二) 否と決した例

第十三回国会内閣委員会（昭和二十七年七月二十二日）において、郵政省設置法の一部を改正する法律案及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する委員波多野鼎君提出の修正案を採決したところ、可否同数となったので、委員長河井彌八君は「可否同数と認めません。委員長は国会法第五十条によりまして、可否同数の場合には、これを決定しなければならぬのであります。よって委員長はこれを否と決定いたします。」と宣告した。

その他同例がある。

参照 一五七号、一五八号、諸表一四

(規第三三條)

## 一六〇 修正案は、原案より先に採決する

修正案は、原案に先立つて表決に付する。

参照 一六一号

(規第四八條  
(規第三〇條))

## 一六一 修正案が数個あるときは、その採決の順序は委員長が決定する

同一議案に対し修正案が数個あるときは、その採決の順序は委員長がこれを決定する。

数個の修正案が同一事項に関するものであるときは、委員長長の認定により、原案に最も遠いものから順次採決する。

参照 五三号、一六〇号、一六一号

## 一六二 数個の修正案に共通の部分がある場合の採決の方法に関する例

数個の修正案に共通の部分がある場合の採決は、案ごとにこれを行った例が多いが、次のような例もある。

- (一) 共通の部分を一の問題とし、共通でない部分を案ごとに各別の問題として採決し

た例

第六十三回国会文教委員会（昭和四十五年四月二十八日）において、著作権法案に対する委員安永英雄君及び須藤五郎君提出の両修正案の採決に当たり、両修正案には共通の部分があったため、まず、共通の部分を一の問題として表決に付し、これを否決した後、共通の部分を除いた安永君提出の修正案及び須藤君提出の修正案を順次表決に付し、いずれも否決した。

その他同例がある。

- (二) 内容の大部分が重複した二個の修正案につき、共通の部分を原案に近い修正案に含めて採決した例

第十三回国会経済安定委員会（昭和二十七年六月二十八日）において、電源開発促進法案に対する



委員杉山昌作君及び奥むめお君提出の兩修正案の採決に当たり、兩修正案の内容は大部分が共通していたが、委員長佐々木良作君は「先ず原案に遠いところの奥君提出の修正案中、杉山君の修正案と異なる部分を問題として採決いたします。」と宣告し、採決したところ、委員会はこれを否決した。次いで委員長は「只今否決されました部分以外の奥君提出の修正案は杉山君提出の修正案の中に含まれておりますので、次いで杉山君提出の修正案を議題といたします。」と宣告し、採決したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

参照 一五四号、一六一号

### 一六三 修正案が可決されたときは、修正部分を除いた原案について採決する

原案の一部修正を内容とする修正案が可決されたときは、その修正部分を除いた原案について採決する。  
なお、全部修正をしたため、原案について採決しなかつた次のような例がある。

第十八回国会大蔵委員会（昭和二十八年十二月二日）において、租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決に当たり、委員長大矢半次郎君は「なお、只今可決されました修正案は全部修正であります。よつて租税特別措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。」と宣告した。

参照 一六〇号

## 国第四八条

### 一六四 数個の議案に対するそれぞれの修正案を一括して採決した例

第十三回国会労働委員会（昭和二十七年七月十一日）において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案の採決に当たり、各案に対しそれぞれ各派共同修正案が提出されていたが、三修正案を一括して表決に付し、これを可決した後、修正部分を除いた原案についてもまた三件を一括して表決に付し、これを可決した。その他同例がある。

参照 五四号、一五四号

一六五 発議者が、その発議に係る法律案に対する修正案に賛成し

た例

第二十二回国会社会労働委員会（昭和三十年七月二十二日）において、優生保護法の一部を改正する法律案の採決に当たり、発議者である委員谷口彌二郎君、榊原亨君及び横山フク君は、委員山下義信君提出の修正案に賛成した。

その他同例がある。

参照 一四八号

一六六 会期が延長されたため、既に議院の会議において継続審査の議決があつた議案について採決を行った例

第二十六回国会社会労働委員会（昭和三十二年五月十九日）において、水道法案の審査に当たり、委員長阿具根登君は「水道法案については、きのうの委員会の決定に基づきまして、今期国会開会中審査を終了することを困難と認め、閉会中継続審査することとし、議院の承認を得たのであります

が、会期が一日間延長となりましたので、会期内において審査を進めることにいたします。」と述べて同案を議題とし、質疑の後、可決した。

なお、同案は、同日議院の会議において可決された。

参照 二九六号

## 第十節 決議

一六七 委員会における決議は、委員長が発議又は委員の動議によりこれを行う

委員会において決議を行うには、委員長の発議又は委員の動議によりこれを行うのを例とする。

参照 一三一号、一三三号、一六八号

## 一六八 附帯決議の動議は、議案採決の直後に提出するのを例とする

議案に対する附帯決議の動議は、議案採決の直後に提出するのを例とするが、討論の際にこれを提出した例もある。

参照 一六七号

## 一六九 他の委員会に対し申入れの決議を行った例

### (一) 議案の修正について行った例

第七回国会地方行政委員会（昭和二十五年四月十三日）において、火薬類取締法案を審査中の通商産業委員会に対し、火薬庫近隣の火災による危険時の措置等の届出先について、関係消防機関をも付け加える修正を行うよう申し入れる旨の決議を行った。

なお、通商産業委員会においては、同月二十日地方行政委員長岡本愛祐君から右決議につき説明を聴き、同月二十五日法律の運用において決議の趣旨が達成されるよう配慮する旨の政府当局の発

言を記録にとどめた。

その他同例がある。

第十回国会農林委員会（昭和二十六年三月十三日）において、関稅定率法の一部を改正する法律案を審査中の大蔵委員会に対し、關稅定率法別表輸入稅表のうち、こうりゃん、とうもろこし及び大豆については、当分の間、同表の稅率にかかわらず無稅とするこゝの修正を行うよう、修正案文を添えて、申し入れる旨の決議を行った。

なお、文書をもつて申入れを受けた大蔵委員会においては、同月二十三日農林委員會議事片柳眞吉君から右決議につき説明を聴き、同月二十九日申入れどおりの修正案が提出され、これを可決した。その他同例がある。

(二) 議案に対する附帶決議について行った例

第十六回国会運輸委員会（昭和二十八年七月二十四日）において、中小企業金融公庫法案を審査中の通商産業委員会に対し、中小企業金融公庫の業務の方法、事業計画及び資金計画につき主務大臣が認可を行う場合には、運輸大臣に協議すること、ほか一項目の附帶決議を行うよう申し入れる旨の決議を行った。

なお、通商産業委員会においては、同日運輸委員會議事入交太藏君から右決議につき説明を聴いた

が、同趣旨の附帯決議は行わなかった。

第三十一回国会農林水産委員会（昭和三十三年十二月二十日）において、公共用水域の水質の保全に関する法律案外一件を審査中の商工委員会に対し、水質保全に関する行政機構及び試験研究機関を充実するとともに、仲介員の指定の厳正により、紛争処理を適正にし、損害の賠償又は救済に遺漏なからしめること、船舶の廃油による水質汚濁防止に遺憾なからしめることの附帯決議を行うよう申し入れる旨の決議を行った。

なお、文書をもって申入れを受けた商工委員会においては、同日、同趣旨の附帯決議を行った。

参照 一二三号

## 一七〇 委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が

### 所信を述べるのを例とする

委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が、その決議に対し所信を述べるのを例とする。

参照 一七一号

## 一七一 委員会の決議文を政府等に送付した例

委員会が、審査又は調査中の案件に関し決議を行った場合において、その決議文を関係国務大臣又は関係政府機関等に送付した次のような例が少なくない。

第四十九回国会閉会後の農林水産委員会（昭和四十年九月十日）において、農林水産基本政策に関する件について調査を行ったが、その際、農林畜水産関係物資の国鉄貨物運賃に関する決議を行い、委員長からその決議文を農林大臣坂田英一君、運輸大臣中村寅太郎君、経済企画庁長官藤山愛一郎君及び日本国有鉄道総裁石田禮助君に送付した。

なお、附帯決議については、決議文を送付しないのを例とする。

参照 一七〇号



## 第十一節 秘密会

一七二 秘密会においては、委員のほか、議員、国務大臣等及び政府当局者で議事に関係のある者並びに事務を執る職員以外の者の退場を命ずる

秘密会においては、委員長は、委員のほか、議員、国務大臣等及び政府当局者で議事に関係のある者並びに事務を執る職員以外の者の退場を命ずるのを例とするが、議事に関係のない議員の傍聴を認められたような例も少なくない。

第二十六回国会農林水産委員会（昭和三十二年四月五日）において、日ソ漁業交渉に関する件について調査のため委員会を秘密会とするに当たり、委員長堀末治君は「議員、国務大臣、議事に関係のある政府当局者及び事務を執る職員以外の方の御退場を願います。」と宣告した。

参照 一七五号、諸表一五

(国第五二条)

### 一七三 小委員会又は連合審査会を秘密会とした例

小委員会又は連合審査会において、その議決によりこれを秘密会とした例がある。

(注) 小委員会又は連合審査会を秘密会とした事例については「二二〇 小委員会を秘密会とした例」、「二四一

連合審査会を秘密会とした例」参照

参照 諸表一五

### 一七四 秘密会の記録に関する例

秘密会においても全ての議事は速記法によって記録し、これを会議録に掲載するのであるが、特に秘密を要するものと議決した部分については、提供する会議録に掲載しない。

参照 二二一号、二四二号、三〇一号、三〇八号、諸表一五

規第五八条  
規第五九条  
(規第二五六条)  
「規第八〇条  
の八」

## 第十二節 傍聴

### 一七五 委員長は、委員会の傍聴を許可するのを例とする

委員会の傍聴は、議員のほかは委員長の許可を要する定めであるが、報道の任務に当たる者については、議院が交付する記者記章により別段の手續を要しないで、これを許可する取扱いである。

議員の紹介による者が所定の許可願を提出した場合には、委員長は、傍聴席に余裕のある限りこれを許可するのを例とするが、報道の任務に当たる者以外の者の傍聴を許可しなかった次のような例もある。

第五回国会議院運営委員会（昭和二十四年五月二十五日）において、委員長代理理事高田寛君は、秩序保持のため、報道の任務に当たる者以外の者の傍聴を許可しない旨を宣告した。以後同例がある。

また、傍聴券の発行をあらかじめ制限した次のような例もある。

第四十三回国会社会労働委員会（昭和三十八年七月六日）において、戦傷病者特別援護法案の審査に当たり、委員長鈴木強君は、理事会の協議により傍聴券の発行を二十三枚に制限し、これを各

国第五二条  
（規第三三三條）  
「国第五四條  
の四」

会派に対し次のとおり割り当てた。

自由民主党	一〇枚
日本社会党	六枚
公明会	三枚
第二院クラブ	二枚
民主社会党	二枚

その他同例がある。

なお、分科会、小委員会、公聴会及び連合審査会の傍聴については、委員会の例に準ずる。

○国会法第五十二条の解釈に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十一月二十五日）

国会法第五十二条第一項中の「議員」は、これを両議院の議員と解釈する。

参照 一一四号、一七七号、諸表一六

(国第五二条)

一七六 委員会におけるラジオ、テレビジョンによる実況放送等については、委員長の許可を要する

委員会におけるラジオ、テレビジョンの実況放送のほか、機器の設置を要する録音、録画及びニュース映画の撮影については、その都度委員長の許可を受けることを要する。ただし、特定の案件の審査期間を通じて委員長があらかじめこれを許可した例もある。

なお、分科会、小委員会、公聴会及び連合審査会については、委員会の例に準ずる。

参照 一七五号、一六四号

一七七 秩序保持のため傍聴人に退場を命じた例

第五回国会議院運営委員会(昭和二十四年五月二十三日)において、会期延長の件の審査に当たり、理事矢野西雄君は、会期を二日間延長することの動議を提出したところ、議場騒然となり議事の進行が困難となったため、委員長梅原眞隆君は「委員外の方の御退場を願います。」と宣告した。以後同例がある。

国第五二条  
規第二三〇条  
(規第三〇条)  
「国第五四  
の四」  
「規第八〇  
の八」

第七回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会（昭和二十五年三月十六日）において、在外同胞引揚問題に関する調査のうちソ連地区残留同胞実態調査に関する件（所謂徳田要請事件）の調査に当たり、傍聴中の衆議院議員が、委員長の制止にもかかわらず委員の発言を妨害し、委員会の秩序を乱し、議事の進行を困難ならしめたため、委員長岡元義人君は、これに退場を命じた。その退場については、衛視がこれを執行した。

なお、同委員長は、委員会に諮った上、本件について衆議院が適切な措置を採ることを要請するよう議長佐藤尚武君に対し申入れを行った。その他同例がある。

参照 一七五号、諸表一六

### 第三章 分科会

一七八 予算委員会及び決算委員会は、審査の便宜のため、これを数個の分科会に分けることができる。

予算委員会及び決算委員会は、審査の便宜のため、これを数個の分科会に分けることができる定めである。

予算委員会を分科会に分けるときは、四分科会に分けるのを例とする。ただし、第十九回国会において昭和二十九年総予算の審査に当たり、三分科会に分け、また、第八十四回国会において昭和五十三年度総予算の審査に当たり、五分科会に分けた例がある。

決算委員会を分科会に分けるときは、二分科会に分けるのを例とする。ただし、第一回国会において昭和二十年度決算の審査に当たり、三分科会に分けた例がある。

(注) 1 予算又は決算以外の案件審査のために分科会を設けた例はない。

2 予算委員会は、第九十四回国会における昭和五十六年度総予算の審査までは分科会に分けるのを例とし

た（第十三回国会、第十五回国会、第十六回国会及び第七十七回国会は分科会に分けなかった。）が、参議院規則の一部改正（昭和五十七年三月三日議決）により委嘱審査が行われることとなったため、第九十六回国会における昭和五十七年度総予算の審査以降においては、分科会を設けていない。

3 決算委員会は、第一回国会から第七回国会まで分科会に分けていたが、第八回国会以後分科会を設けた例はない。

参照 六五号、六六号、七三号、一七九号、一九六号、諸表一七

## 規第七五條

### 一七九 分科会を設置するには、委員長の発議により、委員会において決定する

分科会を設置するには、委員長の発議により、分科会の数、分科会の担当事項及び分科担当委員の数について、委員会において決定する。

なお、予算委員会においては、分科会の審査期間についても併せて決定するのを例とするが、審査開始日のみを定めた次のような例もある。

第五十一回国会予算委員会（昭和四十一年三月二十八日）において、昭和四十一年度一般会計予算



外二件の審査のため分科会を設置するに当たり、委員長石原幹市郎君は、同月二十九日から分科会の審査を行うことを発議したところ、委員会はこれを可決した。

参照 一七八号、一八〇号、諸表一七

一八〇 分科担当委員の数は、各分科会ともほぼ同数とするのを例とする

分科担当委員の数は、各分科会ともほぼ同数とするのを例とする。

なお、分科担当委員のほか兼務委員を置いた次のような例がある。

第七回国会予算委員会（昭和二十五年三月三十日）において、委員長山田佐一君の発議により、分科担当委員のほか兼務委員を置くこととし、その選任は委員長の指名によることに決定した。よって委員長は、委員の希望を参酌して第二分科会及び第三分科会に各二名の兼務委員を指名した。

○分科会の兼務委員に関する予算委員会決定

第七回国会予算委員会（昭和二十五年三月三十日）

- 一 一人で兼務することができる分科の数は一個分科に限る。
  - 二 各分科の兼務委員の数は原則としてその分科担当委員数の半数以上にならないようにする。
  - 三 分科会における兼務委員の議決権は認めない。また、分科会の定足数には兼務委員を加えない。
- 参照 一七九号、一八一号、一八三号、諸表一七

一八一 分科担当委員は、各会派の所属委員数の比率により各会派に割り当てる

各分科会の分科担当委員は、各会派の所属委員数の比率により各会派に割り当てる。

参照 一七九号、一八〇号、一八二号

一八二 分科担当委員は、各会派から申出があつた者について、委員長が委員会において指名するのを例とする

分科担当委員の選任は、委員長の発議により委員長の指名に一任するのを例とする。

委員長は、あらかじめ各会派から申出があった者について、委員会において指名するのを例とするが、委員会において指名しなかった次のような例もある。

第四十回国会予算委員会において、昭和三十七年度一般会計予算外二件の審査に当たり、昭和三十七年三月二十四日分科会を設置したが、分科担当委員は、同月二十六日の委員会散会后に指名した。

その他同例がある。

第四十六回国会予算委員会において、昭和三十九年度一般会計予算外二件の審査に当たり、昭和三十九年三月二十四日分科会を設置したが、分科担当委員は、同日の委員会散会后に指名した。

参照 一七九号、一八一号、一八三号

### 一八三 委員長は、分科担当委員となる

委員長は、分科担当委員となるのを例とする。

一八四 分科担当委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする

分科担当委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする。  
なお、同一委員の分科担当委員の変更は一日一回限りとする。

参照 一二号、一八二号、一八五号

一八五 補欠として選任された委員は、前任者の分科会を担当する

補欠として選任された委員は、委員長の名指により、前任者の所属していた分科会の分科担当委員となる。

参照 一八二号、一八四号

一八六 主査及び副主査は、分科会の審査開始日に選任するのを例とする

主査及び副主査は、分科会の審査開始日に選任するのを例とするが、審査開始日の前に選任した例もある。

参照 一八七号

一八七 主査及び副主査の互選に当たっては、分科担当委員中の年長者が主査の職務を行う  
主査及び副主査は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者について、年長者の指名により選任するのを例とする

分科担当委員選任後初めて開会する分科会は、分科担当委員中の年長者がこれを招集し、主査及び副

主査の互選につき主査の職務を行う。

年長者に事故があるときは、出席分科担当委員中の年長者が主査の職務を行う。

主査及び副主査は、投票によらないで、理事会において定めた会派に対する割当てに基づき、当該会派からあらかじめ推薦された者について、年長者の発議又は分科担当委員の動議により、年長者の指名により選任するのを例とするが、年長者を主査又は副主査に選任する場合には、分科担当委員の推薦の動議によるのを例とする。

参照 一八六号

(規第七五條)

一八八 主査及び副主査を選任したときは、選任の当日文書をもつて委員長に報告する

主査及び副主査を選任したときは、主査の職務を行った年長者から、また、主査又は副主査の補欠選任を行ったときは、副主査又は主査から、選任の当日その結果を文書をもって委員長に報告する。

参照 一八七号

(規第七五條)

一八九 主査、副主査共に事故があつたため、出席分科担当委員中の年長者が主査の職務を行つた例

第二回国会予算委員会第四分科会（昭和二十三年六月二十五日）において、主査、副主査共に欠席したため、出席分科担当委員中の年長者飯田精太郎君が主査の職務を行つた。

(国第四九條)

一九〇 分科会が議事を開き議決するには、分科担当委員の半数以上の出席を要する

分科会が議事を開き議決するには、委員会の例により、分科担当委員実数の半数以上の出席を要する。なお、開会后退席者があつて一時定足数を欠く場合においても、質疑については分科会を継続した例が少なくない。

参照 四七号、四八号

## 一九一 分科会においては、各省各庁別に細目にわたる説明を聴き 質疑を行う

分科会においては、その担当事項につき、各省各庁別にそれぞれ所管の国务大臣等から細目にわたる説明を聴き、質疑を行う。

なお、分科会においては、第七回国会までは質疑の後、討論採決を行っていたが、その後は行っていない。

参照 六五号、諸表一七

## 一九二 分科担当委員外委員の発言を許可した例

(規第四四條)

第四十三回国会予算委員会第一分科会（昭和三十八年三月二十五日）において、昭和三十八年度総予算中皇室費の審査に当たり、当該分科担当委員外委員田中一君が質疑のため発言を求めたところ、分科会はこれを許可した。

その他同例がある。



参照 一二四号

一九三 分科会に国務大臣等の出席を求めるには、主査から直接これを行うのを例とする

分科会に国務大臣等の出席を求めるには、主査から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号—二四九号、二五一号

(規第一八六条)

一九四 分科会への参考人の出席要求については、委員会においてあらかじめ委員長に一任するのを例とする

分科会への参考人の出席要求については、委員会において分科会設置の際、あらかじめ委員長に一任し、委員長は、分科会の要請に基づきこれを行うのを例とする。

参照 二七三号、二七七号

一九五 分科会において、各省各庁に対し資料提出の要求があると

きは、主査から直接これを求めるのを例とする

分科会において、分科担当委員から各省各庁に対し、資料提出の要求があり、別段異議もないときは、主査から直接これを求めるのを例とする。

参照 二八二号

一九六 分科会の審査が終わったときは、主査からその旨の報告書

を委員長に提出し、質疑応答の概要を口頭をもって委員会に報告する

分科会の審査が終わったときは、主査から審査を終了した旨の報告書を委員長に提出し、分科会における質疑応答の概要を口頭をもって委員会に報告する。

## 一九七 分科会の審査期間中に委員会を開いた例

第二回国会予算委員会（昭和二十三年七月一日）において、昭和二十三年度一般会計予算外一件（予備審査）の審査に当たり、分科会の審査が終了していなかったが、内閣の当該予算に対する修正の意向が明らかになり、かつ、その修正が当該予算の全般にわたるものであったので、修正部分に関して審査を行った。

参照 六五号

## 一九八 分科会の消滅時期

（規第七五条）

分科会は、分科会に付された案件が議院の会議において議決されたときに消滅するが、会期中に議院の会議において議決されるに至らなかった場合は、会期の終了と同時に消滅する。

決算委員会において、決算につき閉会中もなお審査を継続した場合には、分科会は次の国会の開会と同時に消滅する。

---

○分科会の消滅時期に関する議院運営委員会決定  
第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

分科会は会期の終了と同時に消滅するものとする。

## 第四章 小委員会

一九九 小委員会は、委員会が審査又は調査のため、必要に応じ、委員長の発議又は委員の動議によりこれを設ける

小委員会は、委員会が、法律案、予算、決算及び請願の審査、調査事件の調査又は法律案、決議案（附帯決議案を含む。）及び審査方針の立案等のため、必要に応じ、委員長の発議又は委員の動議によりこれを設ける。

なお、議院運営委員会においては、議院の庶務関係の案件又は国立国会図書館の運営に関する案件について審査するため、毎会期の始めに委員長の発議により、庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設けるのを例とする。

また、調査事件調査のため設けた小委員会に法律案の審査を付した例、法律案審査又は調査事件調査のため設けた小委員会に請願の審査を付した例等、小委員会に付した案件に関連がある他の案件を併せて同一の小委員会に付した例が少なくない。

(注) 1 予算委員会においては、第十六回国会以後予算の審査のため小委員会を設けた例がない。

2 決算委員会においては、第二十五回国会以後決算の審査のため小委員会を設けた例がない。

参照 九四号、一四九号、三二九号

## 二〇〇 小委員の数は、小委員会設置の議決で定める

小委員の数は、委員長が発議により小委員会設置の議決で定めるのを例とするが、小委員会の設置を決定した後、委員長の発議又は委員の動議により定めた例及び委員長に一任した例も少なくない。なお、小委員の数を決定した後、これを増減した例がある。

参照 一九九号、二〇二号

## 二〇一 小委員は、各会派に割り当てるのを例とする

小委員は、各会派に割り当てるのを例とするが、各会派に割り当てず委員の希望に基づいて選任した例もある。

小委員を各会派に割り当てるには、その所属委員数を参酌して割り当てるのを例とするが、各会派に一人ずつ割り当てた例も少なくない。

参照 二〇〇号、二〇二号

## 二〇二 小委員は、各会派から推薦された者について、委員長が委員会において指名するのを例とする

小委員の選任は、委員長の発議又は委員の動議により委員長の指名に一任し、委員長は、あらかじめ各会派から推薦された者について、委員会において指名するのを例とする。ただし、委員会において、各会派から推薦された者を小委員に選任した例も少なくない。

参照 二〇〇号、二〇一号

二〇三 小委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする

小委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする。

参照 二〇二号

二〇四 小委員会には小委員長を置く

小委員会には小委員長を置く。

小委員長は、委員会において選任した例が多いが、小委員会において選任した例も少なくない。なお、小委員長のほか、副小委員長を置いた例がある。

参照 二〇五号、二〇七号



## 二〇五 小委員長の選任に関する例

委員会において小委員長を選任する場合は、小委員選任の際、委員長の指名によるのを例とする。

小委員会において小委員長を選任するに当たっては、小委員中の年長者が小委員会を招集し、小委員長の職務を行う。この場合の選任の方法は、小委員長の職務を行う年長者の指名又は小委員の推薦の動議によるのを例とする。年長者に事故があるときは、出席小委員中の年長者が小委員長の職務を行う。

なお、副小委員長を置く場合は、小委員長と併せて選任するのを例とする。

参照 二〇四号

## 二〇六 小委員会において小委員長を選任したときは、選任の当日

文書をもつて委員長に報告する

小委員会において小委員長を選任したときは、小委員長の職務を行った年長者から、また、小委員会においてその補欠選任を行ったときは、小委員長の職務を行った者から、選任の当日その結果を文書

をもって委員長に報告する。

なお、副委員長についても右に準じて委員長に報告する。

参照 二〇五号、二〇八号

## 二〇七 小委員長代理に関する例

小委員長に事故があるときは、あらかじめ小委員長の委託を受けた小委員が小委員長の職務を行うのを例とするが、あらかじめ委託を受けた小委員がない場合に、小委員の協議により選定された小委員が小委員長の職務を行った例もある。

副小委員長を置いた場合において、小委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副小委員長が小委員長の職務を行う。

参照 二〇四号

## 二〇八 小委員長の辞任の許可及び補欠選任に関する例

小委員長が辞任するには、小委員長が選任されたところに従い、委員会又は小委員会の許可を得るのを例とする。

小委員長が委員又は小委員を辞任した場合には、当然にその地位を失う。

小委員長の補欠選任は、前任の小委員長が選任されたところに従い、委員会又は小委員会において行うのを例とするが、委員会において選任された小委員長の辞任を小委員会において許可した上、その補欠選任を行った例もある。

なお、委員会において小委員長を選任した場合に、小委員長の辞任の許可及び補欠選任をあらかじめ委員長に一任した例がある。

参照 二〇五号

(国第四九条)

二〇九 小委員会が議事を開き議決するには、小委員の半数以上の

出席を要する

小委員会が議事を開き議決するには、委員会の例により、小委員実数の半数以上の出席を要する。

なお、開会後退席者があつて一時定足数を欠く場合においても、質疑については小委員会を継続した例が少なくない。

参照 四七号、四八号

(国第五二条)

二一〇 小委員会を秘密会とした例

第一回国会水産委員会水産庁設置に関する小委員会(昭和二十二年七月三十日)において、水産庁設置に関する問題の調査に当たり、小委員会の議決によりこれを秘密会とした。以後同例がある。

参照 一七二号—一七四号、諸表一五

二二一 小委員会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部分を提供する会議録に掲載しなかつた例

第一回国会水産委員会水産庁設置に関する小委員会(昭和二十二年七月三十日)において、水産庁設置に関する問題の調査に当たり、これを秘密会としたが、秘密会終了後、小委員長丹羽五郎君は、秘密会の記録を特に秘密を要するものとして会議録に掲載しないことを發議したところ、小委員会はこれを可決した。よつて、当該部分は提供する会議録に掲載しなかつた。以後同例がある。

参照 一七四号、三〇八号、諸表一五

二二二 小委員会に國務大臣等の出席を求めるには、小委員長から直接これを行うのを例とする

小委員会に國務大臣等の出席を求めるには、小委員長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号—二四九号、二五一号

（規  
第  
四  
二  
三  
條）

## 二二三 小委員会への政府参考人の出席要求をあらかじめ委員長に一任した例

第二百一回国会行政監視委員会（令和二年四月十三日）において、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会から政府参考人の出席要求があった場合の取扱いについて、あらかじめ委員長に一任した。

その他同例がある。

参照 二五〇号

（規  
第  
一  
八  
六  
條）

## 二二四 小委員会への参考人の出席要求に関する例

小委員会への参考人の出席要求については、委員会において小委員会設置の際、あらかじめ委員長に一任し、委員長は、小委員会の要請に基づきこれを行った例が多いが、その都度委員会において決定した例も少なくない。

参照 二七三号、二七七号

二一五 小委員会において、各省各庁に対し資料提出の要求があるときは、小委員長から直接これを求めるのを例とする

小委員会において、小委員から各省各庁に対し、資料提出の要求があり、別段異議もないときは、小委員長から直接これを求めるのを例とする。

参照 二八二号

二一六 小委員会の審査又は調査が終わったときは、小委員長から委員会に経過及び結果を報告する

小委員会の審査又は調査が終わったときは、小委員長が委員会において口頭でその経過及び結果を報告するのを例とする。

## 二二七 一の委員会に設けられた二個の小委員会が連合して会議を

### 開いた例

第一回国会鉱工業委員会においては、石炭小委員会及び鉱業小委員会を設けていたが、昭和二十二年八月二十七日の同委員会において、家庭暖房用燃料に関する陳情（第一一四号）を石炭小委員会及び鉱業小委員会の連合の会議において審査させることに決定した。よって両小委員会は、九月十七日連合して会議を開き、石炭小委員長（鉱工業委員長）稲垣平太郎君が議事を主宰して、右の陳情を審査した結果、採択すべきものと決定した。

第十三回国会法務委員会においては、新刑事訴訟法の運用に関する小委員会及び民事訴訟法改正に関する小委員会を設けていたが、両小委員会は昭和二十七年五月八日連合して会議を開き、両小委員長を兼ねていた伊藤修君が議事を主宰して、新刑事訴訟法の運用に関する小委員会にその審査を付されていた刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、政府委員から趣旨説明を聴いた後、質疑を行った。



## 二一八 小委員会の名称を変更した例

第十五回国会法務委員会（昭和二十七年十一月八日）において、刑事訴訟法の運用に関する小委員会が設置されたが、同月二十六日の委員会において、委員伊藤修君から同小委員会の名称を刑事訴訟法の改正に関する小委員会と改めることの動議が提出され、委員会はこれを可決した。その他同例がある。

## 二一九 小委員会の消滅時期

小委員会は、小委員会に付された案件の審査又は調査を終わり、その結果を当該委員会に報告したときに消滅するが、会期中に審査又は調査を終わらなかった場合は、会期の終了と同時に消滅する。ただし、小委員会に付された案件が、委員会において閉会中もなお継続して審査又は調査を行う案件に関するものである場合には、次の国会の開会と同時に消滅する。また、委員会の決定により消滅した次のような例がある。

第二回国会司法委員会（昭和二十三年六月三日）において、裁判官の刑事事件不当処理等に関する

調査の一部として蜂須賀事件について調査するため、小委員会を設けることを決定したが、その後、同件を調査の対象とすることが諸般の事情から適当でないことが明らかとなったため、同月二十六日の委員会において、蜂須賀事件に関する小委員会を廃止することを決定した。

第十三回国会厚生委員会（昭和二十七年二月七日）において、委員藤森眞治君（結核予防に関する小委員長）は、社会保障制度に関する調査のため設けられた結核予防に関する小委員会及び看護に関する小委員会を解消し、新たに医療に関する小委員会を設けることの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。以後同例がある。

○小委員会の消滅時期に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）  
小委員会は会期の終了と同時に消滅するものとする。

## 第五章 公聴会

二二〇 委員会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する

委員会が付託された議案の審査のため公聴会を開くことを決定したときは、委員長は、議案の名称、問題及び開会の日を記載した公聴会開会承認要求書を作成し、これを議長に提出してその承認を求めらる。

参照 二二二号、三三〇号、諸表一八

二二二 公聴会の開会の日時は、委員長が委員会に諮って決定するのを例とする

公聴会の開会の日時は、委員長が公聴会の問題とともに委員会に諮って決定するのを例とする。

国第五〇一条  
規第六〇二条  
「国第五〇四  
規第八〇三」  
の三〇条

規第三八条  
「規第六〇四  
の第三〇八」  
の三〇条

参照 三七号、二二〇号

二二二二 公聴会の公示は、官報に掲載するほか、委員長の選定するところにより、ラジオ、テレビジョン放送等の方法による

公聴会の公示方法は、第一回国会以来官報及び一の新聞に掲載し、併せてラジオ放送によることとしていたが、第五十五回国会以後は官報に掲載するほか、ラジオ及びテレビジョン放送によりこれを公示し、新聞掲載は行われていない。

○公聴会の公示方法に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年七月二十八日）

公聴会の公示方法は、官報及び一の新聞に掲載し、併せて放送するものとする。

第五十五回国会議院運営委員会（昭和四十二年五月八日）

公聴会の公示は、官報に掲載するほか、ラジオ、テレビジョン放送及び新聞掲載の方法により周知徹底させるが、その具体的方法については、当該委員長の選定に任せることとする。

参照 二二三号

規第六五條  
「規第八〇條  
の三」

## 二二三 公聴会は、おおむね十日前に公示するのを例とする

公聴会は、おおむね十日前に公示するのを例とするが、次のような例もある。

第二回国会運輸及び交通委員会において、国有鉄道運賃法案について、公聴会（昭和二十三年六月十六日）を開会するに当たり、会期終了期日切迫のため、その公示を五日前に行った。

参照 二二二号

## 二二四 公述人の選定は、委員長に一任するのを例とする

規第六七條  
（規第六六條）  
「規第八〇條  
の三」

公述人の選定は、委員会の議決により、委員長に一任するのを例とする。

公述人は、あらかじめ申し出た者及び各会派から推薦された者等の中から選定するのであるが、この場合において、委員長は理事と協議するのを例とする。

なお、総予算についての公聴会においては、あらかじめ申し出た者以外の者の中から選ぶ公述人は、財政、金融等の項目別に選定するのを例とする。

国第四八条  
 規第六七条  
 「国第五四  
 の四」  
 「規第八〇条  
 の三」

規第七一条  
 「規第八〇条  
 の三」

二二五 公述人の発言時間は、委員長においてあらかじめ均等に定めるのを例とする

公述人の意見開陳のための発言時間は、委員長においてあらかじめ均等に定めるのを例とする。

二二六 欠席した公述人の申出により代理人に意見を述べさせた例

第三十一回国会予算委員会公聴会（昭和三十四年三月十一日）において、昭和三十四年度一般会計予算外二件の審査に当たり、公述人（日本労働組合総評議会事務局長）岩井章君は病気のため出席せず、代理として（日本労働組合総評議会政治部長）小山良治君に意見を述べさせたい旨申し出たので、委員長代理理事堀木謙三君は委員会に諮ったところ、委員会はこれを許可することに決定した。

参照 一二七号

## 二二七 欠席した公述人が文書をもって意見を提示した例

第十六回国会労働委員会公聴会（昭和二十八年七月二十四日）において、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の審査に当たり、公述人（成蹊大学教授）野田信夫君は出席せず、文書をもって意見を委員会に提示したい旨申し出たので、委員長栗山良夫君は「野田信夫君が都合が悪く出席が出来なくなりまして文書をもって意見を当委員会に寄せられております。委員の方々にお諮りいたしますが、本文書を専門員に代読させることにいたしたいと存じますが御異議ございませんか。」と諮ったところ、これを可決した。

第三十八回国会運輸委員会公聴会（昭和三十六年四月三日）において、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員片岡文重君は、公述人（評論家）阿部静枝君から病気のため出席できないので、後刻文書をもって意見を提示したいとの申出があった旨を述べ、その意見を会議録に掲載することの動議を提出したところ、これを可決した。

参照 二二二六号

## 二二八 公述人の意見を連合審査会において聴取した例

第百三十一回国会において、地方行政委員会に付託されている地方税法等の一部を改正する法律案及び大蔵委員会に付託されている所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外二件について、地方行政委員会及び大蔵委員会は、相互に連合審査会開会の申入れ及び受諾の議決を行い、それぞれの付託議案について公聴会を開会することを決定した後、地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会（平成六年十一月二十一日）において公述人の意見を聴取した。

参照 一二二〇号、一二一九号



## 第六章 連合審査会

二二九 連合審査会は、案件を付託されている委員会が、その案件  
に関連のある他の委員会から開会の申入れを受け、これを  
受諾して開くのを例とする

連合審査会は、案件を付託されている委員会（調査事件の調査を行っている委員会を含む。以下本章において同じ。）が、その付託されている案件（調査事件を含む。以下本章において同じ。）に関連のある他の委員会から開会の申入れを受け、これを受諾して開くのを例とするが、案件を付託されている委員会が、他の委員会に申し入れて開いた例もある。

なお、関連のある案件を付託されている委員会が相互に申入れを行って連合審査会を開いた次のような例もある。

第二十二回国会において、地方行政委員会に付託されている地方道路譲与税法案及び大蔵委員会に付託されている地方道路税法案について、地方行政委員会及び大蔵委員会は、それぞれ関連議案

として連合審査会開会の申入れ及び受諾の議決を行い、さらに運輸委員会及び建設委員会が、地方行政委員会及び大蔵委員会にそれぞれ連合審査会開会の申入れを行い、両委員会が受諾して、昭和三十年七月二十八日両法案について、地方行政、大蔵、運輸、建設委員会連合審査会を開いた。

以後同例がある。

第七十八回国会閉会後において、法務委員会は檢察及び裁判の運営等に関する調査を、ロッキード問題に関する調査特別委員会はロッキード問題に関する調査を行っていたが、両委員会は、それぞれの調査のうち三木内閣総理大臣に対する偽電話事件に関する件の調査のため、委員長間の協議を経て、昭和五十一年十一月十二日連合審査会を開会することをそれぞれ決定し、即日法務委員会、ロッキード問題に関する調査特別委員会連合審査会を開いた。

その他同例がある。

また、同一案件について二個以上の委員会から開会の申入れを受け連合審査会を開く場合は、これを一括して開くのを例とするが個別に開いた例もある。

(注) 1 連合審査会は、第二十一回国会までは連合委員会と称していたが、第二十二回国会における参議院規則の一部改正(昭和三十年三月十八日議決)により、本名称に改められた。

2 第一回国会から第七回国会までは、案件を付託されている委員会が他の委員会に申し入れて開いた例が多いが、その後は他の委員会からの申入れを受けて開く例である。

参照 一三〇号、二三一号

(規第三六条)

## 一三〇 連合審査会開会の申入れを拒否した例

第十七回国会予算委員会（昭和二十八年十一月四日）において、委員長青木一男君は、昭和二十八年一度一般会計予算補正（第1号）外一件について、風水害緊急対策特別委員会から申入れのあった連合委員会開会の件を諮ったところ、委員会はこれに応じないことに決定した。

なお、同日の委員会において、風水害緊急対策特別委員長矢嶋三義君に委員外議員として三十分間の発言を許可した。

第十九回国会通商産業委員会（昭和二十九年五月十八日）において、委員長中川以良君は、同委員会に付託されている自転車競技法等の臨時特例に関する法律案について、地方行政委員会から申入れのあった連合委員会開会の件を諮ったところ、委員会はこれに応じないことに決定した。

第十九回国会通商産業委員会（昭和二十九年五月十八日）において、委員長中川以良君は、通商及び

産業一般に関する調査のうち石炭の重大危機打開に関する件について、労働委員会から申入れのあった連合委員会開会の件を諮ったところ、委員会はこれに応じないことに決定した。

(注) 右三例とも会期末で日程に余裕がなかったため、申入れに応じなかったものである。

参照 二一九号

(規第三八条)

二二二 連合審査会の開会の日時は、案件を付託されている委員会  
の委員長が、他の委員会の委員長と協議して決定する

連合審査会の開会の日時は、案件を付託されている委員会の委員長が、他の委員会の委員長と協議の上決定するのを例とするが、第二回以後の開会の日時については、会議の整理者の発議又は委員の動議により、連合審査会において決定した例もある。

参照 二七号

二三二 連合審査会は、開会の日時を参議院公報に掲載して開くのを例とする

連合審査会は、開会の日時をあらかじめ参議院公報に掲載して開くのを例とするが、次のような例もある。

第九十八回国会において、社会労働委員会は、高齢化社会への対応策に関する件について、昭和五十八年二月十六日、内閣委員会及び地方行政委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾するとともに、大蔵委員会からの申入れがあった場合にはこれを受諾する旨の議決を行い、同月二十二日連合審査会を開会することとし、あらかじめ参議院公報には、社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会連合審査会として掲載した。開会当日、大蔵委員会からの申入れがあったため、連合審査会は、社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会として開いた。

その他同例がある。

第三回国会において、外務委員会及び通信委員会は、外務委員会に付託されている国際電気通信条約に加入することについて承認を求めるの件について、昭和二十三年十一月十二日それぞれ連合

委員会を開会することを議決し、あらかじめ参議院公報に掲載することなく、即日外務、通信連合委員会を開いた。

その他同例がある。

第四十六回国会において、商工委員会は、地方行政委員会に付託されている工業整備特別地域整備促進法案について、昭和三十九年六月二十三日地方行政委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることを議決し、同月二十六日地方行政委員会は、これを受諾することを議決し、あらかじめ参議院公報に掲載することなく、即日地方行政、商工委員会連合審査会を開いた。

その他同例がある。

(注) 連合審査会の開会の申入れを受けている委員会がこれを受諾し、即日連合審査会を開く場合には、申入れを行った委員会が、公報をもって当日委員会を招集していることを要する。

参照 四五号

二二三三 連合審査会は、各委員会の委員実数の合計の半数以上が出席し、かつ、各委員会の委員の少なくとも一人以上が出席するのを待って開くのを例とする

連合審査会は、各委員会の委員実数の合計の半数以上が出席し、かつ、各委員会の委員の少なくとも一人以上が出席するのを待って開くのを例とする。

(注) 1 二個以上の委員となつてゐる者については、一個の委員としてのみ計算する。

2 案件を付託されている委員会の委員と案件を付託されていない委員会の委員を兼ねてゐる者については、案件を付託されている委員会の委員として計算する。

参照 四七号

二三四 連合審査会の会議は、案件を付託されている委員会の委員  
長がこれを整理する

連合審査会の会議は、案件を付託されている委員会の委員長がこれを整理する。委員長に事故がある

ときは、当該委員会の理事がこれを行うのを例とするが、次のような例もある。

(一) 案件を付託されていない委員会の委員長が会議の整理者となった例

第十三回国会内閣、地方行政連合委員会（昭和二十七年四月十八日）において、内閣委員会に付託されている警察予備隊令の一部を改正する等の法律案の審査に当たり、内閣委員長及び内閣委員会の理事が共に事故があつたため、地方行政委員長西郷吉之助君が会議の整理者となった。

第二十六回国会社会労働、農林水産委員会連合審査会（昭和三十二年五月十七日）において、社会労働委員会に付託されている環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案の審査に当たり、社会労働委員長千葉信君は、所用のため中座する際、社会労働委員会の理事が在席していたにもかかわらず、農林水産委員長堀末治君に会議の整理を委託した。その他同例がある。

(二) 案件を付託されていない委員会の理事が会議の整理者となった例

第七回国会大蔵、人事連合委員会（昭和二十四年十二月二十二日）において、大蔵委員会に付託されている国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律案の審査に当たり、大蔵委員長櫻内辰郎君は、所用のため中座する際、大蔵委員会の理事が在席せず、また、人事委員長も出席していなかったため、人事委員会理事木下源吾君に会議の整理を委託した。



(三) 案件を付託されている委員会の委員が会議の整理者となった例

第十二回国会内閣、人事連合委員会（昭和二十六年十一月十二日）において、内閣委員会に付託されている行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、内閣委員長河井彌八君は、所用のため退席する際、内閣委員会の理事、人事委員長及び人事委員会の理事がいずれも在席していなかったため、内閣委員楠見義男君に会議の整理を委託した。

また、双方の委員会にそれぞれ付託されている関連のある案件を一括して審査するため連合審査会を開いた場合において、次のような例がある。

第二十二回国会地方行政、大蔵、運輸、建設委員会連合審査会（昭和三十年七月二十八日）において、地方行政委員会に付託されている地方道路譲与税法案及び大蔵委員会に付託されている地方道路税法案の審査に当たり、地方行政、大蔵両委員長の協議により、まず、大蔵委員長青木一男君が会議の整理者となり、中途において地方行政委員長小笠原二三男君と交代した。以後同例がある。

○連合審査会における会議の整理者に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年八月四日）

連合委員会の会議は、審査又は調査をしている委員会の委員長が、これを整理するものとする。

(規第三九條)

## 二三五 連合審査会における趣旨説明に関する例

### (一) 趣旨説明を聴いた例

第一回国会決算、司法連合委員会(昭和二十二年十一月二十八日)において、決算委員会に付託されている最高法務庁設置法案の審査に当たり、決算委員会においては、同案の趣旨説明を聴いていなかったため、司法大臣鈴木義男君から趣旨説明を聴いた後、質疑に入った。

第二十二回国会大蔵、決算委員会連合審査会(昭和三十年七月二十二日)において、大蔵委員会に付託されている補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案の審査に当たり、既に大蔵委員会(同月十九日)において趣旨説明を聴いていたが、更に大蔵大臣一萬田尚登君及び政府委員から趣旨説明及び補足説明を聴いた後、質疑に入った。

### (二) 趣旨説明を聴かなかった例

第二回国会文教、治安及び地方制度連合委員会(昭和二十三年六月二十二日)において、文教委員会に付託されている教育委員会法案の審査に当たり、会議の整理者田中耕太郎君は、同案については

既に文教委員会において趣旨説明を聴いたので、連合委員会においては直ちに質疑に入りたい旨を告げ、直ちに質疑に入った。

その他同例が多い。

第三十四回国会建設、農林水産委員会連合審査会（昭和三十五年三月二十二日）において、建設委員会に付託されている治山治水緊急措置法案の審査に当たり、会議の整理者岩沢忠恭君は、同案については昨二十一日の本会議において趣旨説明を聴いたので、これを省略する旨を告げ、同案の要綱等について政府委員から説明を聴いた後、質疑に入った。以後同例がある。

参照 五七号

二三六 連合審査会における質疑者の順序及び時間等については、  
関係委員会の委員長又は連合理事会において協議するのを  
例とする

連合審査会における質疑者の順序及び時間等については、あらかじめ関係委員会の委員長又は連合理

事会（関係委員会の委員長及び理事の打合せ会）において協議するのを例とする。

参照 一三三七号、一三三八号

### 一三三七 連合審査会における質疑は、案件を付託されていない委員会の委員から優先的に行うのを例とする

連合審査会における質疑は、案件を付託されていない委員会の委員から優先的に行うのを例とするが、連合理事会において各会派の所属委員数等を考慮して定めた順位により行つた例も多い。

なお、三個以上の委員会の連合審査会について次のような例がある。

第八回国会地方行政、大蔵、農林、通商産業、予算連合委員会（昭和二十五年七月十八日）において、地方行政委員会に付託されている地方税法案の審査に当たり、会議の整理者岡本愛祐君は「都合によりまして御通告順により御質疑を願います。」と告げ、質疑を通告順に許可した。その他同例がある。

第十二回国会内閣、運輸、労働、経済安定連合委員会（昭和二十六年十一月十四日）において、内閣委員会に付託されている行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、会議の

整理者河井彌八君は、各委員長との協議の結果に基づき、経済安定委員、運輸委員、労働委員の順序で質疑を行う旨を告げ、右の順序で質疑を許可した。  
その他同例が少なくない。

参照 一三二六号

## 二三八 連合審査会における質疑時間をあらかじめ各会派又は各委員会に割り当てた例

### (一) 各会派に割り当てた例

第四十一回国会閉会後のエネルギー対策特別委員会、商工委員会連合審査会（昭和三十七年十月二十二日）において、エネルギー対策特別委員会におけるエネルギー対策樹立に関する調査のうち石炭鉱業調査団の答申に関する件の調査に当たり、連合審査会の開会に先立ち開かれたエネルギー対策特別委員会、商工委員会連合理事会において、質疑時間を次のとおり各会派に割り当てた。

自由民主党 四〇分

日本社会党 一五〇分

公明会

三〇分

民主社会党

三〇分

その他同例が多い。

## (二) 各委員会に割り当てた例

第五十一回国会運輸、農林水産、商工、物価等対策特別委員会連合審査会（昭和四十一年三月一日）において、運輸委員会に付託されている国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の審査に当たり、連合審査会の開会に先立ち開かれた運輸、農林水産、商工、物価等対策特別委員会連合理事会において、質疑時間を運輸委員会を除き一委員会二時間と決定した。

以後同例がある。

参照 一三二六号

(規第四四條)

## 二二九 連合審査会において委員外議員の発言を許可した例

第二十二回国会内閣、社会労働委員会連合審査会（昭和三十年七月十九日）において、内閣委員会に付託されている恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件の審査に当たり、委員

外議員山本經勝君が發言の許可を求めたので、連合審査会はこれを許可し、同君は質疑を行った。その他同例がある。

参照 一二四号

## 一二四〇 連合審査会には案件の議決権はない

連合審査会には案件の議決権はない。

○連合審査会の議決権に関する議院運営委員会決定

第一回国會議院運営委員会（昭和二十二年八月四日）

連合委員会に議決権はないものとする。

## 一二四一 連合審査会を秘密会とした例

第三回国会人事、労働連合委員会（昭和二十三年十一月十五日）において、人事委員会に付託されている国家公務員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、連合委員会の議決によりこれを秘密会

（国第五二条）

とした。

その他同例がある。

参照 一七二号—一七四号、諸表一五

(規第五八条)

二四二 連合審査会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部分を提供する会議録に掲載しなかつた

例

第三回国会人事、労働連合委員会（昭和二十三年十一月十五日）において、人事委員会に付託されている国家公務員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、これを秘密会としたが、秘密会終了後、会議の整理者中井光次君は、秘密会の記録を特に秘密を要するものとして会議録に掲載しないことを発議したところ、連合委員会はこれを可決した。よって、当該部分は提供する会議録に掲載しなかつた。

参照 一七四号、三〇八号、諸表一五



二四三 連合審査会に政府参考人の出席を求めるには、案件を付託  
されている委員会において、その出席要求を決定するのを  
例とする

連合審査会に政府参考人の出席を求めるには、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とするが、連合審査会において決定した次のような例もある。

第百五十回国会交通・情報通信委員会、経済・産業委員会連合審査会（平成十二年十一月二十七日）において、交通・情報通信委員会に付託されている高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案の審査に当たり、内閣官房内閣内政審議室内閣審議官古田肇君外三名を政府参考人として出席を求めることを決定し、同日その説明を聴取した。  
以後同例がある。

参照 一五〇号

## 二四四 連合審査会に証人の出頭を求めた例

第七十八回国会法務委員会(昭和五十一年十月二十八日)及びロッキード問題に関する調査特別委員会(昭和五十一年十月二十九日)において、三木内閣総理大臣に対する偽電話事件に関する件の調査のため、鬼頭史郎君を証人として出頭を求め、その証言を聴取することをそれぞれ決定していたが、同国会閉会后両委員会の連合審査会においてその証言を聴取することとなり、十一月九日両委員長から議長に対し、それぞれ連合審査会において証言を聴取する旨を付記した証人出頭要求書を提出した。

同日議長は鬼頭史郎君に対し、両委員会の証人として出頭を求める旨、また、証言は両委員会の連合審査会において聴取する旨を記載した文書をもって、その出頭を求めた。

なお、鬼頭史郎君は同月十二日の連合審査会に出頭したが、証人の宣誓を拒み、証言しなかった。

参照 一五四号、一六〇号

二四五 連合審査会に参考人の出席を求めるとは、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とする

連合審査会に参考人の出席を求めるとは、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とするが、連合審査会において決定した次のような例もある。

第二十四回国会建設、商工委員会連合審査会（昭和三十一年三月二十日）において、建設委員会に付託されている東北興業株式会社法の一部を改正する法律案の審査に当たり、日本開発銀行理事 鹿喰清一君外一名を参考人として出席を求めるとを決定し、同日その意見を聴取した。

その他同例がある。

参照 二七三号、二七七号

二四六 連合審査会は、会議の整理者の発議又は委員の動議により、

連合審査会の議決をもって終了するのを例とする

連合審査会は、会議の整理者の発議又は委員の動議により、連合審査会の議決をもって終了するのを例とするが、連合理事会の決定に基づき、会議の整理者の宣告により終了した例も少なくない。

また、次のような例もある。

(一) 相互の委員会においてそれぞれ議決した例

第十六回国会建設、大蔵連合委員会は、建設委員会に付託されている道路整備費の財源等に関する臨時措置法案の審査を行っていたが、昭和二十八年七月七日大蔵委員会において、連合委員会を終了することを議決し、同月九日建設委員会においても、連合委員会を終了することを議決した。その他同例がある。

(二) 相互の委員長の協議により決定した例

第七回国会電気通信、内閣連合委員会は、電気通信委員会に付託されている電波監理委員会設置法案の審査を行っていたが、昭和二十五年二月十八日の連合委員会は、内閣委員が出席せず取りやめとなったので、電気通信委員長松野喜内君は、直ちに内閣委員長河井彌八君と協議して、連合

委員会を終了することに決定した。

その他同例がある。

(三) 案件を付託されている委員会において議決した例

第十六回国会人事、地方行政連合委員会（昭和二十八年八月四日）において、人事委員会に付託されている一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の審査を行った後、以後の運営を双方の委員長に一任した。同月七日両委員長は協議したが意見の一致をみず、同日の人事委員会において、委員加藤武徳君は、連合委員会を打ち切ることの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。



## 第七章 国務大臣等

二四七 国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並

びに政府特別補佐人の出席要求は、委員長から直接これを行うのを例とする

内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、成規の手續を省略して、委員長から直接これを行うのを例とするが、成規の手續により、議長を経由してこれを行った次のような例もある。

第十回国会電気通信委員会（昭和二十六年五月三十一日）において、電話設備費負担臨時措置法案の審査に当たり、大蔵大臣池田勇人君の出席を求めんことを議決し、議長を経由して文書をもつて出席要求を行った。

その他同例がある。

（注）国会法第七十一条は、当初「委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができ

る。」と規定していたが、第四百四十五回国会における国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）の制定により、次のとおり改正された。

まず、第四百四十六回国会召集日（平成十一年十月二十九日）からは、政府委員制度の廃止に伴い、「委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。」と改められ、次に、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行日（平成十三年一月六日）からは、省庁再編に併せて副大臣等が設置されたことに伴い、「委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。」と改められた。

なお、政府委員は、國務大臣の答弁を補佐するため議院の会議又は委員会に出席することができたが、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）による国会法第六十九条の改正により、政府委員制度は廃止された。この改正により、従来、政府委員に任命されていた者のうち、内閣官房副長官及び政務次官（平成十三年一月六日の政務次官廃止後は、副大臣及び大臣政務官）については、明文の規定をもって議院の会議又は委員会に出席できるととなり、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長については、内閣は、両議院の議長の承認を得て、政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができることとなった。その後、原



子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）による国会法第六十九条の改正により、原子力規制委員会委員長が政府特別補佐人に加えられた。

参照 三三二号、諸表一九

## 二四八 会計検査院長及び検査官の出席要求は、委員長から直接これをを行うのを例とする

会計検査院長及び検査官の出席要求は、成規の手續を省略して、委員長から直接これを行うのを例とする。

また、会計検査院事務総局の職員から説明を聴取する必要があるときは、説明員として委員長から出席発言を求めるのを例とする。

## 二四九 最高裁判所長官の指定した代理者の発言は、委員長におい

てこれを許可するのを例とする

最高裁判所長官の指定した代理者の発言は、委員会に諮ることなく、委員長においてこれを許可するのを例とする。

また、最高裁判所長官の指定した代理者以外の最高裁判所職員について、説明員として委員長においてその発言を許可した例がある。

なお、最高裁判所長官は、毎会期の始めにその代理者を指定し、これを議長に通知するのを例とする。

(注) 最高裁判所長官が委員会に出席説明した例はない。

## 二五〇 政府参考人の出席要求は、委員会において議決し、委員長

からこれを行う

委員会は、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

政府参考人の出席要求は、委員会において議決し、委員長からこれを行う。

参照 三三三三号

二五二 国会職員の出席発言は、委員長からこれを求めるのを例とする

事務局、法制局及び国立国会図書館の職員その他の国会職員から説明を聴取する必要があるときは、委員長から出席発言を求めるのを例とする。

二五二 国務大臣等の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

委員会における国務大臣等の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が速記録を調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例がある。そ

の例を挙げれば次のとおりである。

第五十五回国会農林水産委員会（昭和四十二年六月二日）において、農林水産政策に関する調査に当たり、農林大臣倉石忠雄君の発言の後、議事が紛糾したため、委員会を休憩し、倉石農林大臣の発言について同大臣の意向を聴取した上、その取扱いについて協議を行った。再開後、委員長野知浩之君は「先ほどの渡辺君の質疑に対する倉石農林大臣の答弁中に不適當な点がございましたので、速記録を調査の上、委員長において適当に措置いたします。」と述べ、調査の結果、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第七十回国会予算委員会（昭和四十七年十一月九日）において、昭和四十七年度一般会計補正予算（第1号）外二件の審査に当たり、内閣総理大臣田中角榮君の発言の後、議事が紛糾したため、委員会を休憩し、理事会において、田中内閣総理大臣の発言の取扱いについて協議を行った。再開後、委員長大竹平八郎君は「先ほど来の内閣総理大臣の発言中誤解を招く発言がございますならば、速記録を調査の上善処したいと思えます。」と述べ、翌十日の委員会において、委員長は「昨日の田中総理大臣の発言につきまして、速記録を調査いたし、かつ政府の意向を聴取いたしました結果、不適當な部分がございますので、これを取り消すことにいたしました。」と述べ、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第七十二回国会商工委員会（昭和四十八年十二月十九日）において、石油需給適正化法案の審査に当たり、通商産業大臣中曾根康弘君の発言について、委員長劔木亨弘君は「本日午前の阿具根委員の質疑に対する通産大臣の答弁中若干穩当を欠く発言があり、先刻大臣もこれをお取り消しになりました。この発言につきましては、委員長において速記録を調査の上、適当に処置いたしました」と述べて、調査の結果、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第八十四回国会予算委員会（昭和五十三年三月二十五日）において、昭和五十三年度一般会計予算外二件の審査に当たり、農林大臣中川一郎君の発言について、委員長鍋島直紹君は「先ほどの立木君の質疑に対する農林大臣の答弁の中に不穩当な箇所があったやの指摘がありましたので、委員長は速記録を調査の上、理事会において協議をいたしたいと思えます。」と述べて、理事会において協議を行ったところ、取扱いを委員長に一任することに決したため、四月一日の委員会において、委員長は「去る三月二十五日の立木洋君の質疑に対する中川農林大臣の答弁につきましては、理事会において速記録を調査いたしましたところ、不適當な箇所があると認めましたので、委員長はこの部分を取り消すことにいたします。」と述べて、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第四百四十回国会環境特別委員会（平成九年五月二十一日）において、環境影響評価法案の審査に当

たり、環境庁長官石井道子君の発言の後、議事が紛糾したので、委員長渡辺四郎君は「先ほどの長官の発言もありましたが、これは議事録を精査して、理事会で責任を持って取り消す部分を取り消すということで実施をしていきたいと思えますから、協議させてもらいます。」と述べ、後日理事懇談会において協議を行い、同月二十八日の委員会において、委員長は「去る二十一日の委員会における山下栄一君の質疑に対する石井環境庁長官の答弁につきましては、速記録を調査し、不適當な箇所について取り消すことといたしました。」と述べ、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第四百十五回国会行財政改革・税制等に関する特別委員会（平成十一年七月二日）において、内閣法の一部を改正する法律案外十七件の審査に当たり、総務庁長官太田誠一君の発言について、委員長吉川芳男君は「ただいま伊藤理事から総務庁長官の発言について御指摘がありましたので、その取り扱いは理事会で協議することといたします。」と述べ、再開後の委員会において、委員長は「伊藤理事から、依田委員に対する答弁の際、太田総務庁長官の発言中、不適切な言辞があるとの御指摘がありました。この取り扱いについて理事懇談会で協議の結果、当該部分を削除することといたします。」と述べ、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第四百五十五回国会総務委員会（平成十四年十一月二十一日）において、行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する法律案外二件の審査に当たり、総務大臣片山虎之助君の発言について、委員長山崎力君は「先ほどの片山大臣の発言中に不適切と認められる言辞があつたように思われますので、後刻速記録を調査の上、適当な措置を取ることといたします。」と述べ、調査の結果不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第百八十六回国会外交防衛委員会（平成二十六年五月二十九日）において、外交、防衛等に関する調査のうち安全保障の法的基盤の再構築に関する件の調査に当たり、内閣官房副長官世耕弘成君の発言について、委員長末松信介君は「福山哲郎君から、ただいまの世耕内閣官房副長官の発言中に不穏当な言辞があるとの御指摘がありました。委員長といたしましては、後刻速記録を調査の上、適当な処置をとることといたします。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第四十三回国会大蔵委員会（昭和三十八年六月十三日）において、金融緊急措置令を廃止する法律案の審査に当たり、説明員羽山忠弘君の発言の後、委員西川甚五郎君が、羽山刑事課長の発言中に不穏当な言辞がある旨を述べたところ、委員長佐野廣君は「それでは、先ほど西川委員御指摘の点につきましては、委員長におきまして会議録を調査の上、適当な処置をとることにいたします。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

また、国務大臣等の発言につき、委員長が理事と協議の結果、不穏当な言辞があると認め、直ちに発言の取消しの措置を採る旨述べ、これを提供する会議録に掲載しなかった例もある。その例を挙げれば次のとおりである。

第一百七十六回国会予算委員会（平成二十二年十月十四日）において、予算の執行状況に関する調査に当たり、内閣官房長官仙谷由人君の発言について、委員長及び理事が協議した後、委員長前田武志君は「ただいまの仙谷官房長官の発言中に不適切な言辞があるとの御指摘がありました。……は速記録から抹消いたします。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。第八十回国会予算委員会（昭和五十二年四月十五日）において、昭和五十二年度一般会計予算外二件の審査に当たり、政府委員真田秀夫君の発言について、委員長及び理事が協議した後、委員長小川半次君は「先ほどの真田法制局長官の答弁の中で……言葉を使っておりましたが、不穏当でございますので、委員長はこれを速記録から削除いたさせます。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

なお、国務大臣等の発言につき、委員長が当日の委員会において調査の上処置する旨の発言を行わなかったが、その後理事と協議の結果、不穏当な言辞があると認め、後日の委員会においてその発言の取消しの措置を採る旨を述べ、これを提供する会議録に掲載しなかった例もある。その例を挙げれば



次のとおりである。

第七十五回国会決算委員会（昭和五十年二月五日）において、昭和四十七年度決算外二件の審査に当たり、委員長前川且君は議事に先立ち「去る一月二十一日、自治省、警察庁及び北海道開発庁審査の際、第二院クラブ市川房枝君の質疑に対し、自治大臣福田一君の答弁に不適当な発言と認められる部分があり、福田自治大臣からも、この箇所について取り消す旨の発言もありましたが、委員長といたしましては、後刻速記録を調査の上処置を考えたいと思い、そのままいたしました。したが、その後理事会での協議、また速記録による調査の結果、福田自治大臣の発言中の一部分につきましてはやはり不適当な言辞と認め、委員長はこの部分を会議録から削除することといたします。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第八十二回国会予算委員会（昭和五十二年十月二十日）において、昭和五十二年度一般会計補正予算（第1号）外二件の審査に当たり、同月十九日の同委員会における政府委員伊藤榮樹君の発言について委員長鍋島直紹君は「昨日の中村太郎君の質疑に対する法務省伊藤刑事局長の答弁について理事会において協議いたしました結果、委員長は不適当なる言辞があると認めましたので、その部分を取り消すことにいたします。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第三百二十九回国会法務委員会（平成八年十二月十三日）において、委員長統訓弘君は議事に先立ち「去る五日、給与二法審査の際、菅野久光君の質疑に対する法務省山崎司法法制調査部長の答弁について理事会において協議いたしました結果、不適當な発言があると認めましたので、委員長はその部分を取り消すことにいたします。」と述べ、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

（注）発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、委員長が不適當な言辞があつたと認めその取消しを命じない限り、そのままこれを提供する会議録に掲載する。

参照 一二二五号、一二七五号、三〇六号

規第五九条  
（規第二五八条）  
「規第八〇条  
の八」

**二五三** 委員会において発言した國務大臣等から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する

國務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他委員会において発言した者は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後五時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。会議録の

訂正に対して委員が異議を申し立てたときは、委員長は、討論を用いしないで委員会に諮りこれを決する定めである。

委員会において発言した国務大臣等から発言の訂正を求められたときは、必要に応じ理事会に諮って、委員長がこれを決する。

(注) 1 発言の訂正は、会議録の電磁的記録が作成される前であれば訂正の上作成し、作成された後であれば次号以降の会議録の末尾に訂正部分を掲載する。

2 発言者が委員会において自己の発言につき自らこれを訂正する旨を述べても、委員長がこれを訂正として処置しない限り、そのままこれを会議録に掲載する。

参照 一二六号、三〇七号



## 第八章 証人及び参考人

### 第一節 証人

#### 二五四 証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため証人の出頭を求めるには、委員会において、証人の氏名、証言を求める事項及び出頭を求める日時を決定し、委員長からこれらを記載した証人出頭要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に出頭を求める。

なお、議長から証人に出頭を求める文書には、日時、場所及び証言を求める事項のほか、正当の理由がなくて出頭しない場合の罰則について記載する。

## 二五五 議院外の指定する場所に証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため議院外の指定する場所に証人の出頭を求めるには、委員会において、証人の氏名、証言を求める事項、出頭を求める日時及び出頭を求める場所を決定し、委員長からこれらを記載した証人出頭要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に出頭を求める。この場合において、委員会は二人以上の委員を派遣する。

なお、議長から証人に出頭を求める文書には、日時、場所及び証言を求める事項のほか、正当の理由がなくて出頭しない場合の罰則について記載する。

参照 二五七号、二六一号、二七八号

## 二五六 証人の現在場所において証言を求めるには、証人証言要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため証人の現在場所において証言を求めるには、委員会において、証人の氏名、

証言を求める事項、証言を求める日時及び証言を求める場所を決定し、委員長からこれらを記載した証人証言要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に証言を求める。この場合において、委員会は二人以上の委員を派遣する。

なお、議長から証人に証言を求める文書には、日時、場所及び証言を求める事項のほか、正当の理由がなくて証言の要求を拒んだ場合の罰則について記載する。

参照 二五七号、二六二号、二七八号

## 二五七 証人の出頭を求め又は証人の現在場所において証言を求め

るには、出頭又は証言すべき日の五日前までに通知する

証人の出頭を求め又は証人の現在場所において証言を求めるには、出頭又は証言すべき日の五日前（外国にある者については十日前）までに、議長から証人に対してその旨を通知する。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるときは、この限りでない。

なお、特別の事情がある場合において証人の同意を得て、五日前より短い期間内に通知した次のような例がある。

第二百二十五回国会予算委員会（平成四年十二月三日）において、平成四年度一般会計補正予算外二件の審査に関し、東京佐川問題について、竹下登君の同意を得て、同月七日に同君を証人として出頭を求めることを決定し、四日前の同月三日に議長から同君に対して証人として出頭を求める旨を通知した。

参照 二五四号—二五六号

二五八 証人は、委員長の許可を得て補佐人を選任することができる。

証人は、委員長の許可を得て補佐人を選任することができる。  
なお、補佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。

二五九 外国人が証人として出頭し証言した例

第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会（昭和五十一年六月九日）において、



ロッキード問題に関する件の調査に当たり、在日中の米国人シグ・片山君は、同委員会の求めにより、証人として出頭し証言した。

なお、同証人の出頭を求めるに当たり、委員長から同月一日文書をもって外務大臣に対し、米国防府の了承を求めるよう依頼し、翌二日外務大臣から委員長に対し、米国防府より異議はないと回答があった旨の通知があった。

参照 三〇二号

## 二六〇 連合審査会に証人が出頭した例

第七十八回国会閉会後の法務委員会、ロッキード問題に関する調査特別委員会連合審査会（昭和五十一年十一月十二日）において、三木内閣総理大臣に対する偽電話事件に関する件の調査に当たり、鬼頭史郎君は両委員会の求めにより、証人として出頭した。

なお、同君は、証人の宣誓を拒み、証言しなかった。

参照 二四四号、二七二号

## 二六一 議院外の指定する場所に証人の出頭を求めた例

第四百十回国会予算委員会（平成九年三月十二日）において、予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について、委員を派遣し、勾留中の友部百男君を証人として、議院外の指定する場所に出頭を求めるとを決定し、同月二十一日、同証人から議院外の指定する場所において証言を求めた。

参照 一五五号

## 二六二 証人の現在場所において証言を求めた例

第二百二十五回国会予算委員会（平成四年十二月三日）において、平成四年度補正予算三案に関し、東京佐川問題について、委員を派遣し、勾留中の渡邊廣康君を証人として、その現在場所において証言を求めるとを決定し、同月八日、同証人からその現在場所において証言を求めた。

第四百十回国会予算委員会（平成九年三月十二日）において、予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について、委員を派遣し、勾留中の友部達夫君を証人として、その現在場所

において証言を求めることを決定し、同月二十一日、同証人からその現在場所において証言を求めた。

参照 一五六号

二六三 委員長は、証人に対し、宣誓又は証言を拒むことができる場合を告げ、かつ、正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだとき及び虚偽の陳述をしたときの罰則を警告する

証人の証言を求めるに当たっては、証人の宣誓に先立って、委員長から証人に対し、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第四条の規定に該当する場合に限りその事由を示して宣誓又は証言を拒むことができる旨を告げ、かつ、正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだとき及び虚偽の陳述をしたときの罰則を警告する。

二六四 証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音は、委員長が証人の意見を聴いた上で委員会に諮り許可する

証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長が、証人の意見を聴いた上で、委員会に諮り、許可する。

なお、証人は、意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しない。

参照 一七六号

二六五 証人の宣誓は、起立して行う

証人の宣誓は、総員起立の下にこれを行う。

証人は、宣誓書を朗読し、これに署名捺印する。

(注) 第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会(昭和五十一年六月九日)に証人として出頭した米国人シグ・片山君は、英文の宣誓書を朗読し、これに署名した。

## 二六六 数人の証人から証言を求める方法に関する例

委員会において同一事項につき数人の証人から証言を求める場合には、各証人別にこれを求めた例が多いが、数人の証人を同席させて証言を求めた例も少なくない。

## 二六七 証人に対する尋問時間をあらかじめ委員長及び各会派に割り当てた例

第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会理事会（昭和五十一年六月七日）において、同月九日の委員会におけるロッキード問題に関する件の調査についての証人シグ・片山君に対する尋問時間（証言及び通訳時間を含む。）を次のとおり委員長及び各会派に割り当てた。

委員長	二〇分
自由民主党	四〇分
日本社会党	六〇分
公明党	四〇分

日本共産党

四〇分

民社党

三〇分

第二院クラブ

二〇分

以後同例がある。

二六八 議院外において証言を求めたときは、議院外証言速記録を

委員会会議録に掲載するのを例とする

議院外において証言を求めたときは、議院外証言速記録を作成し、これを委員会会議録に掲載するのを例とする。

参照 二五五号、二五六号

## 二六九 証人が出頭しなかった場合の措置に関する例

### (一) 正当の理由があると認められた例

第四回国会法務委員会（昭和二十三年十二月二十三日）において、檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち昭和電工事件に関する件の調査のため、証人として出頭を求めていた元法務庁検務局長國宗榮君が病氣の理由で出頭しなかったため、委員長伊藤修君は「相当の理由がありますからこれは本人の欠席届を承認することにいたしましたと思います。」と告げたところ、別段の異議がなかった。以後同例がある。

### (二) 証人の診察に当たった医師を証人として喚問した例

第七回国会法務委員会（昭和二十五年四月六日）において、檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち五井産業事件に関する件の調査のため、証人として出頭を求めていた伊藤鑛壽君が医師和田伴彦君の診断書（四月四日付）を提出して出頭しなかったため、伊藤鑛壽君の病状を調査するため、翌七日の委員会に同君の診察に当たっていた医師千葉淑夫君に証人として出頭を求め、その証言を聴取した。

なお、委員会はその結果に基づき、同月十日に再度証人として伊藤鑛壽君の出頭を求め、その証言

を聴取した。

その他同例がある。

(三) 委員を派遣し証人の所在において調査を行った例

第四回国会閉会後の法務委員会（昭和二十四年一月十一日）において、檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち昭和電工事件に関する件の調査のため、証人として出頭を求めていた小林峯子君外一名が診断書を提出して出頭しなかつたので、委員長伊藤修君は「供述に堪えない程度ではないらしいですから明日進行上臨床尋問をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。」と諮つたところ、委員会はこれを可決した。よつて翌十二日委員会は、委員長伊藤修君、理事岡部常君、委員大野幸一君、齋武雄君、遠山丙市君及び松村眞一郎君を派遣し、両君に対しその所在において調査を行った。

その他同例がある。

(注) 第百十三回国会において議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正（昭和六十三年法律第八十九号）が行われる前は、証人として出頭すべき旨の要求をする場合において出頭すべき日の五日前までに証人に対してその旨を通知するものとする等の制限はなかつた。



## 二七〇 証人として書類の提出を求めるには、書類提出要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため証人として書類の提出を求めるには、委員会において、証人の氏名、提出を求める書類及び提出期限を決定し、委員長からこれらを記載した書類提出要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に書類の提出を求める。

なお、議長から証人に書類の提出を求める文書には、提出を求める書類、提出先及び提出期限のほか、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第四条の規定に該当する場合に限りその事由を示して書類の提出を拒むことができる旨及び正当の理由がなくて要求された書類を提出しない場合の罰則について記載する。

参照 二七一号、二八二号

## 二七一 証人として書類の提出を求めた例

第百三十二回国会予算委員会（平成七年三月十六日）において、予算の執行状況に関する調査のうち、

東京共同銀行問題について、大蔵大臣武村正義君、東京都知事鈴木俊一君及び東京協和信用組合理事長・安全信用組合理事長野口寿康君に対し、証人として書類の提出を求めた。

第百三十六回国会予算委員会（平成八年四月十二日）において、平成八年度総予算に関し、住宅金融専門会社問題について、大蔵大臣久保亘君、日本住宅金融株式会社代表取締役社長丹羽進君、株式会社住宅ローンサービス代表取締役社長井上時男君、株式会社住総取締役社長山本弘君、総合住金株式会社代表取締役社長大槻章雄君、第一住宅金融株式会社取締役社長山仲靖朗君、地銀生保住宅ローン株式会社代表取締役社長坂齊春彦君及び日本ハウジングローン株式会社代表取締役會田稜三君に対し、証人として書類の提出を求めた。

参照 二七〇号

## 二七二 証人を告発した例

第七十八回国会閉会後の法務委員会、ロッキード問題に関する調査特別委員会連合審査会（昭和五十一年十一月十二日）において、証人鬼頭史郎君は、自己が刑事訴追を受けるおそれがあるとして宣誓を拒み、その理由を疎明した。

法務委員会及びロッキード問題に関する調査特別委員会は、それぞれ同日の委員会において、証人鬼頭史郎君は正当の理由がなくて宣誓を拒んだものと認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、法務委員長田代富士男君及びロッキード問題に関する調査特別委員長大谷藤之助君は、連名で翌十三日最高検察庁に告発した。

第八十七回国会予算委員会（昭和五十四年三月十九日及び三十一日）において、証人海部八郎君は、昭和五十四年度総予算に関し、外国航空機購入予算問題について、宣誓の上、証言した。

予算委員会は、四月二日の委員会において、証人海部八郎君の証言のうちに偽証の疑いが極めて濃厚なものと認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、予算委員長町村金五君は、同月四日最高検察庁に告発した。第三百三十六回国会予算委員会（平成八年五月一日）において、証人佐佐木吉之助君は、平成八年度総予算に関し、住宅金融専門会社問題について、宣誓の上、証言した。

予算委員会は、六月十八日の委員会において、証人佐佐木吉之助君の証言のうちに偽証の疑いが極めて濃厚なものと認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、予算委員長井上裕君は、同日最高検察庁に告発した。

第百六十八回国会外交防衛委員会（平成十九年十一月十五日）において、証人守屋武昌君は、外交、防衛等に関する調査に関し、防衛省問題について、宣誓の上、証言した。

外交防衛委員会は、平成二十年一月十五日の委員会において、証人守屋武昌君の証言のうちに偽証の疑いが極めて濃厚なものがあると認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、外交防衛委員長北澤俊美君は、同日最高検察庁に告発した。

## 第二節 参考人

### 二七三 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため参考人の出席を求めるには、委員会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求める日時を決定し、委員長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもって参考人に出席を求める。

なお、国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律第一条ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）の役職員を参考人として出席を求めめるには、委員会においてその旨の決定を行い、議長を経ずに委員長から直接これを行うのを例とする。

参照 三三四号

## 二七四 外国人が参考人として出席し意見を述べた例

第十三回国会電気通信委員会（昭和二十七年五月三十日）において、日本電信電話公社法案外一件の審査に当たり、R・C・A通信社駐日代表チャールス・B・ジェニングス君及び在日中のマツケイ無線電信会社副社長、ジェームス・T・チャタトン君は参考人として出席し意見を述べた。以後同例がある。

第十九回国会厚生委員会（昭和二十九年四月十五日）において、社会保障制度に関する調査に当たり、人口問題と受胎調節について、在日中の国際家族計画連盟会長マーガレット・サンガー君は参考人として出席し意見を述べた。

その他同例がある。

第九十八回国会商工委員会、外務委員会、農林水産委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会（昭和五十八年二月二十三日）において、国際経済摩擦に関する件の調査に当たり、在日米国商工会議所会頭ローレンス・F・スノーデン君及び在日E.C企業間運営委員会委員長ロバート・アペル・ドーン君は、参考人として出席し意見を述べた。

第百二回国会外交・総合安全保障に関する調査特別委員会国際経済問題小委員会（昭和六十年三月十五日）において、経済摩擦に関する件の調査に当たり、在日米国商工会議所会頭ハーバート・F・ハイデイ君及び京都精華大学教授クントン・インタラタイ君は、参考人として出席し意見を述べた。以後同例がある。

参照 二二四号、二四五号、三〇二号

二七五 参考人の発言中に不穏当な言辞がある場合、

委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当

な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

委員会における参考人の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が速記録を調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例がある。その例を挙げれば次のとおりである。

第三十八回国会決算委員会（昭和三十六年四月十九日）において、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち真鶴町漁業協同組合並びに真鶴港の港湾埋立てに関する件の調査に当たり、参考人（真鶴町漁業協同組合長）御守嘉一君の発言について、委員長佐藤芳男君は「先刻の御守参考人の発言中、穩当を欠く点があると認められますし、御守参考人からの申し出もありませんので、後刻速記録を調査の上、委員長において適宜処理いたすことにいたしたいと存じます。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第六十一回国会石炭対策特別委員会（昭和四十四年四月二十三日）において、当面の石炭対策樹立に関する調査のうち新石炭政策に関する件の調査に当たり、参考人（日本石炭協会副会長）貝島

弘人君は、前回の同委員会における参考人（日本石炭協会会長）大槻文平君の発言について「去る十六日、当委員会における大槻参考人の発言中……とございましたが、これは適切を欠き、かつ、事実の思い違いに基づく失言でありました。……大槻参考人にかわりまして……右発言を取り消しますので、委員長におかれまして、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。」と述べたところ、委員長阿具根登君は「後刻速記録を調査の上、適宜処置することにした」と述べたところ、委員長阿具根登君は「後刻速記録を調査の上、適宜処置することにした」と述べたところ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第七十五回国会運輸委員会（昭和五十年一月十七日）において、運輸事情等に関する調査のうちマラッカ海峡における祥和丸座礁事故に関する件の調査に当たり、参考人（太平洋海運株式会社専務取締役）佐野稔君の発言について、参考人（太平洋海運株式会社海務部長）菊田清平君は「先ほどの佐野参考人の発言につきまして、本人の健康上の理由により、思い違いをいたしました、まことに不穏当な発言をいたしましたことを深くおわび申し上げます。……つきましては、先ほどの佐野参考人の発言につきまして、委員長におかれましては、なるべく御処置をお願いしたいと思います。」と述べたところ、委員長宮崎正義君は「菊田参考人のたたいまのお話、了承いたしました。後刻速記録を調査いたしました、不適当な点につきましては処置いたしたいと存じます。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。



第百八十九回国会総務委員会（平成二十七年六月四日）において、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案の審査に当たり、参考人（日本放送協会会長） 萩井勝人君の発言について、委員長谷合正明君は「先ほどの萩井参考人の発言中に不穏当と認められる言辞があつたように思われますので、後刻理事会において速記録を調査の上、適当な処置をとることといたします。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

（注）発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、委員長が不穏当な言辞があつたと認めその取消しを命じない限り、そのままこれを提供する会議録に掲載する。

参照 一二五号、一二五二号、三〇六号

## 二七六 欠席した参考人が意見を記述した文書を提出した例

第十三回国会文部委員会（昭和二十七年三月七日）において、教育及び文化に関する一般調査に当たり、参考人（評論家） 中島健藏君は出席せず、意見を記述した文書を提出したので、委員長梅原眞隆君は委員会に諮り、これを会議録の末尾に掲載した。

以後同例がある。

第四十六回国会閉会後の建設委員会（昭和三十九年七月三十一日）において、建設事業並びに建設諸計画に関する調査に当たり、参考人（作家）石川達三君は出席せず、意見を記述した文書を提出したので、委員長安田敏雄君は委員会に諮り、これを専門員に代読させた。

参照 一二二七号

（規第一八六条）

## 二七七 分科会、小委員会又は連合審査会において参考人の意見を

### 聴取した例

分科会、小委員会又は連合審査会において参考人の意見を聴取した例は少なくない。

#### (一) 分科会において意見を聴取した例

第五十八回国会予算委員会第三分科会（昭和四十三年四月十二日）において、昭和四十三年度一般会計予算外二件中運輸省所管についての審査に当たり、全日本空輸株式会社代表取締役副社長大庭哲夫君を参考人として出席を求め、その意見を聴取した。

その他同例がある。

(二) 小委員会において意見を聴取した例

第八回国会閉会後の大蔵委員会金融政策並びに制度に関する小委員会（昭和二十五年九月二日）において、金融政策並びに制度に関する調査のうち貿易金融に関する件の調査に当たり、第一物産株式会社業務部長萬木仙君を参考人として出席を求め、その意見を聴取した。  
以後同例がある。

(三) 連合審査会において意見を聴取した例

第八回国会閉会後の通商産業、地方行政連合委員会（昭和二十五年十月二十五日）において、通商及び産業一般に関する調査のうち自転車競技法に関する件の調査に当たり、自転車振興会連合会理事長小西要君外五名を参考人として出席を求め、その意見を聴取した。  
以後同例がある。

参照 一九四号、二二四号、二四五号、二七三号



## 第九章 委員派遣、報告又は記録の提出要求等

### 二七八 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する

委員会は、議長の承認を得て、審査又は調査のため委員を派遣することができる定めである。

委員を派遣するには、委員会において派遣の目的を定め委員を派遣することを決定した後、派遣委員、派遣地及び派遣期間の決定を委員長に一任するのを例とする。

委員長は、これに基づいて委員派遣承認要求書を作成し、これを議長に提出する。

議長の承認を得た後、これを変更しようとするときは、委員派遣変更承認要求書を議長に提出する。

#### ○委員派遣の基準に関する議院運営委員会決定

第八回国会議院運営委員会（昭和二十五年七月三十一日）

- 一 議員の派遣は、審査又は調査のため、現地調査を絶対必要とする場合に限る。
- 二 議員の派遣は、重要な議案の審査等に支障を来さない場合に限る。

第十回国会議院運営委員会（昭和二十六年六月四日）

- 一 派遣議員の数は、原則として一行二人又は三人とする。
  - 二 各委員会の派遣班数は、三班以下とする。
  - 三 派遣日数は七日以内（派遣地が遠隔の場合は十日以内）とする。
  - 四 同一議員の派遣は閉会中、一回限りとする。
  - 五 派遣地に選挙区（全国区においては出身地）を有する議員は原則としてその派遣に加わらない。
  - 六 予算の範囲内において使用区分を考慮して計画すること。
- なお、右の基準中第四項は、第百二回国会議院運営委員会理事会（昭和六十年五月二十四日）においてこれを改め、常任委員会及び特別委員会各一回、合計二回を超えてはならないものと決定した。さらに、調査会の設置に伴い、第百五回国会閉会後の議院運営委員会理事会（昭和六十一年七月十七日）において閉会中の同一議員の派遣は、原則として常任委員会一回、特別委員会又は調査会一回、合計二回を超えてはならないものと決定した。また、第五項は、第二十六回国会議院運営委員会（昭和三十三年二月十九日）において、廃止することとし、併せて選挙区又は出身地に派遣するため特に委員を変更する等派遣の趣旨にもとめるようなことは厳に自粛すべきものと決定した。

第十三回国会議院運営委員会（昭和二十七年三月十一日）

各委員長が自主的に従来の議員派遣要求の取扱基準を遵守し、且つ、本会議運営の状況等を考慮して要求することとし、議院運営委員会は、その調整を行うものとする。

第五回国会議院運営委員会（昭和二十四年四月二十五日）

部外及び部内の同行者の人数は、努めてこれを少数にし、また、必要がある場合は、派遣の報告を速かに行うこと。

第十八回国会閉会後の議院運営委員会（昭和二十八年十二月九日）

年未年始にかけて、議員の派遣は行わないこと。

（注）第四回国会議院運営委員会（昭和二十三年十二月二十三日）及び第十回国会議院運営委員会（昭和二十五年十二月十五日）においても、同趣旨の決定があった。

第七回国会閉会後の議院運営委員会（昭和二十五年五月四日）

参議院議員の通常選挙の済むまでは議員派遣を行わない。

第二十二回国会議院運営委員会理事会（昭和三十年三月三十一日）

地方選挙を控えた自然休会中の委員派遣を行わない。

第三十五回国会閉会後の議院運営委員会理事会（昭和三十五年十月十五日）

衆議院議員の総選挙期間中は原則として委員派遣を行わない。

参照 三三五号

## 二七九 数個の委員会の派遣委員が合同して調査を行った例

第四十八回国会において、社会労働委員会及び石炭対策特別委員会は、北海道炭礦汽船株式会社夕張炭鉱爆発事故調査のため、それぞれ委員を派遣することを議決し、両委員会の派遣委員は、昭和四十年二月二十四日及び二十五日の二日間合同して調査を行った。

その他同例がある。

参照 二七八号

## 二八〇 審査中の議案について関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った例

第十三回国会労働委員会において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二件の審査に当たり、昭和二十七年六月三日札幌市において、同月六日福岡市において、また、同月九日京都市において、



それぞれ関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った。  
以後同例がある。

第五十回国会日韓条約等特別委員会において、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件外三件の審査に当たり、昭和四十年十一月二十九日大阪市及び福岡市において、それぞれ関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った。

以後同例がある。

第八十回国会予算委員会において、昭和五十二年一般会計予算外二件の審査に当たり、昭和五十二年三月二十三日札幌市、大阪市及び福岡市において、それぞれ関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った。

以後同例がある。

参照 二七八号

## 二八一 派遣委員は、調査の結果について報告する

派遣委員は、その調査の結果について、口頭又は文書をもって委員会に報告する。

なお、常任委員会において閉会中に調査のため派遣された委員が、次の国会において報告した例がある。

○派遣委員の報告に関する議院運営委員会決定

第二回国會議院運営委員会（昭和二十三年一月二十六日）

委員会から派遣された議員は、その結果を委員会に報告し、なお必要があるときは、委員長から議院に報告するものとする。

## 二八二 報告又は記録の提出要求に関する例

委員会が、審査又は調査のため、内閣、官公署（地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し報告又は記録の提出を求めるには、理事会の決定により要求する場合又は委員会において委員の要求がありこれに別段異議もない場合には、成規の手續を省略して、委員長から直接これを行うのを例とするが、委員会において議決し、議長を経てこれを行った例もある。

また、委員会が、内閣、官公署以外のものに対し報告又は記録の提出を求めるには、委員会において議決し、議長を経て行うのを例とする。

国第一〇四条  
規第一八一条  
「国第五四  
の四」  
「規第八〇  
の八」

国第一〇五条  
規第一八一条  
の二  
會計検査院法  
第三〇条  
の三  
「国第五四  
の四」  
「規第八〇  
の八」条

(注) 国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律第一  
条ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）に対する報告  
又は記録の提出要求については、内閣、官公署に準ずる取扱いである。

参照 二七〇号、三三六号、諸表二〇

## 二八三 會計検査院に対して特定事項の検査の要請をするには、 會計検査及びその結果の報告要請書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため、會計検査院に対し特定的事项についての會計検査及びその結果の報告を  
求めるには、委員会において、會計検査及びその結果の報告を求める事項を決定し、委員長からこれ  
を記載した會計検査及びその結果の報告要請書を議長に提出し、議長は文書をもって會計検査院に要  
請する。



## 第十章 報告

### 第一節 審査報告書

二八四 案件の審査を終わったときは、審査終了の当日委員長から

審査報告書を議長に提出する

委員会において案件の審査を終わったときは、審査終了の当日委員長から審査報告書を議長に提出する。

審査報告書の作成は、委員会の議決により委員長に一任するのを例とする。

審査報告書には、審査の結果を記載し、委員会の決定の理由、費用その他について簡明に記載した要領書を添える。

なお、国会法第五十七条の三の規定により内閣が述べた意見の要旨及び附帯決議は、これを要領書に記載する。

参照 二八五号、二八八号

(規第七二条)

二八五 請願及び懲罰事犯の件の審査報告書には、要領書を添えな

い

請願及び懲罰事犯の件の審査報告書には、要領書を添えない。

(注) 決算、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については昭和三十九年度までの審査報告書、また、国庫債務負担行為総調書については昭和四十一年度までの審査報告書には、要領書を添えなかった。

参照 二八四号

二八六 閉会中に継続審査案件の審査を終わらなかつたときは、次の国会の召集日の前日委員長から審査報告書を議長に提出する

閉会中に継続審査案件の審査を終わらなかつたときは、委員長は審査報告書を作成し、次の国会の召集日の前日（前日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日である場合はその前日）、これを議長に提出する。

審査報告書には、審査を終わらなかつた旨を記載し、審査の経過（会期中の審査の経過を含む。）の概要を添える。

参照 四二号、二九〇号

## 二八七 法律案の審査報告書を撤回した例

第四十八回国会農林水産委員会（昭和四十年四月八日）において、委員山崎齊君は、同月二日の同委員会において修正議決した食料品総合小売市場管理法案の審査報告書を撤回することの動議を提

出したところ、委員会はこれを可決した。よって委員長仲原善一君は、即日審査報告書撤回要求書を議長に提出し、議長はこれを許可した。

参照 六四号

## 第二節 調査報告書

二八八 調査を終わったときは、調査終了の当日委員長から調査報告書を議長に提出する

調査を終わったときは、調査終了の当日委員長から調査報告書を議長に提出する。

調査報告書は、委員会において作成した例が多いが、委員会の議決によりその作成を委員長又は委員長及び理事に一任した例も少なくない。

調査報告書には、調査の経過及び結果を記載し、要領書を添えない。

○調査報告に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）



一 調査承認事件に関する調査が終了したときは、調査報告書を提出するとともに、口頭報告を行うものとする。

二 調査報告書には、要領書を添える必要はない。

(注) 調査事件について調査を終わつた場合には、第七回国会までは議院の会議において口頭報告を行った例が多いが、第八回国会以後はその例はない。

参照 二八四号、二九二号、三三九号、諸表二一

## 二八九 会期中に調査を終わらなかつたときは、会期の終了日に委

### 員長から調査報告書を議長に提出する

会期中に調査を終わらなかつたときは、委員長は調査報告書を作成し、会期の終了日にこれを議長に提出するのを例とする。ただし、閉会中継続して調査する場合は、会期中の調査未了の報告書は提出しない。

調査報告書には、調査を終わらなかつた旨を記載し、調査の経過の概要を添える。

## ○調査報告に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

会期終了のとき調査を終了しない場合にも、調査報告書を提出するものとする。

## 参照 二九〇号

## 二九〇 閉会中に継続調査事件について調査を終わらなかったとき

は、次の国会の召集日の前日委員長から調査報告書を議長に提出する

規第七二条  
の三  
休日第一  
「規第八〇  
の四」  
条

閉会中に継続調査事件について調査を終わらなかったときは、委員長は調査報告書を作成し、次の国会の召集日の前日（前日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日である場合はその前日）、これを議長に提出する。

調査報告書には、調査を終わらなかった旨を記載し、調査の経過（会期中の調査の経過を含む。）の概要を添える。

## 参照 四二号、二八五号

## 二九一 委員会において調査中の事件について、中間報告として調査報告書を議長に提出した例

(一) 委員会において調査中の事件の一部について、結論を得た場合に、中間報告としてその部分の調査報告書を議長に提出した例

第五回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年四月八日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「舞鶴における引揚者暴行事件」について報告書を提出した。

第五回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年五月二十日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「通称吉村隊事件」について報告書を提出した。

第六回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年十一月二十九日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「中共地区における在留同胞の実情」について報告書を提出した。

第七回国会厚生委員会において、昭和二十五年三月二十二日社会事業団体及び施設の振興に関する調査のうち「共同募金の改善に関する方策」について報告書を提出した。

第七回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十五年三月二十七日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「所謂徳田要請事件」について報告書を提出した。

第十三回国会法務委員会において、昭和二十七年四月十四日検察及び裁判の運営等に関する調査のうち「東大事件」について報告書を提出した。

- (二) 委員会において調査中の事件について、中間報告として経過の概要の調査報告書を議長に提出した例

第九十六回国会エネルギー対策特別委員会において、昭和五十七年五月十二日エネルギー対策樹立に関する調査について報告書を提出した。

以後同例がある。

- (三) 行政監視委員会において行政監視の実施の状況等についての議院への報告に当た

り、中間報告として調査報告書を議長に提出した例

第二百一回国会行政監視委員会において、令和二年六月一日行政監視の実施の状況等に関する報告書を提出した。

以後同例がある。

参照 二九四号、諸表二二

### 第三節 委員長報告

二九二 委員長は、審査を終わった案件が議院の会議の議題となつたときは、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過及び結果を報告する。

委員長は、審査を終わった案件が議院の会議の議題となつたときは、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過及び結果を報告する。

国会法第五十七条の三の規定により内閣が意見を述べた場合及び附帯決議を行った場合には、併せてその旨を報告するのを例とする。

請願については、議院の議決により委員長報告を省略するのを例とする。

委員長に事故があるときは、委員長の委託を受けた理事が報告するのを例とする。

なお、調査事件について調査を終わった場合には、第七回国会までは委員長報告を行った例が多いが、第八回国会以後はその例はない。

参照 二五号、二八四号、二八八号

二九三 審査中の案件について議院の会議において中間報告を求め

られたときは、委員長は、案件の内容について説明した後、  
委員会における審査の経過について報告する

審査中の案件について議院の会議において中間報告を求められたときは、委員長は、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過について報告する。

なお、中間報告が行われた案件について委員会の審査に期限を付された場合、その期間内に審査を終わらなかつたときは、議院の会議においてこれを審議する定めであるが、この場合に、委員長は中間報告後における委員会の審査経過について報告する。

参照 六〇号

## 二九四 委員会において調査中の事件について、議院の会議におい

### て口頭で中間報告を行った例

#### (一) 常任委員会の調査事件について報告した例

常任委員会の調査事件について調査未了の報告書を議長に提出するとともに、そのうちの結論を得た部分について、委員会の決定に基づき委員長から議長に申し出て、議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第二回国会司法委員会において、昭和二十三年六月二十九日裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査について報告書を提出するとともに、各派交渉会の決定により、同調査のうち「尾津事件」について委員長伊藤修君は、翌三十日の議院の会議において、また、同調査のうち「松島事件」について理事岡部常君は、七月四日の議院の会議において、それぞれ口頭報告を行った。

第十回国会決算委員会において、昭和二十六年六月一日特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査について報告書を提出するとともに、議院運営委員会の決定により、同調査のうち「昭和二十三年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」について委員長前之園喜一郎君は、翌二日の議院の会議において口頭報告を行った。

なお、調査中の事件の一部について、調査報告書を提出することなく、その経過を議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第十回国会決算委員会（昭和二十六年三月二十二日）において、特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査のうち「昭和二十三年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」について議院の会議において中間報告を行うことを議長に申し出ることを決定し、議院運営委員会の決定により、委員長前之園喜一郎君は、同月二十六日の議院の会議において口頭報告を行った。

また、行政監視委員会において行政監視の実施の状況等について、中間報告として調査報告書を議長に提出するとともに、委員会の決定に基づき委員長から議長に申し出て、議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第二百一回国会行政監視委員会（令和二年六月一日）において、行政監視の実施の状況等に関する報告書を提出するとともに、議院の会議において中間報告を行うことを議長に申し出ることを決定し、議院運営委員会の決定により、委員長川田龍平君は、同月三日の議院の会議において口頭報告を行った。

以後同例がある。



(注) 1 第二十一回国会までは委員会から中間報告を行うことを求める規定はなかったが、第二十二回国会における参議院規則の一部改正(昭和三十年三月十八日議決)により、常任委員会が調査事件について中間報告を行うことを求める場合につき明文の規定が設けられた。

2 行政監視委員会は、第九十六回国会における参議院規則の一部改正(平成三十年七月二十日議決)により、少なくとも毎年一回、行政監視の実施の状況等を議院に報告するものとされた。

(二) 特別委員会の調査事件について報告した例

特別委員会の調査事件について、中間報告として調査報告書を議長に提出するとともに、委員会の決定に基づき委員長から議長に申し出て、議院運営委員会の決定により、議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第五回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年四月八日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「舞鶴における引揚者暴行事件」について結論を得たので報告書を提出するとともに、委員長紅露みつ君は、同月十一日の議院の会議において口頭報告を行った。以後同例がある。

第一百回国会国民生活・経済に関する調査特別委員会において、昭和五十九年八月一日国民生活・経済に関する調査について経過の概要の報告書を提出するとともに、委員長寺田熊雄君は同月八

日の議院の会議において口頭報告を行った。  
以後同例がある。

参照 二九一号

#### 第四節 少数意見報告

二九五 少数意見を議院に報告しようとするときは、少数意見者は、所定の賛成者と連名で少数意見報告書を委員長を経て議長に提出する

委員会において廃棄された少数意見で、出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、少数意見者がこれを議院に報告することができる。

少数意見を議院に報告しようとするときは、少数意見者は、その賛成者と連名で簡明な少数意見の報告書を委員長を経て速やかに議長に提出することを要する。

第二十二回国会以後、少数意見者が少数意見の報告書を提出した例は次のとおりである。

第六十八回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会（昭和四十六年十二月二十九日）において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件が議決（四件可決、一件承認）された後、委員大橋和孝君は、特に発言を求め「私どもは、先ほどの討論で申し上げましたとおり、この五案件については絶対に反対でございます。反対の理由については、討論の中で詳細に申し上げたとおりの趣旨によるものでありますが、この趣旨に基づいてあくまで否決されるべきであるという意見であります。国会法第五十四条の規定に基づき、この五案件に対する反対意見について、本会議において少数意見の報告をいたさんとするものでありますので、ここに日本社会党を代表して意見を表明しておきます。」と述べ、同日審査報告書が提出された際に、同君の少数意見に賛成の委員と連名で、案件及び少数意見の概要を記載した少数意見報告書を、委員長を経て議長に提出した。

なお、同君は同日の議院の会議において、右五件の委員長報告に次いで少数意見の報告を行った。（注）第二十一回国会における国会法の一部改正（昭和三十年法律第三号）及び第二十二回国会における参議院規則の一部改正（昭和三十年三月十八日議決）により、少数意見の報告は出席委員の十分の一以上の賛成があるものに限ることを行ふことができ、また、この場合少数意見者は、その賛成者と連名で簡明な少数意見の報告書を委員長を経て、速やかに議長に提出することを要するものと改められた。



## 第十一章 継続審査及び継続調査

国第四七条  
規第五三條  
「国第五四條  
の四」  
「規第八〇條  
の八」

二九六 委員会が閉会中も審査又は調査を継続しようとするときは、

継続審査要求書又は継続調査要求書を議長に提出する

委員会が閉会中もなお特定の案件の審査又は調査を継続するには、理由を付した文書で議長に要求し、議院の議決を経なければならない。

この場合の継続審査要求書又は継続調査要求書の作成は、委員会の議決によりこれを委員長に一任するのを例とする。

(注) 予備審査のため送付された議案の継続審査は、衆議院において継続審査を行うことに決定したものに限る。

### 二九七 継続審査案件を閉会中に採決した例

継続審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する定めであるが、閉会中に委員会の審査を終

国第四七条  
第六八條

わったときは、委員長から審査報告書を議長に提出し、議長は、次の国会において議院の会議に付する。

閉会中に委員会の審査が終わった例を挙げれば次のとおりである。

第十九回国会閉会後の厚生委員会（昭和二十九年十一月二十九日）において、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を修正議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、同案は、第二十回国会昭和二十九年十二月二日の議院の会議において、委員長報告どおり修正議決された。

第十九回国会閉会後の決算委員会（昭和二十九年十一月二十九日）において、昭和二十七年一般会計歳入歳出決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第二十回国会昭和二十九年十二月一日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第七十七回国会閉会後の決算委員会（昭和五十一年七月二十一日）において、昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外十二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右十三件は、第七十八回国会昭和五十一年九月二十九日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百八回国会閉会後の決算委員会（昭和六十二年七月三日）において、昭和五十九年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第百九回国会昭和六十二年七月六日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百十二回国会閉会後の決算委員会（昭和六十三年五月二十七日）において、昭和六十年年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第百十三回国会昭和六十三年七月十九日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百三十回国会閉会後の決算委員会（平成六年九月十六日）において、平成三年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第百三十一回国会平成六年十月四日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百三十九回国会閉会後の決算委員会（平成九年一月十六日）において、平成六年度決算外二件に

つき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第四百十四回国会平成九年一月二十四日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第四百十一回国会閉会後の決算委員会（平成九年十二月十七日）において、平成七年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第四百十二回国会平成十年一月十四日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第四百十五回国会閉会後の決算委員会（平成十一年十月二十七日）において、平成八年度決算外二件及び平成九年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右六件は、第四百十六回国会平成十一年十一月十日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

参照 二八四号



## 二九八 継続審査案件は、次の国会において引き続き審査する

常任委員会において閉会中に審査が終わらなかつた継続審査議案及び懲罰事犯の件は、次の国会において何らの手続を経ずに引き続き審査する。

特別委員会において閉会中に審査が終わらなかつた継続審査議案は、次の国会において設置された特別委員会又は常任委員会に改めて付託された後、これを審査する。

参照 八一号

## 二九九 通常選挙が行われる閉会中には、議案の継続審査は行わな

いのを例とする

第四十回国会以後、通常選挙が行われる閉会中には、議案の継続審査は行わないのを例とする。ただし、第六十五回国会閉会中、地方自治法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会はその審査を継続した。

参照 三〇〇号

(憲第五四條)

三〇〇 衆議院の解散による閉会中には、議案の継続審査は行わな  
い

衆議院の解散による閉会中には、議案の継続審査は行わない。

なお、閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない。

○衆議院解散の場合における継続審査及び継続調査に関する議院運営委員会理事会決定  
第三十五回国会閉会後の議院運営委員会理事会（昭和三十五年十月十五日）

- 一 国会の議決を要する案件については、継続審査の要求をすることができない。
- 二 調査事件については、継続調査の要求をすることができるものとする。

第四百四十七回国会議院運営委員会理事会（平成十二年五月三十日）

決算委員会は、衆議院の解散による閉会中、決算の継続審査の要求を行うことができる。

○閉会中に衆議院議員の任期が満了した場合の継続審査中の議案の取扱いに関する議院  
運営委員会理事会決定

第七十八回国会議院運営委員会理事会（昭和五十一年十一月二日）

---

閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない。

参照 二九九号



## 第十二章 委員会会議録

### 三〇一 委員会会議録に掲載する事項に関する例

委員会会議録には、速記法によって記載するもののほか、次の事項を掲載する。

- (1) 会議の年月日及び曜日
- (2) 開会、休憩及び散会の時刻
- (3) 委員及び委員長の名、選任又は異動年月日
- (4) 出席した委員長、理事及び委員の名
- (5) 出席発言した他の委員会の委員長及び委員外議員の名
- (6) 出席した議長、副議長、発議者、衆議院議員、國務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、会計検査院長、検査官、政府特別補佐人、最高裁判所長官の指定した代理人、国会職員及び政府参考人の氏名
- (7) 出席発言した説明員の氏名

- (8) 出席した証人、公述人及び参考人の氏名  
 (9) 会議に付した案件  
 (10) 付託案件の名称、内容及び付託年月日

(予算、決算、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等、国庫債務負担行為総調書、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書については、その内容を掲載しない。)

- (11) その他委員会又は委員長が必要と認めた事項

なお、分科会、小委員会及び連合審査会においてもこれに倣い会議録を作成するのを例とする。

参照 二六八号

規第五九条  
 (規第二五六条)  
 「規第八〇条  
 の八」

### 三〇二 外国人の外国語による発言は、通訳した日本語によって会議録に記載する

第十三回国会電気通信委員会（昭和二十七年五月三十日）において、日本電信電話公社法案外一件の審査に当たり、参考人（R・C・A通信社駐日代表）チャールス・B・ジェニングス君及び（マッ

ケイ無線電信会社(副社長) ジェームス・T・チャタトン君の意見を聴取したが、その発言は通訳した日本語によって会議録に記載した。  
その他同例がある。

第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会(昭和五十一年六月九日)において、ロッキード問題に関する件の調査に当たり、証人シグ・片山君から証言を聴取したが、その発言は通訳した日本語によって会議録に記載した。

参照 一五九号、一七四号

### 三〇三 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例

第三十八回国会法務委員会(昭和三十六年六月八日)において、政治的暴力行為防止法案外五件の継続審査要求の議決に当たり、議場騒然のため速記不能の箇所があったので、委員長松村秀逸君は、会議録に当該箇所に関する議事経過を次のとおり掲載した。

本日の本委員会の議事経過は次のとおりである。

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案(参第一

号)

会社更生法の一部を改正する法律案(参第五号)

労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(参第一〇号)

裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(参第一九号)

売春防止法の一部を改正する法律案(参第三五号)

政治的暴力行為防止法案(衆第三九号)(衆議院提出)

右六案の継続審査要求書を提出することを決定した。

以後同例がある。

参照 三〇一号

### 三〇四 速記の一時中止に関する例

委員会において懇談を行う等の必要がある場合には、委員長の宣告により、速記を一時中止した例が多い。



### 三〇五 委員の発言中の不穏当な言辞は、提供する会議録に掲載し

ない

委員会における委員の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合は、委員長が速記録を調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞があったときは、これを提供する会議録に掲載しない。

(注) 委員会会議録の各議員への提供方法については、第九十八回国会における参議院規則の一部改正(令和元年六月二十六日議決)により、第九十九回国会召集日(令和元年八月一日)から、印刷して配付する方法から、電磁的記録の提供その他の適当な方法により提供する方法に改められた。

参照 一二五号

### 三〇六 国務大臣、参考人等の発言中の不穏当な言辞を提供する会

議録に掲載しなかつた例

委員会における国務大臣、参考人等の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、調査の結果、不穏当な言辞があったため、これを提供する会議録に掲載しなかつた例がある。

(注) 国務大臣、参考人等の発言中の不穏当な言辭を提供する会議録に掲載しなかつた事例については「二五二 国務大臣等の発言中に不穏当な言辭があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例」、「二七五 参考人の発言中に不穏当な言辭があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例」参照

規第五九条  
(規第二六八条)  
「規第八〇条  
の八」

### 三〇七 委員、国務大臣等から発言の訂正を求められ、委員長がこ

れを認めるときは、発言を訂正して会議録に掲載する

委員、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他委員会において発言した者から、発言の訂正を求められた場合に、委員長は、必要に応じ理事会に諮り、これを認めるときは、発言を訂正して会議録に掲載する。

(注) 発言の訂正は、会議録の電磁的記録が作成される前であれば訂正の上作成し、作成された後であれば次号以降の会議録の末尾に訂正部分掲載する。

参照 一二六号、一二五二号

### 三〇八 秘密会の記録のうち特に秘密を要するものと議決した部分

は、提供する会議録に掲載しない

委員会において、秘密会の記録の一部又は全部について特に秘密を要するものと議決したときは、当該部分を提供する会議録に掲載しない。

#### (一) 記録の一部を提供する会議録に掲載しなかった例

第十九回国会農林委員会（昭和二十九年四月十九日）において、農林政策に関する調査のため委員会を秘密会とするに当たり、委員長片柳眞吉君は「なお只今からの秘密会の記録中生産費の数字に関する事項につきましては、……特に秘密を要するものとして、これを公表しないことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。よって、当該部分は提供する会議録に掲載しなかった。

その他同例がある。

#### (二) 記録の全部を提供する会議録に掲載しなかった例

第十九回国会法務委員会（昭和二十九年二月十二日）において、検察及び裁判の運営等に関する調査に当たり、委員会を秘密会としたが、秘密会終了後、委員長郡祐一君は「只今の秘密会の記録につ

きましては、……特に秘密を要するものといひ、会議録には掲載いたさないことと決定いたして御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。よつて、当該部分は提供する会議録に掲載しなかつた。

その他同例がある。

参照 一七四号、一二一号、二四二号、諸表一五

## 第十三章 常任委員会合同審査会

### 三〇九 合同審査会の開会手続に関する例

常任委員会が衆議院の常任委員会と合同審査会を開くには、委員長が衆議院の委員長と協議した後、その決議をしなければならぬ定めであるが、法律の定めるところにより合同審査会の議を経なければならぬものについて合同審査会を開く場合には、委員会において合同審査会開会の決議は行われない例である。

(注) 1 法律の定めるところにより合同審査会の議を経なければならぬものは次のとおりである。

国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程 (国会職員法第二十條の二)

国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (国会職員法第二十四條の二)

国会職員の給与等に関する規程 (国会職員法第二十五條、第二十六條、第二十六條の二)

国会職員考査委員会規程 (国会職員法第四十條)

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程中車賃及び日当の定額 (議院に出頭する証人等の旅費

及び日当に関する法律第五条)

人事官弾劾の訴追案（人事官弾劾の訴追に関する法律第六条、人事官弾劾訴追手続規程第五条）

なお、右のうち、両議院の議院運営委員会の合同審査会の議を経なければならないものについては、第二回国会以後合同審査会の開会はこれを省略し、各議院の議院運営委員会においてそれぞれを審査する例である。

2 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）には、昭和二十四年法律第八十八号による同法改正までの間、第十二条第十一項に、職業安定委員会の委員に支給する旅費、日当及び宿泊料の金額は両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て国会の議決を得なければならない旨規定されていたので、第二回国会ないし第四回国会において両議院の労働委員会は合同審査会を開き、右の規定に基づき国会に提出された議案の審査を行った。

参照 諸表二二一

### 三二〇 合同審査会の委員は、両議院の常任委員会の委員全員とするのを例とする

合同審査会は、両議院の常任委員又は各議院の常任委員会で選定された委員が合同してこれを開く定めであるが、常任委員全員が合同審査会の委員となるのを例とする。ただし、合同審査会において案件の表決を行う場合に限り、委員数を各議院の常任委員につきそれぞれ同数に限定した次のような例がある。

第二回国会昭和二十三年六月一日の労働委員会合同審査会において、職業安定法第十二条第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員旅費支給額に関し議決を求めるの件について、両議院の労働委員全員が委員となり審査を行ったが、同件は表決を行う必要があったので、両議院の労働委員長の協議に基づき、同月十四日に参議院労働委員会は委員二十五名中二十名、衆議院労働委員会は委員三十五名中二十名のそれぞれ同数の委員を選定し、同月十八日の労働委員会合同審査会において表決を行った。

なお、参議院労働委員会における委員の選定は、委員姫井伊介君の動議により、委員長原虎一君の指名によつた。

参照 諸表二二一

三一一 合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに当たる

合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに当たる定めであるが、理事が会長となった例はない。

なお、合同審査会が二回にわたって開かれた場合に、各議院の委員長が会長を交代した次のような例がある。

第一回国会において決算委員会合同審査会は、国家公務員法案外一件の審査のため昭和二十二年九月三十日及び十月一日の二回にわたって開かれたが、九月三十日には参議院決算委員長下條康磨君が会長となり、十月一日には衆議院決算委員長竹山祐太郎君が交代して会長となった。

参照 諸表二二一



### 三二二 合同審査会の定足数

合同審査会の定足数に関しては、案件について表決をする場合には、各議院の常任委員の各々半数以上が出席していなければならない定めであるが、表決をしない場合においても各議院の常任委員のそれぞれ半数以上の出席を待つて開かれた例が多い。

### 三二三 合同審査会の審査に当たっては、まず、各議院の委員会における審査の経過の説明を聴いた後、質疑を行うのを例とする

合同審査会の審査に当たっては、まず、各議院の委員長又は理事から合同審査会の議に付された案件についてその委員会における審査の経過の説明を聴いた後、質疑を行うのを例とする。法律の定めるところにより表決をする場合には、次いで討論の後、表決を行うのを例とする。

### 三一四 合同審査会において委員外議員の発言を許可した例

第六回国会厚生委員会合同審査会（昭和二十四年十一月二十五日）において、身体障害者福祉法案の審査に当たり、委員外議員小林勝馬君が発言の許可を求めたので、合同審査会はこれを許可し、同君は質疑を行った。

参照 一二四号

### 三一五 合同審査会において証人の証言を聴取した例

第二回国会決算委員会合同審査会（昭和二十三年五月二十六日）において、国家行政組織法案の審査に当たり、早稲田大学教授吉村正君外五名を証人として出頭を求め証言を聴取した。

参照 一二五四号

三二六 合同審査会に国務大臣等の出席を求めるには、会長から直

接これを行うのを例とする

合同審査会に国務大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めるには、会長の属する議院の議長を経由してこれを行う定めであるが、成規の手続を省略して、会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号

三二七 合同審査会における案件の採決は、起立の方法により又は

異議の有無を諮って行うのを例とする

合同審査会における案件の採決は、起立の方法により又は異議の有無を諮って行うのを例とする。

参照 一五五号

### 三二八 合同審査会には速記を付し、その議事を合同審査会会議録に記載する

合同審査会には速記を付し、その議事を合同審査会会議録に記載するのを例とする。

参照 三〇一号

### 三一九 国家基本政策委員会合同審査会に関する例

国家基本政策委員会は、国家の基本政策に関する調査について、内閣総理大臣と野党党首との討議を行うため、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を開会する。

この場合において、国家基本政策委員会は、会期ごとに、委員長が衆議院の委員長と協議した後、衆議院国家基本政策委員会と相互に合同審査会開会の決議を行うのを例とする。

なお、国家基本政策委員会合同審査会の運営について申合せを行った次のような例がある。

○ 国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

第四百四十七回国会国家基本政策委員会両院合同幹事会（平成十二年二月十六日）

一、合同審査会の開会（総理と野党党首との討議）

衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣（以下、総理という。）と野党（衆議院又は参議院において所属議員十名以上を有する野党会派）党首との直接対面方式での討議を行う。

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

二、開会日時

合同審査会は、会期中、週一回四十分間、水曜日午後三時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない。また、閉会中には開会しない。

三、会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする。

会長に事故があるときは、会長の属する議院の理事が、会長の職務を行う。

#### 四、開会場所

衆議院第一委員室と参議院第一委員会室を交互に使用し、会長の属する議院において合同審査会を開会することを原則とする。ただし、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができるものとする。

委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

#### 五、両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、両院併せて十一名の幹事（自民四、民主二、明改二、自由一、共産一、社民一）により構成する。理事の割当てのない会派については、オブザーバー幹事とする。

#### 六、配分時間

四十分間の各党時間配分については、野党間で調整する。

当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

#### 七、野党党首の発言等

野党党首は、委員として発言する。

野党党首が出席できない場合の対応については、野党間で調整し、両院合同幹事会において協議

する。

八、総理の欠席

総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。

九、総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、原則として合同審査会に陪席する。

なお、内閣法制局長官は、陪席する。

十、発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

十一、パネル等の使用

パネル等の資料を使用する必要がある場合には、予め両院合同幹事会に提示し、会長の許可を得なければならない。

十二、会議における発言（会長の議事整理）

会議における発言は、会長の議事整理に従う。

野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うもの

とする。

十三、開会通知

合同審査会開会の通知は、衆議院公報及び参議院公報をもって行う。

十四、傍聴及び録音、撮影の許可

合同審査会における傍聴及び録音・撮影は会長が許可する。

十五、見直し

本申合せについては、第四百四十七回国会における合同審査会の運営の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

○国家基本政策委員会の見直し

第百五十六回国会国家基本政策委員会両院合同幹事会（平成十五年二月七日）

一、開会回数増加

平成十二年二月十六日の、「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」を遵守しながら、与野党とも誠意を持って開会回数が増えるよう努力する。

二、開催時間の変更

開催時間を、四十分から四十五分に変更する。



---

時間配分については、従来通り野党間で調整するものとし、総理の発言時間を含めて四十五分で終わるものとする。

三、会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と、参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。「申合せ」から、「毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする」を削除する。

参照 三〇九号―三一八号、諸表二二



## 第十四章 調査会

国  
の  
第  
五  
四  
条

三二〇 調査会は、議院の議決により設置し、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、その設置の議決で定める

調査会は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、議院の議決により設置し、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、その設置の際の議決で定める。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第一百四回国会議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

当面設置する調査会の数は三とする。

調査会は、国政の基本的事項について、その対策樹立に資するため、専ら長期的、総合的調査を行うものとする。

調査会の種類は、通常選挙ごとに見直すものとする。

参照 三号、四号、七号、諸表四

国第五  
規第二  
の二八  
〇〇  
条

### 三二二 調査会の存続期間

調査会は、通常選挙の後最初に召集される国会において設置し、議員の半数の任期満了の日まで存続する。

参照 五号

国第五  
の三四  
三〇  
条

### 三二三 調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任する

調査会の委員は、議院運営委員会理事会において、調査会設置当日の各会派所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

参照 九号、一〇号、一一号

三二三 調査会長は、調査会の議事を整理し、秩序を保持するとともに調査会を代表する

調査会長は、調査会の議事を整理し、秩序を保持するとともに調査会を代表する。

参照 一三号

三二四 調査会長は、調査会においてその委員が互選する  
調査会長の互選は、調査会設置の当日に行うのを例とする

調査会長は、調査会においてその委員が互選する。

調査会長の互選は、調査会設置の当日に行うのを例とする。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第百四回国会議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会長の在任期間については、調査会の性格を十分配慮するものとする。また、常任委員長、特別委員長と同格とする。

参照 一六号―二二号、三一号、諸表四

### 三二五 調査会長の辞任は、調査会が許可する

規第八〇条  
の八  
(規第八〇条)

調査会長が辞任しようとするときは、文書で理事にその旨を申し出、理事は調査会に諮ってこれを許可する。

参照 一二二号、一二五号、三二六号

### 三二六 調査会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

調査会において、調査会長の辞任を許可したときは、当日の調査会において引き続きその補欠選任を行うのを例とする。

参照 一三三号、三三四号、三三三五号

### 三二七

調査会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、調査会において選任するのを例とする。

調査会の理事は、あらかじめ議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、調査会において選任するのを例とする。

○調査会の理事の選任基準に関する議院運営委員会理事会決定

第百四回国会議院運営委員会理事会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会の理事は、院内交渉会派に対しては少なくとも一人を割り当てるものとする。

参照 二七号—三五号

国第五  
四の四  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

国第五  
四の二  
条第一

### 三二八 調査事項の調査の方法

調査会が調査を行うに当たっては、理事会において具体的な調査項目を選定し、関係政府当局から説明を聴き、必要に応じ公聴会を開催し、参考人から意見を聴き、質疑を行い、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求め、委員相互間の自由討議を行い、委員を派遣する等の方法により調査するのを例とする。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第四百四回国会議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

具体的な調査項目の選定は、当該理事会の協議による。

調査に当たっては、公聴会の開催、参考人からの意見聴取、委員派遣による現地調査及び委員相互間の自由討議を積極的に行い、小委員会制度を活用する。

なお、政府側の出席は、必要に応じて求めるものとする。

調査会は、継続調査の議決を経た上で閉会中も活動するものとする。

参照 一一七号



規第八〇条  
の八  
(規第三五条)

國第五四條  
の四  
(國第五一條)  
規第八〇條  
の三  
(規第六二條)

三二九 調査会は、調査事項の調査等のため、必要に応じ、調査会

長の発議又は委員の動議により小委員会を設ける

小委員会は、調査会が調査事項の調査等のため、必要に応じ、調査会長の発議又は委員の動議によりこれを設ける。

参照 一九九号—二一九号

三三〇 調査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴

会開会承認要求書を議長に提出する

調査会が調査事項の調査のため公聴会を開くことを決定したときは、調査会長は、調査事項、問題及び開会の日を記載した公聴会開会承認要求書を作成し、これを議長に提出してその承認を求める。

参照 二二〇号—二二七号、諸表一八

規第八〇条  
の八  
(規第三六条)

三三二 調査会は、委員会又は他の調査会と協議して連合審査会を開くことができる。

調査会は、委員会又は他の調査会と協議して連合審査会を開くことができる定めである。

参照 二二九号—二四二号、二四五号、二四六号

國第五四條  
の四  
(國第七一條  
第七二條)

三三二 國務大臣等の出席要求は、調査会長から直接これを行うのを例とする。

内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、成規の手續を省略して、調査会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号—二四九号、二五一号

### 三三三三 政府参考人の出席要求は、調査会において議決し、調査会

長からこれを行う

調査会は、行政に関する細目的又は技術的事項について調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

政府参考人の出席要求は、調査会において議決し、調査会長からこれを行う。

参照 二五〇号

### 三三四 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提

出する

調査のため参考人の出席を求めるには、調査会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求める日時を決定し、調査会長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもつて参考人に出席を求める。

なお、国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関

する法律第一条ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）の役員を参考人として出席を求めるには、調査会においてその旨の決定を行い、議長を経ずに調査会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二七三号―二七七号

規第八〇条  
の八〇  
（規第八〇条  
の二）

### 三三五 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する

調査会は、議長の承認を得て、調査のため委員を派遣することができる定めである。

委員を派遣するには、調査会において派遣の目的を定め委員を派遣することを決定した後、派遣委員、派遣地及び派遣期間の決定を調査会長に一任するのを例とする。

調査会長は、これに基づいて委員派遣承認要求書を作成し、これを議長に提出する。

議長の承認を得た後、これを変更しようとするときは、委員派遣変更承認要求書を議長に提出する。

参照 二七八号、二七九号、二八一号

国第五〇四條

（国第一〇四條）

規第八〇條

（規第一〇四條）

### 三三六 報告又は記録の提出要求に関する例

調査会が、調査のため、内閣、官公署（地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し報告又は記録の提出を求めるには、理事会の決定により要求する場合は調査会において委員の要求がありこれに別段異議もない場合には、成規の手続を省略して、調査会長から直接これを行うのを例とする。

（注）国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律第一條ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）に対する報告又は記録の提出要求については、内閣、官公署に準ずる取扱いである。

参照 二八二号、三二八号

### 三三七 調査会は、法律案を提出することができる

調査会は、その調査事項に関し、法律案を提出することができる。

参照 五八号、五九号、一五二号、一五三号、諸表六

国第五〇四條

（国第一〇四條）

規第八〇條

（規第一〇四條）

規第八〇條

（規第一〇四條）

（規第五〇條）

規  
第  
八  
〇  
条  
の  
六

三三八 調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告するときは、勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出する

調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができるが、勧告に当たっては、調査会長は、勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出しなければならない定めである。

参照 一六七号

規  
第  
八  
〇  
条  
の  
四

三三九 調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を議長に提出する

調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、調査会長から議長に提出するものとする。

なお、調査会は、毎年、調査に関する中間報告書を作成し、調査会長から議長に提出するのを例とする。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第一百四回国會議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会は、毎年、調査に関する中間報告書を議長に提出し、公表するものとする。

第一百四回国會議院運営委員会议事会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会における報告書の作成に当たっては、各会派の合意によるものとする。各会派の意見が一致しないときは、併記するものとする。

参照 二八八号—二九一号、諸表二一

三四〇 調査会長は、調査の経過及び結果を議院に報告するときは、  
文書をもって議長に申し出る

調査会長は、調査の経過及び結果を議院に報告することができる定めであるが、この場合調査会長は、  
文書をもって議長に申し出る。

参照 二九四号、諸表二一

三三一 調査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会  
の例による

調査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会の運営に準ずるのを例とする。



## 第十五章 憲法審査会

三四二 憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する。  
(注) 憲法審査会は、第百六十六回国会における日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の制定により国会法の一部改正が行われ、第百六十七回国会の召集日（平成十九年八月七日）に設置された。

三三三 憲法審査会は、四十五人の委員で組織する

憲法審査会は、四十五人の委員で組織する。

委員は、議院運営委員会理事会において、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

参照 六号、九号、一〇号、一二号、三三二号

三三四 会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び  
憲法審査会を代表する

会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び憲法審査会を代表する。

参照 一三号、三三三号

### 三四五 会長は、憲法審査会においてその委員が互選する

会長は、憲法審査会においてその委員が互選する。

会長の互選に当たっては、委員中の年長者が会長の職務を行う。

会長は、議院運営委員会理事会において定めた会派に対する割当てに基づき、当該会派からあらかじめ推薦された者について、会長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする。

なお、会長を会派に割り当てない場合において、会長を無名投票により互選した次のような例がある。  
第七十九回国会憲法審査会（平成二十三年十月二十一日）において、会長を選任するに当たり、

会長の職務を行った年長者江口克彦君の発議により無名投票によって互選を行ったところ、小坂憲次君が当選した。

なお、江口克彦君は投票を行った。

参照 一六号—二二号、三二号、三二四号

### 三四六 会長の辞任は、憲法審査会が許可する

会長が辞任しようとするときは、文書で幹事にその旨を申し出、幹事は憲法審査会に諮ってこれを許可する。

参照 一二二号、一二五号、三二五号、三四七号

### 三四七 会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

憲法審査会において、会長の辞任を許可したときは、当日の憲法審査会において引き続きその補欠選任を行うのを例とする。

参照 一二三号、三二六号、三四五号、三四六号

三四八 幹事は、議院運営委員会理事會において定めた幹事の數及び各会派に対する割當てに基づき、憲法審査會において選任するのを例とする

幹事は、あらかじめ議院運営委員会理事會において定めた幹事の數及び各会派に対する割當てに基づき、憲法審査會において選任するのを例とする。

○憲法審査會の幹事の選任基準に関する議院運営委員会理事會決定

第百八十三回国會閉會後の議院運営委員会理事會（平成二十五年七月三十一日）

憲法審査會の幹事は、院内交渉会派に対しては少なくとも一名を割り當てるものとする。

なお、會長代理の指名について申合せを行った次のような例がある。

○憲法審査會の運営に関する申合せ

第百七十九回国會憲法審査會幹事會（平成二十三年十一月二十八日）

憲法調査會以来の先例を踏まえ、次のように申し合わせる。

○會長が會長代理を指名し、第一会派又は第二会派のうち會長の所屬しない会派の幹事の中から

選定する。

○憲法審査会の会長代理の指名に関する申合せ

第百八十五回国会憲法審査会幹事会（平成二十五年十一月六日）

憲法調査会以来の先例を踏まえ、次のとおり申し合わせる。

○会長が会長代理を指名し、野党第一会派の幹事の中から選定する。

参照 二五号―三五号、三二七号

### 三四九 憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、

いつでも開会することができる

憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる定めである。

なお、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案の審査は、議院の会議において閉会中もなお審査することを議決した場合に限り、閉会中においても行うことができる。

参照 二九六号―三〇〇号

三五〇 憲法審査会は、必要に応じ、会長の発議又は委員の動議により小委員会を設ける

小委員会は、憲法審査会が、必要に応じ、会長の発議又は委員の動議によりこれを設ける。

参照 一九九号—二〇九号、二二二号—二一九号、三二九号

三五二 憲法審査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する

憲法審査会が審査又は調査のため公聴会を開くことを決定したときは、会長は、議案の名称又は調査事項、問題及び開会の日を記載した公聴会開会承認要求書を作成し、これを議長に提出してその承認を求めらる。

参照 二二〇号—二二八号、三三〇号、諸表一八

憲規  
第二六条  
(規第三六条)

三五二 憲法審査会は、委員会又は調査会と協議して連合審査会を開くことができる。

憲法審査会は、委員会又は調査会と協議して連合審査会を開くことができる定めである。

参照 一二一九号—二四〇号、二四五号、二四六号、三三一号

憲規  
第一八条

三五三 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する。

審査又は調査のため参考人の出席を求めるには、憲法審査会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求める日時を決定し、会長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもって参考人に出席を求める。

参照 一二七三号—二七七号、三三四号



憲規  
第一四條  
（規第一八〇條  
の二）

三五四 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する

憲法審査会は、議長の承認を得て、審査又は調査のため委員を派遣することができる定めである。委員を派遣するには、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出する。

参照 二七八号—二八一号、三三三—三五号

国第一〇二条  
の七  
第一〇二条  
の九  
（国第五七条  
の三）  
憲規  
第一二六条  
（規第五〇条）

三五五 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができるのである。憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる定めである。

参照 五八号、五九号、一五二号、一五三号、三三七号、諸表六

憲規  
第二二条

## 三五六 憲法審査会の会議は、公開とする

憲法審査会の会議は、公開とする。ただし、憲法審査会の決議により非公開とすることができる。

## ○憲法審査会の運営について

第一百七十九回国会憲法審査会幹事懇談会（平成二十三年十一月九日）

憲法審査会の傍聴については、議員紹介を要することとし、会長に届け出るものとする。

## 参照 一七五号

国第一〇二条  
の八  
憲規  
第二四条

## 三五七 憲法審査会は、憲法改正原案に関し、衆議院の憲法審査会

と協議して合同審査会を開くことができる

憲法審査会は、憲法改正原案に関し、衆議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる  
定めである。

憲法審査会が衆議院の憲法審査会と合同審査会を開くには、会長が衆議院の憲法審査会会長と協議した後、その決議をしなければならない。

憲法審査会の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

参照 三〇九号―三一四号、三二六号―三一八号

### 三五八 議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める

参議院憲法審査会規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める。

#### ○憲法審査会の運営について

第一百七十九回国会憲法審査会幹事懇談会（平成二十三年十一月九日）

憲法審査会の運営は、「参議院憲法審査会規程」に基づいて運営するが、規程の足らざる部分については、既存の委員会・調査会の運営を参考とし、必要に応じて運営に関する細則を定める。



## 第十六章 情報監視審査会

三五九 情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する

制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する。

(注) 第百八十五回国会で成立した特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)附則第十条において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。同条の規定に基づく検討を踏まえ、第八十六回国会において国会法の一部改正（平成二十六年法律第八十六号）、参議院規則の一部改正（平成二十六年六月二十日議決）及び参議院情報監視審査会規程の制定が行われ、これらの施行日（第八十七回国会閉会後平成二十六年十二月十日）に情報監視審査会が設置された。また、第八十九回国会平成二十七年三月二十五日に委員が選任され、六月十七日の情報監視審査会において、特定秘密の提供を受けるための保護措置に関する内規等を制定した。

### 三六〇 情報監視審査会は、八人の委員で組織する

情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

委員は、議院運営委員会理事会において、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の議決により選任する。

（注）第八十九回国会議院運営委員会理事会（平成二十七年三月二十三日）において、情報監視審査会委員について次のとおり決定があった。

(1) 情報監視審査会の設置目的に鑑み、情報監視審査会委員は、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣

補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官を兼ねない。

(2) 常任委員長、特別委員長及び調査会長は、審査を要請する側となるので、情報監視審査会委員を兼ねないものとする。また、憲法審査会会長も同様とする。

参照 六号、九号、一〇号、三三二号

三六一 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で

情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をする

委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない定めである。

宣誓は、議長及び副議長の面前で行うのを例とする。

参照 三七四号、三七八号

情規  
第八 条

三六二 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する

会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

参照 一三号、三三三号

情規  
第七 条  
(規第八〇条)

三六三 会長は、情報監視審査会においてその委員が互選する

会長は、情報監視審査会においてその委員が互選する。

なお、会長の互選に当たっては、委員中の年長者が会長の職務を行う。

参照 一六号―一九号、二二号、三二号、三三四号



**三六四** 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ

めその指名する委員が会長の職務を行う

会長がその職務を行うにつき事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

**三六五** 会長は、情報監視審査会の運営に関し協議するため運営協

議会を開く

会長は、必要に応じ、情報監視審査会の運営に関し委員と協議するため、運営協議会を開く。

参照 二四号

三六六 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

三六七 情報監視審査会は、情報監視審査室において開く。

情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

参照 四六号

## 三六八 情報監視審査会における調査の方法

情報監視審査会が調査を行うに当たっては、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について国務大臣等から、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から、特定秘密の指定の状況等について関係政府当局から、それぞれ説明を聴取し、必要に応じて参考人から意見を聴き、行政機関の長に対し特定秘密の提出又は提示を求め、質疑を行い、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求め、あるいは、委員を派遣する等の方法により調査するのを例とする。

（注）特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定により、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告することとされ、国会法第百二条の十四の規定により、情報監視審査会は、調査のため、同報告を受ける。

参照 一一七号、三二八号

### 三六九 議長及び副議長の情報監視審査会への出席発言に関する例

議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる定めである。その例を挙げれば次のとおりである。

第百八十九回国会平成二十七年三月三十日、議長山崎正昭君及び副議長興石東君は、会長互選を行う情報監視審査会に出席した。

以後同例がある。

第百九十回国会平成二十八年三月三十日、議長山崎正昭君及び副議長興石東君は、情報監視審査会に出席し、議長山崎正昭君は、年次報告書の提出を受け、発言した。以後同例がある。

参照 一二二号

## 三七〇 国務大臣等の出席要求は、会長から直接これを行うのを例

とする

内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、成規の手続を省略して、会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号―二四九号、一五一号、三三二号

## 三七一 政府参考人の出席要求は、情報監視審査会において議決し、

会長からこれを行う

情報監視審査会は、行政に関する細目的又は技術的事項について調査又は審査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

政府参考人の出席要求は、情報監視審査会において議決し、会長からこれを行う。

参照 一二五〇号、三三三二号

情規  
第三三二条  
(規第一八六条)

三七二 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する

調査又は審査のため参考人の出席を求めるには、情報監視審査会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求める日時を決定し、会長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもって参考人に出席を求める。

参照 二七三号—二七六号、三三四号

情規  
第一九条  
(規第一八〇条  
の二)

三七三 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する

情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる定めである。委員を派遣するには、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出する。

参照 二七八号、二八一号、三三三三号

三七四 特定秘密の提出又は提示の要求は、情報監視審査会におい

て議決し、議長を経て行う

情報監視審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めるときは、情報監視審査会において議決し、議長を経て行う。

なお、委員を派遣し、現地において特定秘密の提示を受けた例がある。

三七五 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結

果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出する

情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出し、議長はこれを公表する。

なお、報告書を提出するとともに、情報監視審査会の決定に基づき会長から議長に申し出て、議院運営委員会の決定により、議院の会議において口頭で報告を行った次のような例がある。

第百九十回国会情報監視審査会（平成二十八年三月三十日）において、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を提出するとともに、会長金子原二郎君は、四月六日の議院の会議において口頭報告を行った。  
以後同例がある。

参照 二八八号、二九一号、二九四号、三三九号、三四〇号

情報  
第二六条

### 三七六 情報監視審査会は、傍聴を許さない

情報監視審査会は、傍聴を許さない。ただし、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

参照 一七五号



## 三三七 情報監視審査会の会議録

情報監視審査会の会議録は、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録を除き、各議員には提供しない。

また、会議録は、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録を除き、これを閲覧することができない。ただし、委員及び情報監視審査会事務局の職員は、正当な理由があると会長が認めたとときに限り、情報監視審査会の調査若しくは審査又はその事務の処理に必要な範囲で、会議録の閲覧をすることができる。

参照 三〇一号

## 三七八 情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要する部分は情報監視審査会において決議する

特定秘密に関する議事その他の情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要する部分があるときは、その旨を情報監視審査会において決議する。

その箇所の決定に当たっては、運営協議会で速記録を調査の上、会長において決定するのを例とし、決定までの間、会議の内容は全て他に漏らさないものとする。

参照 三六一号

国第一〇二条

情報の二〇

第三三条

### 三七九

情報監視審査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会等の運営を参考とするとともに、特定秘密を適切に保護するために必要な事項等に関する内規等により定める

情報監視審査会の運営は、国会法、参議院規則、参議院情報監視審査会規程等の定めによるほか、委員会等の運営を参考とする。

また、特定秘密を適切に保護するために必要な事項等は、法律及び規則に定めるもののほか、情報監視審査会の議決又は会長決定による内規等によりこれを定める。

## 第十七章 両院協議会

(国第八九条  
規第一七六条)

三八〇 協議委員は、議院の会議において選任する  
協議委員は、両院協議会に付される案件につき院議を構成  
した会派に対し、割り当てるのを例とする

協議委員は、十人と定められており、議院の会議において選任する。

協議委員は、議院運営委員会において、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、その所属議員数の比率によりこれを割り当て、議院の会議においては、当該会派の推薦に基づき選任するのを例とする。

なお、本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てる。

参照 三八一号

### 三八一 数個の案件について衆議院から両院協議会を求められた場

#### 合の協議委員の選任に関する例

##### (一) 数件につき一の協議委員を選任した例

第二回国会昭和二十三年七月五日、衆議院から国家行政組織法案（参議院は多数（緑風会の一部が反対）をもって修正議決）及び刑事訴訟法を改正する法律案（参議院は全会一致をもって修正議決）について、それぞれ両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右二件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、刑事訴訟法を改正する法律案の協議委員を、既に選任されていた国家行政組織法案の協議委員と同一の協議委員とした。

第十三回国会昭和二十七年七月二十八日、衆議院から労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案（参議院は両件を一括して多数をもって修正議決）について両院協議会を求められ、翌二十九日の議院の会議において右二件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても二件について一の協議委員を選任した。

第十三回国会昭和二十七年七月二十九日、衆議院から通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行

に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（参議院は以上五件をそれぞれ三会派の賛成により多数をもって修正議決）、保安庁法案及び保安庁法案外四件及び保安庁法案外四件についてそれぞれ一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、通商産業省設置法案外九件について一の協議委員を選任した。

第十三回国会昭和二十七年七月三十日、衆議院から国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案（両件は衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により参議院が否決したものとみなした。）について両院協議会を求められ、翌三十一日の議院の会議において右二件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても二件について一の協議委員を選任した。

第百十八回国会平成二年三月二十六日、衆議院から平成元年度一般会計補正予算（第2号）、平成元年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）（参議院は

以上三件を一括して賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右三件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても三件について一の協議委員を選任した。

以後同例がある。

第二百十八回国会平成六年一月二十六日、衆議院から公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案（参議院は以上四件を一括して賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右四件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても四件について一の協議委員を選任した。

第七十一回国会平成二十一年一月二十六日、衆議院から平成二十年度一般会計補正予算（第2号）、平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）（参議院は両件を一括して多数をもって修正議決）及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）（参議院は賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外一件及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）についてそれぞれ一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては三件について一の協議委員を選任した。

(二) 各件別個の協議委員を選任した例

第十回国会昭和二十六年三月三十一日、衆議院から日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案（参議院は両件をそれぞれ全会一致をもって修正議決）及び食糧管理法の一部を改正する法律案（参議院は賛成少数により否決）についてそれぞれ両院協議会を求められ、本院は三件それぞれについて別個の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の協議委員を、既に選任されていた日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の協議委員と同一の協議委員とした。

参照 三八〇号、諸表二三

三八二 協議委員長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする

協議委員長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする。なお、互選会には速記を付し、会議録を作成するのを例とする。

参照 三〇一号、三八三号、諸表二四

規第一七七条

### 三八三 協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する

協議委員議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する定めであるが、協議委員副議長の互選についても、協議委員議長の互選と併せて協議委員中の年長者がこれを管理するのを例とする。

協議委員議長及び副議長を選任したときは、選挙管理者から、選任の当日その結果を文書をもって議長に報告する。

参照 三八二号

(規第一七七条)

### 三八四 協議委員議長及び副議長は、選挙管理者の指名により選任するのを例とする

協議委員議長及び副議長は、投票によらないで協議委員の動議により、選挙管理者の指名により選任するのを例とするが、次のような例もある。

第二回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会参議院協議委員正副議長互



選会（昭和二十三年七月五日）において、選挙管理者鈴木安孝君の発議により、伊藤修君及び下條康磨君の両君を協議委員議長及び副議長の候補者として推薦し、抽選によつて協議委員議長に伊藤修君、副議長に下條康磨君が当選した。

第七回国会地方税法案両院協議会参議院協議委員正副議長互選会（昭和二十五年五月二日）において、協議委員中村正雄君は、協議委員議長に三木治朗君を、副議長に中井光次君を推薦することの動議を提出したところ、互選会はこれを可決した。  
以後同例がある。

参照 諸表二四

### 三八五 両院協議会の開会日時の決定方法に関する例

両院協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議して決定し、その後の会議の日時は、両院協議会が決定する定めであるが、両院協議会が決定する場合の方法については次のような例がある。

(一) 両院協議会の議長の発議により決定した例

第十三回国会一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十七年

五月三十一日)において、両院協議会議長倉石忠雄君は、次回は六月二日午後一時から開くことを発議したところ、両院協議会はこれを可決した。

以後同例がある。

(二) 協議委員の動議により決定した例

第十回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会(昭和二十六年三月三十一日)において、協議委員倉石忠雄君は、次回を五月七日午後一時から開くことの動議を提出したところ、両院協議会はこれを可決した。

以後同例がある。

(三) 両院協議会の議長に一任した例

第十回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会(昭和二十六年五月七日)において、両院協議会議長石田博英君は「次回は小委員の御協議の結果を待ちまして開会をいたしたいと思います。開会の日時は公報をもって御通知を申し上げることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。

(四) 両議院の協議委員議長に一任した例

第十回国会教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会(昭和二十六年五月二十八日)に

において、両院協議会議長石田博英君は「次回は堀越議長と御相談申し上げまして公報をもって御案内をいたすということにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。

三八六 両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする

両院協議会の開会に当たっては、その運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長打合会を開き協議するのを例とする。

三八七 両院協議会においては、まず、各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とする

両院協議会においては、まず、両院協議会を求めた議院の協議委員から、次いで他の議院の協議委員から各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とするが、併せて両院協議会を求めた

理由の説明を聴いた例も少なくない。

なお、各議院の議決の趣旨の説明を聴かなかった次のような例もある。

(一) 請求の理由の説明のみを聴いた例

第二回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会（昭和二十三年七月五日）において、両院協議会議長米窪滿亮君は「先ず各院の議決の御趣旨を御説明願うのでありますが、時間もありませんので、衆議院側から両院協議会を求めた趣旨について御説明を願います。直ちに御協議に入って頂きたいと存じます。」と告げ、衆議院協議委員小澤佐重喜君からその説明を聴いた。

(二) 説明を聴かないで直ちに協議に入った例

第十三回国会保安庁法案外四件両院協議会（昭和二十七年七月二十九日）において、両院協議会議長倉石忠雄君は「先ず本案に関する各院の議決の趣旨を御説明願うてから協議に入る次第であります。他の協議会を開く関係もございませし、又各院の議決の相違点も簡単でありますから、直ちに御協議に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、異議がなかったので、直ちに協議に入った。

三八八 本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなした場合の両院協議会における本院側の説明に関する例

第十三回国会国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会（昭和二十七年七月三十一日）において、参議院協議委員千葉信君は、国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案の本院における審議の経過について説明を行った。

（注）国家公務員法の一部を改正する法律案は、昭和二十七年五月二十九日衆議院から本院に送付され、七月三十日衆議院は憲法第五十九条第四項の規定により、本院がこれを否決したものとみなし、また、保安庁職員給与法案は、五月三十一日衆議院から本院に送付され、七月三十日衆議院は憲法第五十九条第四項の規定により、本院がこれを否決したものとみなしたものである。

参照 三八七号、諸表八

### 三八九 両院協議会において小委員を選任した例

第十回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月七日）において、協議の進捗を図るため、衆議院側から三名、参議院側から四名の小委員をそれぞれ推薦し、小委員を選任した。

なお、小委員長はこれを置かず、小委員打合会を開き協議の結果起草した協議案を、同月二十五日の両院協議会において小委員高田寛君から報告した。

## 国第九六条

### 三九〇 両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例

両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる定めである。両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例を挙げれば、次のとおりである。

第十回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月八日）において、農林大臣廣川弘禪君及び政府委員の出席説明を求めた。

第十回国会教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月二十八日）において、文部大臣天野貞祐君及び政府委員の出席説明を求めた。

第十三回国会一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十七年五月二十九日）において、政府委員（内閣官房長官）保利茂君の出席説明を求めた。  
なお、国務大臣等の出席要求は、両院協議会の議長においてこれを行うのを例とする。

（注）国会法第九十六条は、第四百四十五回国会における国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）による改正前は、「両院協議会は、国務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。」と規定していた。

参照 二四七号、諸表二三

### 三九一 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名

した者を議題とし、これを協議案として表決に付する

内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者のみを議題として協議を行い、これを協議案として表決に付する。その例を挙げれば次のとおりである。

第二回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（昭和二十三年二月二十三日）において、本院が指名した吉田茂君及び衆議院が指名した芦田均君について協議を行った後、両院協議会議長浅沼稻次郎君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかったため、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかった。

第百十五回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成元年八月九日）において、本院が指名した土井たか子君及び衆議院が指名した海部俊樹君について各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、両院協議会議長小此木彦三郎君は、「これより協議に入るのでありますが、両院の打合会の協議の結果、直ちに採決をいたすことになりました。」と告げ、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかったため、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかった。

第百四十三回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成十年七月三十日）において、本院が指名した菅直人君及び衆議院が指名した小淵恵三君について協議を行った後、両院協議会議長本岡昭次



君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかつたので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかつた。

第六十八回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成十九年九月二十五日）において、本院が指名した小沢一郎君及び衆議院が指名した福田康夫君について協議を行った後、両院協議会議長笹川堯君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかつたので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかつた。

第七十回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成二十年九月二十四日）において、本院が指名した小沢一郎君及び衆議院が指名した麻生太郎君について協議を行った後、両院協議会議長小坂憲次君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかつたので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得

るに至らなかった。

### 三九二 両院協議会規程第八条に規定する当然影響をうける事項の

#### 範囲に関する例

第十回国会関稅定率法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年三月三十一日）において、同案中の施行期日四月一日については両議院の議決が一致していたが、当然影響をうける事項として、施行期日を五月一日とすることを加えて成案を得た。

なお、施行期日については、成案決定に先立ち行われた懇談において、両院協議会議長石田博英君は、本法のような重要な法律は公布の日から施行の日まで通常一か月の期間を置くのが常識であるから、施行期日の四月一日を五月一日にすることを成案中に付け加えたい旨を述べたところ、異議がなかったものである。

第十回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月二十五日）において、両議院の議決が異なった事項は、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案中第二十六条に関する部分のみであったが、当然影響をうける事項として、附則に第二項ないし第四項にわたる次の三

項を加えて成案を得た。

2 この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百五十九号）の施行の日（昭和二十五年五月十日）以後に行われた選挙によつて市（特別区を含む。）の議会の議員となり、現にその議員である者は、第二十六条第二項の改正規定にかかわらず、その任期中は、引き続きその議員であることができる。

3 前項の日以後に行われた地方公共団体の議会の議員の選挙の際日本国有鉄道の職員であつて、当該選挙において当選人となつた者については、改正前の第二十六条第二項の規定は、その者が当選人であること、議員であること及び日本国有鉄道の職員であることに何らの影響を及ぼすものでない。

4 第二十六条第二項の改正規定は、この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員である者については、附則第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十日間は、適用しない。

この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員である者は、この法律施行の日から起算して十日以内に議会の議員の職を辞しないときは、この期間を経過

した日に日本国有鉄道の職員の職を辞したものとみなす。

第十三回国会一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十七年六月四日）において、当然影響をうける事項として、別表第六の備考に次の一項を加えて成案を得た。本表は、暫定的なものであつて、なるべく速やかに昭和二十七年五月六日行つた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して改訂するものとする。

第十六回国会公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十八年八月四日）において、同案中の施行期日同月一日を経過したので、当然影響をうける事項として、両議院の議決が一致している施行期日についても、これを公布の日とすることを加えて成案を得た。

### 三九三 協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする

協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする。

参照 一五五号

### 三九四 協議案を得る見込みがない場合に両院協議会を終了した例

第七回国会地方税法案両院協議会（昭和二十五年五月二日）において、両院協議会議長星島二郎君は「このままでは、到底協議案を得る見通しがないものと認めます。つきましては、協議会といたしましては何らの成案を得るに至らなかつたものといたしまして、これを各議院にそれぞれ報告するよりほかないと存じます。さよう御了承を願います。」と告げ、散会を宣告した。以後同例がある。

なお、両院協議会議長が、協議案を得る見込みがないとして散会を宣告したが、後日、両院協議会を改めて開会した次のような例もある。

第二百二十八回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会（平成六年一月二十七日）において、両院協議会議長市川雄一君は、「このままでは、この両院協議会における成案は得られないものと思えます。したがって、その旨、両院議長に御報告をいたしたいと思えます。」と告げ、散会を宣告したが、翌二十八日、両議院の議長から、両議院の協議委員正副議長に対し、両院協議会において更に協議を行い、成案を得るよう要請があり、翌二十九日両院協議会を改めて開会した。

三九五 成案の案文整理は、両院協議会の議長に一任するのを例とする

成案を得た場合において、案文の整理を要するものがあるときは、これを当日の会議を整理した両院協議会の議長に一任するのを例とする。

三九六 両院協議会が終了したときは、協議委員議長から報告書を議長に提出する

両院協議会において成案を得たときは、両議院の協議委員議長の協議により報告書を作成し、これを協議委員議長から議長に提出する。

成案を得なかつたときも、協議委員議長から成案を得なかつた旨の報告書を議長に提出する。報告書は、これを印刷して各議員に配付する。

参照 三九七号

## 三九七 両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において協議委員議長が報告する

両院協議会において成案を得たときは、これが議院の会議において議題となったときに、協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。  
成案を得なかつたときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。

参照 三九六号

## 三九八 両院協議会において申合せを行い、これを議院の会議において報告した例

第十三回国会通商産業省設置法案外四件両院協議会（昭和二十七年七月二十九日）において、両院協議会議長倉石忠雄君は、次の申合せを行い各議院にそれぞれ報告することを諮つたところ、両院協議会はこれを可決した。参議院協議委員議長河井彌八君は、同月三十一日の議院の会議において、成案の報告に併せてこれを報告した。

## 申合せ

中央及び地方を通ずる行政機構につき、徹底的な調査研究を行い、理想的な機構を確立するため、強力な調査機構を設くべきである。

第十六回国会農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十八年七月二十四日）において、両院協議会議長坪川信三君は、次の申合せを行い各議院にそれぞれ報告することを諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。この申合せに対し、農林大臣保利茂君は所信を述べた。参議院協議委員議長片柳真吉君は、同月二十七日の議院の会議において、成案の報告に併せてこれを報告した。

## 申合せ

農業災害補償法は、実施以来五カ年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営又宜敷きを得ず、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議会は、左記により農業災害補償制度の行詰りに対し抜本的検討をなすことを申合せ。

## 記

- 一 農業災害補償制度については、その抜本的改正の必要であることを確認する。
- 二 政府は、昭和二十九年産水稻を用途として制度の根本的改正を行い、農業災害補償に対し



完全なる施策を講ずること。

三 衆参両院は、農業災害補償制度の完璧を期するため閉会中もなおその調査を継続し検討すること。

なお、両院協議会において、協議案の前提となる合意事項について紹介し、これを議院の会議において報告した次のような例がある。

第二百二十八回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会（平成六年一月二十九日）において、衆議院協議委員議長市川雄一君は、協議案の提案に際し、協議案の前提となる次の合意事項を紹介し、「これらの合意事項は、第二百二十九回国会において、連立与党と自由民主党とが共同して、平成六年度当初予算審議に先立って実現させることを前提として、今国会では施行日を改めた上で衆議院議決案を成立させることといたしたいと存じます。」と述べ、協議の結果、公職選挙法の一部を改正する法律案外二件については、衆議院議決のとおりとし、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案については、衆議院議決案のうち施行期日の「公布の日」を「別に法律で定める日」と改め、その他は衆議院議決のとおりとする成案を得た。参議院協議委員議長平井卓志君は、同日の議院の会議において、成案の報告に先立ちこれを報告した。

一、比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第八次選挙制度審

議会の答申の十一ブロックを基本とする。

二、企業等の団体の寄附は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体（一に限る。）に対して、五年に限り、年間五十万円を限度に認める。

三、戸別訪問は、現行どおり禁止とする。

四、小選挙区選出議員の数は三百人、比例代表選出議員の数は二百人とする。

五、小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「三％」は、「二％」とする。

六、各政党に対する政党助成の上限枠は、前年収支実績の四十％とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限る。

七、投票方法は、記号式の二票制とする。

八、寄附禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九、衆議院選挙区画定のための第三者機関は、総理府に設置する。

十、以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各六名（計十二名）の委員により、協議を行うものとする。

三九九 両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する

両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する。

参照 三〇一号

四〇〇 協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供する

協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供するのを例とする。

(注) 協議会議録の両議院の議員への提供方法については、第二百九回国会召集日(令和四年八月三日)から、印刷して配付する方法から、電磁的記録の提供その他の適当な方法により提供する方法に改められた。

#### 四〇一 両院協議会における発言の一部を提供する協議会議録に掲

##### 載しなかつた例

第十回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月八日）において、両院協議会議長野溝勝君は「先ほどの安孫子長官の説明中、昭和二十六年四月以降の輸入見込に関する点は、会議録から削除したいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、異議がなかつたので「つきましてはその取扱いは議長にお任せ願います。」と告げ、両院協議会議長において政府委員（食糧庁長官）安孫子藤吉君の発言の一部を提供する協議会議録に掲載しなかつた。

## 第十八章 常任委員長懇談会

四〇二 議長は、会期、会期の延長、休会、その他につき委員長の意見を聴くため、常任委員長懇談会を開く

議長は、会期、会期の延長、国会の休会又は議院の休会につき各委員長の意見を聴くため、常任委員長懇談会を開く。

また、議長は、常任委員会調査室規程、内閣の議案提出予定、法規の解釈、委員会の本会議との並行開会、その他議長が必要と認めた事項につき各委員長と協議するため、常任委員長懇談会を開いた例がある。

四〇三 議長は、常任委員長懇談会に特別委員長、調査会長及び憲

法審査会会長の出席を求めるとする

議長は、常任委員長懇談会を開くに当たっては、常任委員長のほか特別委員長、調査会長及び憲法審査会会長の出席を求め、その意見を聴くのを例とする。

参照 一三三号、二二三号、二四四号、四〇二号

四〇四 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事

が常任委員長懇談会に出席するのを例とする

委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が常任委員長懇談会に出席するのを例とする。

参照 二五号、四〇二号、四〇三号

四〇五 通常選挙後初めて召集される国会の会期の決定に当たっては、常任委員長懇談会は開かないのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会の会期の決定に当たっては、常任委員長懇談会は開かないのを例とする。

参照 四〇二号

四〇六 常任委員長懇談会に國務大臣等の出席を求めた例

第一回国会常任委員長懇談会（昭和二十二年九月二十五日）において、内閣の議案提出予定について説明を聴取するため、内閣総理大臣片山哲君の出席を求めた。

第二回国会常任委員長懇談会（昭和二十三年二月二十五日）において、国家公安委員の任命承認の件について説明を聴取するため、政府委員（法制長官）佐藤達夫君の出席を求めた。

第四回国会常任委員長懇談会（昭和二十三年十二月四日）において、内閣の議案提出予定について説明を聴取するため、政府委員（内閣官房長官）佐藤榮作君の出席を求めた。

---

その他同例がある。

参照 四〇二号



## 第十九章 政治倫理審査会

四〇七 政治倫理審査会は、政治倫理の確立のため、議員が行為規

範等に著しく違反し、政治的道義的に責任があると認めら  
れるかどうかについて審査する

政治倫理審査会は、政治倫理の確立のため、審査会の委員の申立て又は議員の申出に基づき、議員が  
行為規範その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令の規定に著しく違反し、政治  
的道義的に責任があると認められるかどうかについて審査する。

(注) 1 第百二回国会において政治倫理審査会の設置に関する国会法の一部改正(昭和六十年法律第八十二号)  
が行われ、第百四回国会の召集日(昭和六十年十二月二十四日)から施行された。

2 政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令は、次に掲げる法令である(平成五年三月十二日  
決定)。

一 行為規範(昭和六十年十月十四日議決)

- 二 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）
- 三 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）

#### 四〇八 政治倫理審査会は、十五人の委員で組織する

政治倫理審査会は、十五人の委員で組織する。

委員は、議院運営委員会理事会において、所属議員十人以上を有する各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

所属議員十人以上を有する会派で委員を割り当てられないものがあるときは、当該会派の所属議員のうちから、審査会に出席し、並びに事案について、質疑し、及び意見を述べることができる議員各一人を議院の会議において選任する。

四〇九 会長は、政治倫理審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び政治倫理審査会を代表する

会長は、政治倫理審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び政治倫理審査会を代表する。

四一〇 会長は、政治倫理審査会においてその委員が互選する

会長は、政治倫理審査会においてその委員が互選する。

なお、会長の互選に当たっては、委員中の年長者が会長の職務を行う。

四一一 幹事は、議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各会派に対する割当てに基づき、審査会において選任するのを例とする

幹事は、あらかじめ議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各会派に対する割当てに基づ

き、審査会において選任するのを例とする。

#### 四 一 一 行為規範等違反審査の申立てをするには、委員の三分の一

以上が連署する申立書を会長に提出することを要する

行為規範等違反審査の申立てをするには、委員の三分の一以上が連署する申立書を会長に提出することを要する。

申立書には、議員が行為規範等に著しく違反していることを明らかにした文書を添えなければならぬ。

第百二十六回国会政治倫理審査会幹事会決定（平成五年四月二十一日）

審査の申立てをする委員は、申立書に連署するものとする。

**四一三** 政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして行為規範等違反  
審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名し、これを  
会長に提出することを要する

政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして行為規範等違反審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名し、これを会長に提出することを要する。

申出書には、疎明資料を添えなければならない。

第二百二十六回国会政治倫理審査会幹事会決定（平成五年四月二十一日）

不当な疑惑を受けたとして審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名の上、疎明資料を添えて、これを会長に提出するものとする。

**四一四** 政治倫理審査会が審査の申立てに係る事案を審査するか否  
かを決定するには、出席委員の過半数による議決を要する

政治倫理審査会が審査の申立てに係る事案を審査するか否かを決定するには、出席委員の過半数でこ

れを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 四一五

政治倫理審査会は、政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして議員から審査の申出があつたときは、当該申出に係る  
事案を審査しなければならない

政治倫理審査会は、政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして議員から疎明資料を添えて審査の申出があつたときは、明らかに審査する理由がない場合を除き、当該申出に係る事案を審査しなければならない。

#### 四一六 政治倫理審査会は、政治的道義的に責任があると認められた議

員に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長の辞任の勧告を行う

政治倫理審査会は、審査の申立てをされた議員又は審査の申出をした議員につき政治的道義的に責任があると認められたときは、当該議員に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長の辞任の勧告を行う。政治倫理審査会は、右の勧告を二以上併せて行うことができる。

右の勧告を行うには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要する。

なお、右の勧告を行わない場合において、当該審査の申立てをされた議員等の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

四一七 政治倫理審査会が事案について審査を終わったときは、会

長から、事案の概要及び審査の結果を記載した報告書を議

長に提出する

政治倫理審査会が事案について審査を終わったときは、会長から、事案の概要及び審査の結果を記載した報告書を議長に提出する。



## 第二十章 儀礼

### 四一八 外国の貴賓が傍聴の際、歓迎の意を表した例

第十九回国会外務委員会（昭和二十九年四月十三日）において、委員長佐藤尚武君は「御紹介申し上げますが、インドネシアの国会議長のサルトノ議長がここにお見えになりましたので、皆さんがたちよっとお立ちになりましたして敬意を表して頂きたいと思えます。」と告げ、委員は起立して拍手し、歓迎の意を表した。

その他同例がある。

### 四一九 感謝決議を行った例

第一回国会図書館運営委員会（昭和二十二年十月二十一日）において、委員長羽仁五郎君は、ロックフェラー財団のチャールス・B・ファース君からの国会図書館に対するザ・アメリカン・ポリテイ

カル・サイエンス・レビューの寄贈に対し、礼状を發送することを發議し、書簡文案を朗読したところ、委員会はこれを可決した。

第十六回国会中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会（昭和二十八年七月二十五日）において、中共地域からの帰還者に対する帰還事務及び生活援護等に関する調査のうち日本人戦犯者のフィリピン共和国モンテンルパにおける実情に関する件の調査に当たり、参考人（教師）加賀尾秀忍君から説明を聴いた後、委員山下義信君は、同君の日本人戦犯の慰問及び釈放についての努力に対し、感謝決議を行うことの動議を提出し、その案文を朗読したところ、委員会はこれを可決した。

なお、同参考人は本決議に対し謝辞を述べた。

第二十四回国会社会労働委員会（昭和三十一年五月二日）において、社会保障制度に関する調査のうち児童福祉事業、親探し運動に関する件の調査に当たり、参考人（朝日新聞社会長代理・東京本社編集局次長）長谷川健一君外四名から親探し運動の実情について説明を聴き、質疑を行った後、委員山下義信君は、朝日新聞社の親探し運動に対し感謝決議を行うこととし、決議案文の作成は委員長に一任することの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。委員長重盛壽治君は、決議案文を朗読し、委員会はこれを可決した。

なお、参考人（朝日新聞厚生文化事業団理事長）加藤祇文君は、本決議に対し朝日新聞社を代表し

て謝辞を述べた。

参照 一六七号

## 四二〇 委員の逝去につき委員会において弔意を表した例

第五十五回国会内閣委員会（昭和四十二年二月二十一日）において、委員松本治一郎君逝去につき、委員長豊田雅孝君は「議事に先立ち、一言申し上げます。本委員会委員、松本治一郎君は、昨年十一月二十二日逝去いたしました。まことに哀悼痛惜にたえません。同君は、本院初代の副議長としてその職責をつとめられ、また、長く本委員会委員としてその職責を果たされたのであります。ここに、委員諸君とともにつつしんで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして御冥福をお祈り申し上げますと存じます。どうぞ御起立を願います。黙禱を願います。」と告げ、委員は起立して黙禱し、弔意を表した。

その他同例が多い。

なお、委員が逝去したときは、委員長は、委員会を代表して、喪主宛てに弔電を発送するとともに、霊前に供花するのを例とする。

## 四二一 災害の犠牲者に対し委員会において哀悼の意を表した例

風水害、炭鉱の爆発、鉄道又は航空機の事故等による犠牲者に対し、委員会において哀悼の意を表した次のような例が少なくない。

第四十四回国会閉会後の社会労働委員会（昭和三十八年十一月十四日）において、委員長鈴木強君は「議事に先立ち、今次三井三池の鉱業所における爆発事故によってとうとい命を失われました四百五十一名の犠牲者の皆さん、それから、国鉄鶴見事故によって同様とうとい命をなくされたした百六十一名の皆さんに対し、委員会として黙禱をささげ、これより御冥福を祈りたいと存じます。どうぞひとつ御協力いただきたいと思えます。では、黙禱。」と告げ、委員は起立して黙禱し、哀悼の意を表した。

## 四二二 外国の大統領の逝去につき委員会において弔意を表した例

第四十四回国会閉会後の外務委員会（昭和三十八年十一月二十九日）において、委員長代理理事井上清一君は「委員諸君すでに御承知のごとく、アメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディ氏は、去

る十一月二十三日凶弾に倒れ逝去せられました。まことに哀悼の至りにたえません。本委員会といたしまして、この際、議事に入るに先立ちまして、同氏の靈に対し、つつしんで哀悼の意を表したいと存じます。」と述べ、弔意を表した。

第七十二回国会外務委員会（昭和四十九年四月四日）において、委員長伊藤五郎君は「委員諸君すでに御承知のごとく、フランス共和国大統領ジョルジュ・ポンピドー氏は、昨日午前五時逝去せられました。まことに哀悼の至りにたえません。本委員会といたしまして、この際、議事に入るに先立ちまして、つつしんで哀悼の意を表したいと存じます。」と述べ、弔意を表した。



令和五年九月二十九日発行

# 参議院事務局

印刷者 株式会社 精興社

